令和3年6月公表分(24事案)

【 目 次 】

			頁			頁
(1)	[内閣府]	地域経済分析システム(RESAS)による地方版総合戦略支 援事業等に係る経費	1	(16) [厚生労働省]	生活保護(医療扶助)	39
(2)	[内閣府]	災害援護貸付金	5	(17)[厚生労働省]	障害福祉サービス等(障害児通所支援)	42
(3)	[内閣府]	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)業務	8	(19) [厚生労働省]	診療報酬(後発医薬品関係)	46
(4)	[総 務 省]	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	12	(20) [農林水産省]	産地パワーアップ事業	50
(5)	[総 務 省]	就業構造基本調査(周期統計調査経費)	14	(21) [農林水産省]	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)	54
(6)	[法 務 省]	刑務所出所者等に対する就労支援	16	(23) [農林水産省]	備蓄米及びミニマム・アクセス米(MA米)の管理・販売コ スト	57
(7)	[外 務 省]	日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支 援事業	20	(24)[農林水産省]	林業イノベーション推進総合対策(省力化機械開発推進対 策及び新素材による新産業創出対策)	61
(8)	[外 務 省]	独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサ ルタント契約等	23	(25) [経済産業省]	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄 の推進事業費補助金	64
(9)	[財 務 省]	税関監視艇建造・運航等経費	26	(26) [経済産業省]	IT導入補助金	66
(13)[文部科学省]	地域文化財総合活用推進事業(地域の文化遺産次世代継承 事業)	30	(33)[環 境 省]	CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	68
(14))[厚生労働省]	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	32	(35) [防 衛 省]	防衛情報通信基盤の部外回線借上	72
(15))[厚生労働省]	児童虐待·DV対策等総合支援事業	36	(36)[防 衛 省]	間接調達の適正化	74

				総	括	調	査	票			
調査事案名	(1)地域経済分析 合戦略支援事業等(RESAS)	による地方	7版総	調査対象 予 算 額	令和2年度 (参考 令		: 867百万円 108百万円)]	
府省名	内閣府	会計		♠几 △ 辛土		項	地	方創生支援	費	調査主体	共同
組織	内閣本府	五削		一般会計		Ш	地方創	生支援委託	費ほか	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

【事案の概要】

RESAS

〇 調査事案における関係システム概要は以下のとおり。

地域経済に関する官民の様々なビッ
グデータを活用し、現在及び将来の人
口構成、人口の転入・転出等、産業集
積(企業間取引)、観光地におけるひ
との流れ、各種指標の地方公共団体間
の比較等を簡易に扱うことを可能とし、
地域の特性や課題をわかりやすく見え
る化するシステム(注1)。

V-RESAS

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響を可視化し、リアルタイムに近い形で、地域経済の健康状態(Vital Signs of Economy)を把握できるようにすることで、地方公共団体の政策立案や金融機関・商工団体の中小企業支援をサポートするシステム(令和2年度1次補正、3次補正で時限的に導入(注2))。

RES	SASデータメニュー	V-F	RESASデータメニュー
1	人口	1	人流
2	地域経済循環	2	消費
3	産業構造	3	飲食
4	企業活動	4	宿泊
5	消費	5	イベント
6	観光	6	興味·関心
7	まちづくり	7	雇用
8	医療・福祉	8	企業財務
9	地方財政		

〇 地域経済分析システム(以下、「RESAS (Regional Economy Society Analyzing System)」という)による地方版総合戦略支援事業等は、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方公共団体をはじめ教育機関、民間企業、NPO、住民等に対してRESASの本格的な普及・活用を推進する事業である(注3)。

具体的には、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の経済産業局等への政策調査員(※)の配置、③地方公共団体職員等に向けた説明会の開催、④関連サイトやイベント開催等を通じた活用促進等を実施している。

(※) 経済産業局等に対して、RESASの普及・活用を推進するために配置される非常勤職員

普及促進事業の主な取組例	
説明会・研修会/出前講座	地方公共団体などを対象に、データに基づいた施策立案 などができるよう職員の育成支援を行う。
政策立案ワークショップ	地方公共団体や地域の多様な関係者によるデータに基づく施策立案及び実現を推進し、地方公共団体や地域の関係者がRESASによる分析を行うとともに、具体的な施策の立案及び取組の実施につなげる。
地方創生政策アイデアコンテスト	RESAS等を活用して地域の状況などを分析し、地域を元気にするアイデアを広く国民の皆様から募集する。
経済産業局等による相談窓口	利用者からのRESAS/V-RESASの使い方や広報内容の 問い合わせについて、対応を行う。

- 今回の調査については、全国の地方公共団体1,788先のうち上記の主な取組例に平成27年度 以降に参加した実績のある市町村や都道府県206先、及び経済産業局等9先の合計215先を 対象に調査を行った(うち、地方公共団体2先については、未回答のため、集計対象外とし ている)。
- (注1) RESAS システム関連予算(経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(令和3年度予算額34.3億円の内数))は、今回の調査の対象外。
- (注2)V-RESAS システム関連予算は、令和2年度1次補正:759百万円、令和2年度3次補正:650百万円であるが、令和2年度3次補正については、今回の調査の対象外。
- (注3) RESASによる地方版総合戦略支援事業関連予算(令和2年度(補正後):108百万円)のうち、政策調査員に係る経費は38百万円、 その他の経費(説明会・研修会/出前講座、政策立案ワークショップ及び地方創生政策アイデアコンテスト等)は70百万円。

括 調 杏

③調査結果及びその分析

調查事案名 (1) 地域経済分析システム (RESAS) による地方版総合戦略支援事業等に係る経費

②調査の視点

【調杳対象年度】

令和2年度 【調查対象先数】

都道府県、市町村:206先

(2先は未回答のため、集計対象外)

経済産業局等:9先

- 1. RESAS/V-RESASのデータ活用につ いて
- O RESAS/V-RESASの各データメニュー について、実際に地方公共団体の政策 立案に活用されているか。

(73.5%)

1. RESAS/V-RESASのデータ活用について

- 地方公共団体に対し、RESAS/V-RESASのデータを資料として活用しているか 調査したところ、204団体のうちRESASは150団体(73.5%)、V-RESASは29団体 (14.2%) が活用したことがあるとわかった【図1】。
- 地方公共団体に対し、よく活用しているデータメニュー(RESAS: 9つ、V-RESAS: 8つ) のうち上位5つを調査したところ、その結果は【表 1】のとお

RFSAS/V-RFSASともに活用されているデータと活用されていないデータ(活 用団体数が10団体未満)で大きな差が出ていることがわかった。

RESAS V-RFSAS (26.5%) 150 175

(85.8%)

■ ■ 活用していない

【図1】地方公共団体におけるRESAS/V-RESASの活用状況 〇 RESAS/V-RESASのデータを活用した機会については【表2】のとおり、 RESASでは、「総合戦略・総合計画の策定・改訂」や「地方創生推進交付金」 の事業・施策の立案の際に利用されていることが多く、V-RESASでは、「新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が多いことがわかった。 またV-RESASについて、175団体が活用していない理由として、「使いたい データがない(市町村単位のデータがない、セキュリティ上使えない、RESAS で十分だった、データ母数が少ない、など)」「他のデータや独自のデータの ■ ■ SERLITUS 方がニーズに合っていた」という理由を挙げていた。

【表 1】RESAS/V-RESASデータメニューの活用団体数

	,		_ *////////////////////////////////////			
	SAS ータメニュー	地方公共団体	V-RESAS データメニュー		地方公共団体	
1	人口	98 (48.0%)	1	人流	17(8.3%)	
2	地域経済循環	47(23.0%)	2	消費	19(9.3%)	
3	産業構造	82 (40.2%)	3	飲食	15(7.4%)	
4	企業活動	12(5.9%)	4	宿泊	21(10.3%)	
5	消費	4(2.0%)	5	イベント	5(2.5%)	
6	観光	25(12.3%)	6	興味·関心	1(0.5%)	
7	まちづくり	38(18.6%)	7	雇用	4(2.0%)	
8	医療•福祉	1(0.5%)	8	企業財務	1(0.5%)	
9	地方財政	6(2.9%)	*	地方公共団体:	204団体	

【表2】RESAS/V_RESASを活田した機会のある団体数

RESAS/V-RESASのデータの利用機会	RESAS	V-RESAS	
NESAS/ V NESASO / FO/利加級五	地方公共団体	地方公共団体	
総合戦略・総合計画の策定・改訂	89(43.6%)	1(0.5%)	
地方創生推進交付金	71(34.8%)	5(2.5%)	
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	4(2.0%)	10(4.9%)	
地方創生拠点整備交付金	19(9.3%)	1(0.5%)	
その他国・都道府県補助	20(9.8%)	5(2.5%)	
単独事業に係る施策立案等	37(18.1%)	4(2.0%)	
その他上記以外	31(15.2%)	11(5.4%)	
※地方公共団体: 204団体			

④今後の改善点・検討の方向性

- 1. RESAS/V-RESASのデータ活用につ いて
- 特にV-RESASにおいて、一部のデー タメニューはほとんど活用されていな いことから、利便性向上や、さらなる 広報活動を通じた利活用促進策を講じ つつも、V-RESASが時限的に導入され たことに鑑みて、活用状況や利用者の データのニーズや、費用対効果の観点 を踏まえた在り方を検討すべき。

<参考>

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年 6月18日閣議決定)」
- 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるよ うにする
- (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地 域の実現
- ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
- viii「地域経済の見える化」の推進
- (a)「地域経済の見える化」の推進

努めつつ、サービスを提供する。

- ・地域経済に関する官民のデータを分かりやすく表 示し提供するRESASについて、データに基づく政策 立案やビジネスモデルの創出に資するよう、地方公 共団体や支援機関などのユーザーの意見・要望を踏 まえ、迅速化やデータの拡充などのシステム改善を 行う。さらに、感染症が地域経済に与える影響をリ アルタイムに近い形で可視化するために時限的に導 入したV-RESASについては、データに基づく政策立 案の観点から、その費用対効果の定量的な検証にも
- ・地方公共団体等を中心とするユーザーの意見や要 望を踏まえ、政府全体として整合性のとれた情報支 援ツール等の提供体制及び普及活動の充実を図る。

調査事案名 (1) 地域経済分析システム (RESAS) による地方版総合戦略支援事業等に係る経費

②調査の視点

2. 普及促進事業の評価について

- 普及促進事業に参加した地方公 共団体にとって、同事業は効果が あったか。
- データ利活用による地方創生政 策立案等の推進に向けて、普及促 進事業のPDCAサイクルを回してい るか(優良事例の取りまとめ、横 展開など)。

③調査結果及びその分析

2. 普及促進事業の評価について

○ 普及促進事業に参加した地方公共団体に対して、その効果を調査したところ、各事業について「効果があった」「効果が少しあった」が過半数を上回っていた。その効果としては、「データに基づく政策立案等に係る意識向上につながった」「(施策立案等の資料として) RESASを活用する機会が増えた」などが多かった 【表3】。

一方、地方創生政策アイデアコンテストについては、「効果があまりなかった」「効果がなかった」及び「効果があったかわからない」との回答が3分の1超となり、他の普及促進事業に比べて、事業の効果の認知が低いことがわかった。

○ 地方公共団体に対し、経済産業局等から普及促進事業後のフォローアップの実施がされているか調査したところ、明確にフォローアップを実施していた割合は、おおむね3分の1程度であった。

【表3】普及促進事業後の効果の有無、フォローアップの有無

普及促進事業	説明会 研修会 出前講座	政策立案 ワークショップ	地方創生 政策アイデア コンテスト	経済産業局 等への相談
参加した 地方公共団体	167	53	40	44

○普及促進事業後の効果の有無

あった		44	26	41
少しあった		(83.0%)	(65.0%)	(93.2%)
あまりなかった		1	3	0
なかった		(1.9%)	(7.5%)	(0.0%)
わからない	23	8	11	3
	(13.8%)	(15.1%)	(27.5%)	(6.8%)

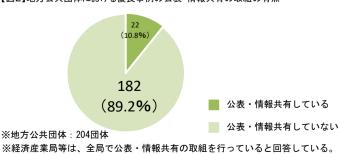
○善及促進事業終のフォローアップの右無

CHARLETA	20000	2 42 13 VIV		
あり	48	18	11	16
	(28.7%)	(34.0%)	(27.5%)	(36.4%)
なし	119	35	29	28
	(71.3%)	(66.0%)	(72.5%)	(63.6%)

○ また、経済産業局等、地方公共団体におけるRESAS/V-RESAS の利活用が施策立案に結び付いた優良事例の公表・情報共有について調査したところ、地方公共団体では、他の団体への優良事例の公表・情報共有がほとんど行われていないことがわかった【図2】。

〇 なお、優良事例の公表・情報共有していない理由として、「優良事例の把握を行っていない」が182団体のうち121団体(66.5%)と最も多かった。

【図2】地方公共団体における優良事例の公表・情報共有の取組の有無



4)今後の改善点・検討の方向性

2. 普及促進事業の評価について

- 普及促進事業については、データ を活用した地方創生に対する意識向上 につながるなど、普及促進事業の効果 は全般的に認められる。
- O しかしながら、今後より具体的な活用をさらに促すためには、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」も踏まえ、普及促進事業そのものの効果を高めるべき。特に地方創生政策アイデアコンテストは、その効果に対する認知が低いことを踏まえて、地方創生の機運醸成を図る観点から、フォローアップの回数を増やすなどの取組を検討し、更なる改善を図るべき。

/糸老へ

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021 (令和3年 6月18日閣議決定) |
- 1.稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
- viii「地域経済の見える化」の推進
- (a)「地域経済の見える化」の推進
- ・地域における人材育成の強化や一層のデータ利活用の推進を目的に、政策アイデアコンテストの改善を図る。また、地方公共団体の職員等向け研修・出前講座、政策立案ワークショップ等についてオンラインの活用を図る。また、地域探求学習教材を拡充し、学校等を対象とした取組を拡充し、実施する。
- 6. 新しい時代の流れを力にする
- (1) 地域におけるSociety5.0の推進
- ①地域における情報通信基盤等の環境整備
- (C) データ活用基盤の整備
- ・RESAS及びV-RESASについては、費用対効果分析と 合わせ、その改善や普及・啓発を図ることにより、 データ活用による地方創生の全国への横展開の推進 を図る。

調査事案名 (1) 地域経済分析システム (RESAS) による地方版総合戦略支援事業等に係る経費

②調査の視点

3. 業務体制について

- 経済産業局等や都道府県のRESAS/V-RESAS担当部署について、どのような 業務を行っているのか。
- 経済産業局等と都道府県において、 相互連携、役割分担は図られているのか。

【表4】経済産業局等及び都道府県における RESAS/V-RESAS担当者の配置人数平均

	経済産業局等 (9局)	都道府県 (46か所)
RESAS/V-RESAS	3.89人	1.48人
担当者	(35人/9局)	(68人/46都道府県)
うち局・都道府県	2.00人	1.48人
職員	(18人/9局)	(68人/46都道府県)
うち政策調査員	1.89人 (17人/9局)	-

【表5】経済産業局等職員・政策調査員のRESAS/V-RESAS関係業務内容

【衣 5 】 在	€ O)KE3A	3/ V-KE3/	おり対か未	伤内谷
	RES	SAS	V-RESAS	
普及促進業務	軽済産業局	政策調査員	職員 軽済産業局	政策調查員
RESAS/V-RESASについての 講座、研修の実施	9	9	9	9
RESAS/V-RESASについての 相談窓口業務	9	9	9	9
その他	2	2	2	2

③調査結果及びその分析

3. 業務体制について

O RESASによる地方版総合戦略支援事業等に係る経費(令和2年度当初予算49百万円)により、各経済産業局等には17人(各局2人程度、勤務日数を考慮すると1局あたり1.4人)の政策調査員が配置されている。

また、都道府県の企画政策立案や地方創生関係を担当している部署においても、RESAS/V-RESASを担当する職員が配置されている。経済産業局等、都道府県におけるこれらの担当者の業務を調査したところ、都道府県においては、都道府県・市町村の職員、金融機関その他民間団体等への講座・研修の開催やこれらの広報活動、窓口相談業務のほか、内閣府や経済産業局等が実施する普及促進事業の実施準備や開催支援も行っていることがわかった。

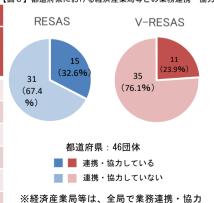
さらに、経済産業局等においては、地方創生関係を担当している部署に RESAS/V-RESASを担当する職員が配置されており、都道府県と同様の講座・研修の 開催、これらの広報活動、窓口相談業務に加え、地方公共団体主催のセミナー等へ の講師派遣等も行っていることがわかった。しかし、各経済産業局等に配置されて いる政策調査員の業務については、特定の業務を担当してはおらず、経済産業局等 の職員と同様の業務内容で配置されていることもわかった【表4、5】。

○ 経済産業局等と都道府県の間においては、主に都道府県主催のRESAS/V-RESASを活用したセミナー等を開催した際の講師派遣などで、連携・協力は行っているが、3分の2以上の都道府県が特段の連携・協力はしていないことがわかった【表6、図3】。また、経済産業局等と都道府県のRESAS担当部局との連携・協力の頻度は、年数件程度であり【表7】、「連携・協力の必要性

また、経済産業局等と都追府県のMESAS担当部局との連携・協力の頻度は、年数件程度であり【表/】、「連携・協力の必要性 を感じていない(国への依頼事項がない)」「国から明確なマニュアル等が示されるため、連携・協力せずとも、自治体で利活用 できる」との意見もあった。

【表も】経済産業局寺と都追附県の業務連携・協力内容									
	RE	SAS	V-RE						
経済産業局等と都道府県 の業務連携・協力	経済産業局	都道府県	経済産業局	都道府県					
地方公共団体主催のRESAS/V-RESASを 活用したセミナー等への講師派遣	6	15	6	9					
定期的に情報交換・打ち合わせを実施	2	0	2	0					
RESAS/V-RESAS利活用に係る相談案件 の共有・アドバイス	1	3	1	3					
経済産業局等・都道府県主催の 説明会等の際のロジ協力	1	1	1	0					
特段決まった連携・協力は行っていない	0	31	0	35					
その他	4	0	4	0					

【図3】都道府県における経済産業局等との業務連携・協力



を行っていると回答している。

4)今後の改善点・検討の方向性

3. 業務体制について

O 経済産業局等に配置されている 政策調査員について、経済とよいる 等の職員と同様の業務内容となら ている可能性があることから、 策調査員の業務内容を、データ活 用による地方創生の全国への横展 開の推進を図るなどと明確にすべ き。

また、マニュアルの充実による 相談事務の効率化を図りつつ、政 策調査員は、「2. 普及促進事業 の評価について」において指摘さ れたフォローアップの充実や優良 事例の横展開に注力すべき。

表7】経済産業局等、地方公共団体間の業務連携・協力の頻度

【我 / 】 程况在未尚守、地方五六四种间の未物建场 励力の须及								
	RES	SAS	V-RESAS					
連携・協力の頻度	経済産業局	都道府県	経済産業局	都道府県				
毎日1件以上	0	0	0	0				
週1件程度	0	0	0	0				
月1件程度	3	0	2	0				
2~3月に1件程度	0	1	1	0				
年数件程度	6	11	6	7				
ほとんどない	0	3	0	4				

-4

			総	括	調	査	票			
調査事案名	(2)災害援	護貸付金			調査対象 予 算 額		度:150百万 令和3年度:			
府省名	内閣府	会計	- 6几人=⊥		項		防災政策費		調査主体	本省
組織	内閣本府	本前	一般会計		目	5	災害援護貸付	金	取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県内で「災害救助法」が適用された自然災害で 負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸付けを行う。

- •貸付上限 被害状況に応じて150万円から最高350万円
- 利 率 年3%以内で条例で定める率
- 10年(据置期間を含む) • 償還期間
- 貸付原資 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

所得制限 例) 住居が消滅した場合 1,270万円

• 据置期間 3年(特別の場合は5年)

年賦、半年賦又は月賦 • 償還方法

◎近年の主な災害における年度別執行状況(令和3年3月末時点)

\Box	事業イメー	-ジ						
	⑤国庫貸付金 借入申請	+/17	③県貸付金 (電入申請 (主体)					
	⑥貸付決定	都道府県	④貸付決定					
围	⑨国庫貸付金 償還	県	⑧県貸付金 償還 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 	被災者				
	③国庫貸付金 借入申請	実施主体	①借入申請	者				
	④貸付決定	指定	②貸付決定					
	⑥国庫貸付金 償還	指定都市	⑤借入金償還					

	平成30年7月豪雨			北海道胆振 東部地震	令和元年 台風	令和2年 7月豪雨				
	нзо	R 1	R 2	H 3 0	R 1	R 2	R 2			
執行額 (国費)	246. 4	43. 3	4. 1	4. 8	500. 2	166. 3	77. 6			
国費合計			293. 8	4. 8		666. 5	77. 6			
貸付金額			440. 6	7. 2		999. 9	116. 4			
貸付件数			301	4		599	70			
1件当たり 平均貸付額			1. 5	1.8		1. 7	1.7			

調査事案名

(2) 災害援護貸付金

②調査の視点

1. 条例の改正について

被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実を図ることを目的とし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等が改正(下記参考参照)されたが、当該改正に伴い、市町村において条例の改正等を実施しているか。また、改正はどのような内容となっているか。

2. 利用のための取組について

災害援護資金貸付制度の住民への周知や事務手続の効率化について、市町村はどのような取組を行っているか。

【参考】

災害 中慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律概要 (平成31年4月1日施行)

〇災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるよう見直し 法律により3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率について、市 町村が条例で設定できるようにすることにより、市町村の政策判断に基づし き、低い利率での貸付けが可能となった。

災害 射金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令概要 (平成31年4月1日施行)

〇災害援護資金制度の見直し

近年の社会情勢を踏まえ、災害用慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、下記の見直しを行った。

①償還方法の拡充(月賦償還による償還方法を追加)

被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資する ため、被災者が選択できる災害援護金の償還方法に、月賦償還を追加。

②保証人の要件緩和(連帯保証人の必置義務を撤廃)

被災等により、保証人を立てられない被災者が、災害援護資金の貸付け を受けられるよう、災害援護資金の貸付条件の一つである連帯保証人の必 置義務を撤廃。(引き続き、条例で連帯保証人を立てるかどうかについて は、市町村の政策判断による。)

③延滞利率の適正化(延滞利率を5%に引下げ)

近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の違約金に係る延滞利率を10.75%から5%に引下げ。

【調査対象年度】

令和元年度~令和2年度

【調査対象先数】 市町村:1,741先

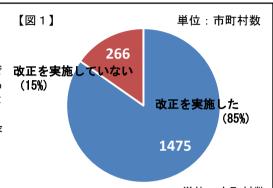
③調査結果及びその分析

1. 条例の改正について

(1) 条例改正の実施状況

市町村における条例の改正状況は【図1】のとおりで 改正を実施していない あり、改正を実施していない市町村の調査時点における (15%) 検討状況及び検討を実施していない理由は【表1】のと おりである。

また、【表2】は改正状況を踏まえ都道府県ごとに条例改正の実施率を算出し、割合別に集計している。



【表 1】

単位:市町村数

- 1							
	調査時点における検討状況		検討を実施していない理由				
	条例改正の 検討を実施している	59	_	_			
\rangle		207	災害援護資金に係る条例を制定していない	1			
	条例改正の		検討の結果、現行条例等の規定内容が妥当であるため	67			
	検討を実施していない		災害援護資金を必要とする災害が発生していないため	124			
			その他	15			
- 1							

【表2】

単位:都道府県数

	50%台	60%台	70%台	80%台	90%台	100%
条例改正状況 (都道府県別)	1	4	9	15	12	6

条例を改正したのは1,475市町村(85%)、改正していないのは266市町村(15%)であった。【図1】 改正していない市町村のうち207市町村は、調査時点において改正の検討を実施しておらず、その<u>理由として最も多かったのは、「当該制度を必要とする災害が発生していないため」であった。また、1町において当該制度に係る条例を制定していなかった。【表1】</u>

都道府県別の改正実施率は、70%未満が5県、70%台が9道県、80%台が15都府県、90%台が12府県、100%が6県という状況であった。【表2】

近年多発する自然災害の状況を勘案すると、<u>災害発生の有無にかかわらず、運用の見直しに係る検討を</u> 行うなど、事前の備えが必要だと考える。

調査事案名

(2) 災害援護貸付金

③調査結果及びその分析

(2) 改正の内容について

全市町村の約8割に相当する1,341市町村において、 償還方法に月賦償還を追加し、1,325市町村において、 貸付利率を変更、1,195市町村において、連帯保証人の 要件緩和を行っていた。また、その他として、支給審査 委員会の設置規定の追加、様式等の変更、具体的な貸付 利率を規則に規定(災害規模等に応じて柔軟に対応)等 の改正を行っていた。【表3】

以上により、<u>「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正の主旨を踏まえた運用の見直しが進んでいる</u>ことが確認できた。

【表3】

条例等の改定内容	回答数
貸付利率の変更を行った	1,325
連帯保証人の要件緩和を行った	1,195
償還方法に月賦償還を追加した	1,341
その他の改正	367

(注) 市町村により複数回答がある。

2. 利用のための取組について

市町村における災害援護資金貸付制度の住民への周知や事務手続の効率化に係る取組状況については、 【表4、5】のとおり。

災害援護資金貸付制度の住民への周知に係る取組について、全市町村の約7割に相当する1,281市町村は特に実施していなかった。一方で、ホームページや広報誌等の活用、チラシやSNSを使用した周知を実施している市町村があった。また、その他として、「災害発生時に周知する」との回答が多数あった。【表4】

事務手続の効率化に係る取組について、全市町村の約9割に相当する1,524市町村は特に実施していなかった。一方で、申請の電子化、書類の簡素化、不必要な押印の撤廃等の見直しを実施している市町村があった。【表5】

自然災害発生時において、被災者の生活再建への支援の一環として、災害援護資金貸付制度がより一層活用されるためには、平時における住民に対する制度の周知や事務手続の効率化が重要だと考えられる。

【表4】

住民への周知に係る取組	回答数
ホームページによる広報を実施	324
広報誌(紙媒体)を活用し実施	128
テレビ、ラジオ等の広報番組(自治体)を活用し実施	3
関係団体(社会福祉協議会等)、金融機関等を通じて周知	40
特に実施していない	1,281
その他	90

【表5】

事務手続の効率化に係る取組	回答数
他の支援制度との窓口の一本化	112
マイナポータル・メールなどを活用した電子化	13
申請に関する書類の簡素化	41
特に実施していない	1,524
その他	65

(注)表4▼5は、市町村により複数回答がある。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 条例の改正について

○ 災害が発生していない等を理由に改正に 係る検討を実施していない市町村があるが、 災害の有無にかかわらず、事前に運用の見 直しに係る検討を行うなど、事前の備えが 必要である。

このため、内閣府は、各市町村の運用状況等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべきである。また、災害援護資金貸付制度に係る条例を制定していない自治体に対して、制定を促すべきである。

2. 利用のための取組について

- 被災者の生活再建の一助を担う災害援護 資金貸付制度について、まずは、住民に制 度を知っていただくことが必要である。ま た、災害発生時においては、効率的な事務 処理が求められる。
- このため、内閣府は、<u>自治体に対し、住民への周知に係る取組や事務手続の効率化に係る取組の優良事例等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべき</u>である。
- O また、内閣府は、被災者や行政機関窓口職員等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるよう、生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースを令和3年度中に構築し、令和4年度から本格的運用を予定しているが、災害援護資金貸付制度の貸付利率等は市町村ごとに異なることから、これらを適切に反映させるべきである。

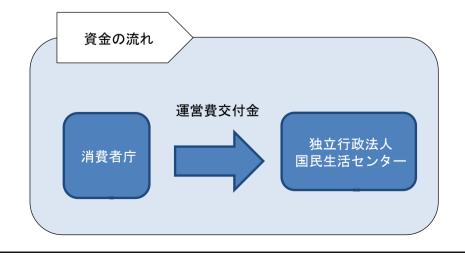
	総	括	調	査	票			
調査事案名 (3)全国消費生活情報 NET)業務	ネットワークシステム((PIO-	調査対象 予 算 額			 百万円の内数 g : 3,026百万		
府省名 内閣府 会計	前几人>=⊥		項	独立行政法	人国民生活	センター運営費	調査主体	共同
組織 消費者庁 云副	一般会計		I	独立行政法人	、国民生活セン	ッター運営費交付金	取りまとめ財務局	(九州財務局)

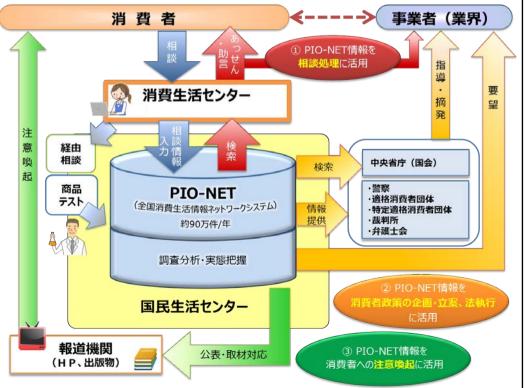
【事案の概要】

全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)は、独立行政法人国民生活センター(以下、「国民生活センター」という。)、中央省庁等、都道府県及び市 区町村(以下、「自治体」という。)の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費者から寄せられる消費生活に関する苦情等の相談(以下、「消費 生活相談」という。)情報の蓄積、共有及び情報提供を行うシステムであり、その管理及び運用は、国民生活センターが実施している。(昭和59年運用開始)

消費生活センターは、消費者からの消費生活全般の問題、苦情及び問い合わせ等を受け付け、公正に対処し問題の解決を支援するため、「消費者安全法」においてその設置が定められており、令和2年4月1日時点で47都道府県のほか1,115市区町村にて設置されている。(※1)出所:令和2年度地方消費者行政の現況調査(消費者庁)

消費生活センターには必ず消費生活相談員(以下、「相談員」という。)を置くよう定められており、相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人が行う「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市区町村長が認めた者のうちから任用される。消費生活センターにおいて消費生活相談の対応を行う相談員は、消費生活相談の内容をPIO-NETに入力し、情報を蓄積及び共有することで、全国の消費者行政の質の向上に資している。





総 括 調 杏

調查事案名

(3) 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)業務

②調査の視点

1. PIO-NETを利用した業務について

(1) 相談員の勤務時間のうち、PIO-NETへの情報入力に要する時間は どの程度か。また、PIO-NETを利 用する業務に改善の余地がないか。

③調査結果及びその分析

1. PIO-NETを利用した業務について

(1) 相談員の勤務時間に占める業務内容について

消費生活センターにて消費生活相談に対応している相談員の一日の 勤務時間のうち、「PIO-NETへの情報入力」に要する時間が約3割を占 め、主業務である「相談対応」に要する時間と合わせて6割を超える 時間を費やしている。【表1】

また、相談内容をPIO-NETに入力するにあたり、手書き、Word及び Excel等による別帳票を作成し入力をしている相談員は約9割存在し、 相談を受けながら直接入力している相談員は約1割に留まっている。 【表2】

なお、相談を受けながらPIO-NETに直接入力していない理由として、 「イヤホンマイク等の環境が整っていないため」や「聞き取りに集中 するため」等の回答がある一方で、「PIO-NETの入力項目が多く、入力 情報の整理に時間を要するため」との回答が約6割を占めている。 【表3】

【表1】一日の勤終時間に占める業務内容

	~101	」 (単位:分)
	平均值	割合
相談対応	13	1 32.5%
PIO-NET入力のための下書き作成	19	9 4. 7%
PIO-NETデータ入力 13	2 8	7 21.6%
PIO-NETデータ入力内容の確認	20	6.5%
PIO-NETとは別の管理帳票作成	2	5. 2%
PIO-NET登録に係る決裁事務	1	1 2. 7%
情報収集	5	1 12. 7%
自己研鑽	3	1 7. 7%
その他	2	6.4%
1日の勤務時間	403	3 100.0%

(注)表3は、自治体により複数回答がある。

【表ゥ】PIO-NFTへの入力方法

		【秋と】 I TO NET NOT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NO	回答数	割台
		① 相談を受けながら直接システム入力	25	8. 4%
		② 相談を受けながら手書きで帳票を作成した後、システム入力	27	9. 1%
1		③ 相談を受けた後、Word、Excel等で帳票を作成し、システム入力	19	6.4%
	32. 8%	④ 相談を受けた後、手書きで帳票を作成し、システム入力	204	68. 7%
		⑤ ③と④を併用	16	5.4%
		⑥ その他	6	2. 0%
		計	297	100.0%

【表3】直接入力しない理由	回答数	割合
① PIO-NETの入力項目が多く、入力情報の整理に時間を要するため	227	57. 5%
② イヤホンマイク等、直接入力するための環境が整備されていないため	80	20. 3%
③ ブラインドタッチ等、パソコンの操作に慣れていないため	38	9.6%
④ 相談内容を整理し、入力内容の正確性を確保するため	19	4. 8%
⑤ 相談内容の聞き取りや相談者と向き合うことに集中するため	15	3.8%
⑥ その他	16	4. 0%
	395	100.0%

4)今後の改善点・検討の方向性

1. PIO-NETを利用した業務について

(1) 相談員の勤務時間に占める業務 内容について

消費者行政を更に充実させるために は、PIO-NETへの情報入力に要する時間 を削減し、消費生活相談や消費者教育 等に充てることが重要である。

PIO-NETの入力項目が約100項目にわ たること及び相談概要を入力する欄に は500文字の字数制限があり、字数内に 収めるため入力内容の事前整理が必要 であること等の現在の入力仕様が、約 3割の業務時間を割く要因の一部であ ると考えられる。

このため、消費者庁は、相談員の意 見を聴取し、入力項目や入力規則等、 現在の入力仕様を見直し、PIO-NETへの 情報入力に要する時間の削減に努める とともに、相談を受けながら直接シス テム入力することは業務の効率化につ ながることから、引き続き、相談員へ の研修等を通じて、相談員のスキルア ップを図るなどし、消費者行政の質の 向上を図るべきである。

調查事案名

(3) 全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) 業務

②調査の視点

1. PIO-NETを利用した業務について

(2) 相談員の業務量について自治体間に 差がないか。また、人員配置を含め、 消費生活センターの運営の効率化が図 れないか。

③調査結果及びその分析

1. PIO-NETを利用した業務について

(2) 消費生活センターの運営について

全国の相談員の数は、近年減少傾向にあり、担い手不足が課題となっている。 【図1】(※2)出所:令和3年度版消費者白書(消費者庁)

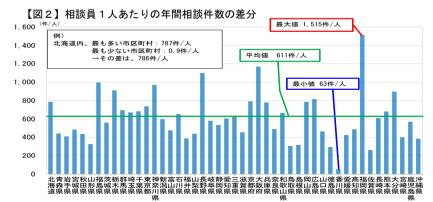
各市区町村における「相談員1人あたりの年間相談対応件数」を基に、都道府県内ごとに、その「最大値及び最小値の差」を算出したところ、最も差が大きい都道府県で1,515件/人、全都道府県の平均で611件/人の差があり、<u>同一都道府県内の市区町村間において、「相談員1人あたりの年間相談対応件数」に相当な隔</u>たりがあることがわかった。【図2】

- (※3)出所:消費者庁調べより、財務省が試算
- (※4) 「相談員1人あたりの年間相談対応件数」は、市区町村ごとに「年間相談対応件数 (相談員以外が対応した件数も含む)」を「相談員数」で除して、機械的に算出。

一方で、<u>広域連携を実施している自治体は、</u>消費生活センターを設置している1,162自治体のうち、<u>369自治体(約3割)に留まっ</u>ている状況である。(※5)出所:令和2年度地方消費者行政の現況調査(消費者庁)

消費生活相談が担う役割の重要性に加え、消費者被害を未然に防ぐ予防行政も重要であり、「消費者教育」や消費生活上、特に配慮を要する者を自治体及び地域の関係者が連携して見守る体制を構築し、異変への「気づき」を早期に行政につなげる<u>「見守り活動」について</u>、消費者庁は取組拡大に努めているところである。しかし、本調査では、<u>3割を超える市区町村において、「取組は十</u>分ではなく、対応できる余力がない」状況であることがわかった。【表5】





④今後の改善点・検討の方向性

1. PIO-NETを利用した業務について

(2)消費生活センターの運営について 相談員の担い手不足が課題となっている 現状を鑑みると、引き続き、相談員の確保 に努めるとともに、現在の人員を最大限効 率的に活用することも重要である。

各自治体間では、「相談員1人あたりの年間相談対応件数」に相当な隔たりがあるため、消費者庁は、地域の実情を踏まえ、複数の自治体が連携し、人員配置を含め、より効率的な消費生活センターの運営が可能となる広域連携体制をより一層促進すべきである。

これにより、<u>消費生活相談の質の向上のみならず、消費者被害を未然に防ぐ予防行政にも人的リソースを充てることができ、ひいては、更なる消費者の安全安心の確保</u>につながるのではないか。

 (表4) 広域連携について都道府県の回答
 全体

 回答数
 割合

 ① 効率的で有益である
 26 57.8%

 ② 各自治体が行うべきであり弊害がある
 7 15.6%

 ③ その他
 12 26.6%

 計
 45 100.0%

【表5】消費者教育や見守り活動について市区町村の回答

	回答数	割合
①十分できている	34	13.5%
②現在は十分ではないが、今後充実予定	123	48.8%
③十分ではなく、対応できる余力がない	85	33. 7%
④その他	10	4. 0%
計	252	100.0%

総 括 調 杏

調查事案名

(3) 全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) 業務

②調査の視点

2. PIO-NETの運用について

現在のPIO-NETについて、システム 構成の見直し等により、運用経費削減 の余地がないか。

【調査対象年度】 令和2年度

【調査対象先数】

消費生活センターのうち、

都道府県、政令指定都市のセンター : 67先

中規模センター(貸与パソコン7台以 上):27先

小規模センター(貸与パソコン6台以 下) より無作為抽出:206先

300先

うち回答のあったセンター297先

(回答回収率:99.0%)

うち都道府県のセンター:45先 うち市区町村のセンター:252先

③調査結果及びその分析

2. PIO-NETの運用について

PIO-NETの運用は、管理運用主体である国民生活センターが、サーバー等を 自ら賃貸借のうえ設置し運用するオンプレミス方式を採用している。

中央省庁等は、政府共通ネットワークにより接続し、また、相談件数の少な い小規模の消費生活センター及び各自治体の消費者行政担当は、総合行政ネッ トワーク(LGWAN)から政府共通ネットワークを経由し接続し、各機関にて備 えるパソコン及びプリンターにより、PIO-NETを利用している。

一方、各自治体の消費生活センター(小規模を除く)は、扱う情報量が膨大 であり、かつ、セキュリティ対策も必要であるため、PIO-NET接続専用回線 (IP-VPN) により接続のうえ、専用のパソコン及びプリンターによりPIO-NET を利用している。【図3】

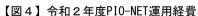
PIO-NETの運用にあたっては、専用回線の敷設及び利用料、専用のパソコン 及びプリンターの貸与(約4,000台)にかかる費用は、全て国民生活センター が負担しており、令和2年度のPIO-NET運用経費443百万円のうち、203百万円 (46%) を占めている。【図4】

※令和2年7月1日時点

各機関の行政端末

■次期システム関係経費

【図3】PIO-NET接続の概要図と接続先数 国民生活センター ※政府共通ネットワーク ※専用回線 消費生活センター(小規模) 消費者行政担当 (都道府県・政令指定都市 市区町村) 消費生活センター ・ハス・max 483箇所 専用プリンタ 15箇所





4)今後の改善点・検討の方向性

2. PIO-NETの運用について

PIO-NETの運用に当たっては、個人情報保 護等の観点から一定水準のセキュリティを具 備する必要があるが、情報技術の進展により 様々なサービスが存在する中、高価である専 用回線、専用パソコン等を利用するシステム 構成は必ずしも効率的であるとは言えない。

消費者庁は、高度なセキュリティ要件を具 備しつつも、クラウドサービスの利用や各機 関にて備える端末からPIO-NETへの接続を可 能とするなど、システム構成等を見直し、固 定的経費である運用経費の削減を図り、消費 者行政の充実及び強化のための施策に資源を 充てるべきである。

なお、見直しに当たっては、デジタル・ガ バメントの実現に向けた政府情報システムの 整備等の取組を踏まえるとともに、各自治体 の実情を考慮し、消費者行政の妨げにならな いよう各自治体と十分な調整を実施すべきで ある。

46%

約4,000台

			総	括	調	査	票			
調査事案名 (4) 周波数の使用等に関するリテラシーの向上					調査対象 予 算 額		度:262百万 令和3年度:	円 ほか : 262百万円)		
府省名	総務省	会計	անո.⇔=⊥		項	電波利用	料財源電波盟	监視等実施費	調査主体	本省
組織	総務本省ほか	五司	一般会計		目	電波	監視等業務層		取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

- 〇 本事業は、「電波の安全性」や「電波の公平かつ能率的な利用」に関する国民のリテラシー向上を目的として、説明会や電話相談等を実施する事業である。主な内容は以下のとおり。
 - (1) 電波の安全性に関する説明会 以下の2種類の説明会を各地域において開催。
 - ① 医療機関向けの医療機器への電波の影響に関する説明会
 - ② 一般向けの説明会
 - (2) 電話相談

電波の安全性に関する国民の不安の解消やリテラシー向上のため、電話相談窓口を設置し、相談対応を実施。

(3) 民間ボランティアを通じた周知啓発活動

電波の適正利用の確保に資することを目的に、民間ボランティア (電波適正利用推進員) が学校や公民館等において実施する周知啓発活動 (小中学生等向けの「電波教室」(注1)等) を支援。(注2)

(注1) 電波に関するDVDの視聴やラジオの製作等を行うもの。

(注2)推進員活動の運営管理等について、総務省と事務局組織(令和2年度:全国陸上無線協会)の間で請負契約を締結。

(本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

【前回の調査結果(平成27年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 成果目標等について

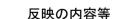
成果目標等について、事業目的の達成度を測るにふさわしいもの となるよう見直すべき。

2. コスト削減や効率化に向けた工夫、単位当たりのコストの水準等について

外部委託による電話相談窓口及び意識調査について、費用対効果 の観点から他事業と統合すべき。

3. 推進員について

推進員の活動等について、均質かつ効率的な施策展開とすべき。



1. 成果目標等について

目標設定については、<u>今後実施する電波環境に関する意識調査等において、適切な項目を設定し、それをアウトカム目標に追加</u>すること等を通じて、PDCAを適切に行うこととする。

電波法 (抄)

第103条の2 (略)

4 この条及び次条において「電波利用料」と

は、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接

の目的として行う事務の処理に要する費用(中略)の財源に充てるために免許人等(中

十二 電波の能率的な利用を確保し、又は 電波の人体等への悪影響を防止する

めの活動に対する必要な援助

ために行う周波数の使用又は人体等

の防護に関するリテラシーの向上のた

略)が納付すべき金銭をいう。

2. コスト削減や効率化に向けた工夫、単位当たりのコストの水準等について

外部委託による電話相談窓口と意識調査については、両業務を統合・合理化を図った。

3. 推進員について

周知啓発活動等の経費について効率化を図った。



括 調 杏

調查事案名

(4) 周波数の使用等に関するリテラシーの向上

②調査の視点

- 1. 事業の成果について
- 〇 平成27年度の予算執行 調査を受けて適切な成果 目標が設定され、所期の 事業目的が達成されてい るか。

- 施策の実施状況につい τ
- 説明会の開催や電話相 談、推進員活動等に必要 な経費の水準は妥当なも
- 【調査対象年度】
- 【調查対象先数】 総務本省、 総合诵信局等:12先

③調査結果及びその分析

- 1. 事業の成果について
- 〇 平成27年度の予算執行調査を受け、平成28年度より新たに以下の成果目標が追加された【表 1】。

【表1】平成27年度の予算執行調査を受けて追加した成果目標(本事業の行政事業レビューシートより作成)

	事業内容	成果目標	成果指標		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度					
ſ				目標値	90	90	90	90					
	(1) 電波の女主性に関する説明芸	電波の安全性への不安の減少(%)	不安が減少した、又は不安ではない」と回答した割合	実績値	91	93	90	90					
ſ	(a) ====================================		電波の安全性に関する電話調査結果において、「電波を	目標値	75	75	75	75					
	(2)電話相談		不安に感じない」と回答した割合	実績値	71	75	74	74					
ſ	(3) 民間ボランティアを通じた周知	間ボランティアを通じた周知 電波の適正利用に関する理解度の向上 「電波教室」参加者アンケートにおいて、「電波の過		目標値	60	64	70	70					
	啓発活動	(%)	利用について理解した」と回答した割合	実績値	63	71	68	66					

- (1) 電波の安全性に関する説明会
- 医療機関向けの説明会については、対象者の属性や説明会の内容に応じた、具体的な成果目標を設定することも可能 と考えられるが、現行の成果目標としては、「電波の安全性への不安の減少」との一般的な目標のみが設定されている。
- (2) 雷話相談
- 成果目標が達成されたのは4年間のうち1年のみであり、他の年では、電波の安全性に関する電話調査において、 「電波を不安に感じない」とする回答は4分の3未満にとどまっている。
- こうした目標達成状況を踏まえれば、現在の事業内容により、事業目的である「電波の安全性に関するリテラシーの 向上」が効果的に実現できているとは言い難い。
- (3) 民間ボランティアを通じた周知啓発活動
- 成果目標は2年連続で達成されておらず、直近では、電波教室参加者アンケートで、「電波の適正利用について理解 した」とする回答は3分の2にとどまっている。
- こうした低調な目標達成状況の背景としては、以下のような要因が考えられる。
 - ・ 総務省から推進員に対して、電波教室の成果目標として「電波の適正利用に関する理解度の向上」が設定されている ことが明確に共有されていないこと。
 - 主な対象者層である小中学生は、必ずしも日常的に電波の適正利用(不法電波の防止等)を意識すべき状況に置かれ ている訳ではないと思われること。

【図1】電波の安全性に関する

(百万円) 約49百万円

参加者数 (右軸)

1,782人 2,080人

令和元年度 令和2年度

執行額(左軸)

35

30

25

20

15

10

説明会の執行額・参加者数

(人)

5.000

4,500

4,000

3.000

2.500

2,000

1,500

1,000

500

約30百万円3.500

- 2. 令和2年度における各施策の実施状況について
- (1) 電波の安全性に関する説明会
- 令和元年度までは地域別で実地形式により開催していたが、令和2年度は新 型コロナウイルス感染症の拡大を受け、一部地域を除いて、オンライン形式 (またはオンライン・実地の併用方式)により開催した。
- この結果、令和2年度の執行額は、会場費等の減により対前年度比で38%減 少した。一方で、参加者数は17%増加している。【図1】
- なお、オンライン形式の導入後も、説明会は地域別で開催されている。
- (2) 電話相談
- 電話相談窓口は、平日9:30~18:30に常時開設されているが、年間相談件数 は326件にとどまり、平日1日当たりに換算すると約1.5件となっている(相 談件数1件当たりのコストは3.2万円)。
- (3) 民間ボランティアを通じた周知啓発活動
- 〇 推進員の活動の運営管理等を行う事務局職員の人件費について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事 務局による周知啓発活動等の支援件数が前年度の10分の1程度に大幅に減少したにも関わらず、前年度よりも高額の人 件費が支払われていた(令和2年度:70,900千円、令和元年度:58,717千円)。

④今後の改善点・検討の方向性

- 1. 事業の成果について
- (1) 電波の安全性に関する説明会
- 医療機関向けの説明会について、事業内容 の改善に向けて、PDCAサイクルを十分に機能 させる観点から、対象者の属性や説明会の内 容に応じた、具体的な成果目標の設定を検討 すべきではないか。
- (2) 雷話相談
- 電波の安全性に関するリテラシーの向上と の事業目的を達成する観点から、本事業に有 効性があるかをしっかりと検証すべきではな
- (3) 民間ボランティアを通じた周知啓発活動
- 電波教室について、事業目的である「電波 の適正利用に関するリテラシーの向上」がし っかりと実現されるよう、推進員に成果目標 を明確に共有するとともに、現在の対象者層 が成果目標と照らして適切であるか等、事業 の有効性を検証すべきではないか。
- 2. 令和2年度における各施策の実施状況に ついて
- (1) 電波の安全性に関する説明会
- 令和2年度におけるオンライン開催の経験を 踏まえ、事業の効率化に向け、オンライン開催 の継続、更なる拡大を検討するとともに、地域 別の説明会は、オンライン開催を前提に統合を 図るべきではないか。
- (2) 雷話相談
- 〇 現在の利用率が低調であることを踏まえ、 常設の電話相談窓口を設置する必要性を検証 すべきではないか。
- (3) 民間ボランティアを通じた周知啓発活動
- 事務局の人件費については、活動実績が低 調な場合にはそれに応じた金額とする仕組み とすべきではないか。

(1)の説明会と(3)の周知啓発活動は、 ともに全国的に各地域で開催されるものであ り、準備作業等の業務の性質には共通する部 分があると考えられるが、それぞれ異なる事 務局が運営を担当している。双方の事務局業 務の統合を図るなど、事業全体を通じた効率 化の方策も検討すべきではないか。

- 2. 令和2年度における各
- のとなっているか。
- 平成28年度~令和2年度

			総	括	調	査	票				
調査事案名	(5)就業構	造基本調査	(周期統計調査経費)		調査対象 予 算 額		:2, 206百万円 和3年度:9 ī				
府省名	総務省	∆ =1	60 0 =1		項	†	統計調査費		調査主体	本省	
組織	総務本省	会計	一般会計		B		統計調査費、 也方公共団体委託費	ほか	取りまとめ財務局	_	

【事案の概要】

- O 就業構造基本調査は、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに実施されている。次回調査は令和4年に予定されている。
- 〇 調査は、国から各地方公共団体に委託して行われており、調査に要する費用(手当、旅費、消耗品費等)を委託費として交付している。平成29年度は、予算 額2,206百万円のうち、2,059百万円(約93%)が地方公共団体への委託費となっている。

就業構造基本調査の概要

統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査です

国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

日本の就業・不就業の実態を明らかにする調査です

調査事項

① すべての人について 男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無など

② ふだん仕事をしている人について 雇用契約期間、仕事の内容、1週間当たりの就業時間、現職に就いた理由など

③ ふだん仕事をしていない人について 就業希望の有無、希望する職種、求職活動の有無など

調査の結果は国や地方公共団体の政策に幅広く利用されます

調査の結果は、雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案 のための基礎資料となります。

パソコンやスマートフォンなどで回答が可能です

- ・調査は、国が都道府県、市区町村を通じて実施します。
- ・調査への回答は、世帯がパソコンやスマートフォンなどで国に直接回答、又は調査員に調査票 を提出することで行います。



明日への統計2017「平成29年就業構造基本調査の概要」(総務省統計局) (https://www.stat.go.jp/info/guide/asu/2017/index.html) を加工して作成

括 調 杏

調查事案名

(5) 就業構造基本調查(周期統計調查経費)

②調査の視点

1 地方公共団体委託費について

地方公共団体への委託費の執 行状況はどうか。例えば、委託 費の6割を占める統計調査員手 当については、オンライン回答 による効率化の効果は適切に反 映されていたか。

2. オンライン調査について

○ 平成29年調査で、オンライ ン回答率は20.4%にとどまって いるが、更に高める余地があ るのではないか。

【調査対象年度】

平成29年度

(平成29年就業構造基本調査 オンライン調査については、 令和2年国勢調査の事例を調査)

【調査対象先数】 総務省統計局1ヵ所 都道府県47ヵ所 県庁所在市47ヵ所 (東京都は練馬区)

③調査結果及びその分析

1. 地方公共団体委託費について

- 就業構造基本調査の「統計調査員手当」は、実際の稼働日数にかかわらず、調査員1名当たりの定額の単価(東京都の場 合: 1名当たり40.070円) に基づいて調査員に支給されている。
- 上記単価は、調査員1名当たりの「1調査区(16世帯)に要する稼働日数の見込み(5.4日)×地域毎の日当(東京都の 場合: 7.420円) 」(10円未満切り上げ)により算出されている。
- ・ 平成29年調査は、オンライン調査が初めて全面導入されており、オンライン調査が一部地域のみだった前回(平成24年) 調査とは調査方法が異なっていたが、調査員手当の単価は、平成24年調査と同じ稼働日数見込み(5.4日)に基づいていた。

回答数(件)

- ・ 平成29年調査における、オンライン調査による効率化の効果を調査する 【図1】オンライン化による効果について地方公共団体の認識 ため、各地方公共団体に対し、実際の調査員の稼働日数を定量的に把握し ているかを調査したものの、把握している地方公共団体はなかった。
- 他方、直近の類似の統計調査である、令和2年国勢調査におけるオン ライン化による効果について、地方公共団体の認識を調査したところ、 右【図1】のとおり、44団体(回答全体の5割弱)が、「調査員の稼働 時間・人数削減」につながっていると回答した。
- 今回の予算執行調査の結果を踏まえれば、(定量的な削減効果は把握で きなかったものの)オンライン調査により、調査員の稼働時間は一定程度 削減されるものと考えられることから、平成29年の稼働日数見込みは、実 際に要した日数を上回っていた可能性がある。

2. オンライン調査について

- 直近の類似の統計調査である令和2年国勢調査時のオンライン回答率の 向上に向けた課題について地方公共団体の認識を調査したところ、右【図【図2】 オンライン回答率の向上に向けた課題について地方公共団体の認識 2】のとおり、世帯側の課題(インターネット環境の無い世帯が多い等) を挙げる回答が多く、「その他」の回答の中でも、高齢世帯に関する課題 (高齢者が多いためオンライン回答率が上がらない等)を挙げる意見が10 件あった。一方で、調査員側の課題(世帯への説明にバラツキがある)を 挙げる回答も見られた。
- 世帯側の課題については、下【図3】のとおり、各都道府県のオンライ ン回答率には差があるが、高齢化率とオンライン回答率の間には、必ずし も強い相関はなく、オンライン回答率全国1位の県は、高齢化率全国14位 であった。また、インターネット利用率とオンライン回答率の間にも、必

【図3】オンライン回答率と高齢化率 ずしも強い相関は見られなかった。この



ため、オンライン回答率は、必ずしも高 齢化など世帯側の状況にのみ影響される ものではなく、地方公共団体の取組次第 30.0% では、オンライン回答率を高められる可 25.0% 能性も示唆される。

調査員側の課題については、右【図4】 のとおり、平成29年就業構造基本調査に おける統計調査員毎のオンライン回答率 を調査したところ、調査員によって大き な個人差が見られた。このため、個々の 調査員の取組により、オンライン回答率 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0% 50.0% m固負の収益により、オンプインに 第餘化率は人口推計令約元年)令和2年4月14日公表(総務省)を高められる可能性も示唆される。

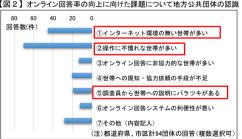
④今後の改善点・検討の方向性

1 地方公共団体委託費について

〇 統計調查員手当等、地方公共団 体委託費の算定にあたっては、オ ンライン化による効率化の効果を 適切に反映させるべき。

2. オンライン調査について

- 〇 オンライン調査については、 オンライン回答率の高い地方公共 団体の取組も参考にしながら、各 地方公共団体においても積極的に 推進を図る必要がある。
- その際、統計調査員について は、オンライン調査を推進してい く観点から研修等を通じて指導育 成を図る必要がある。



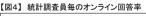
①調査員の稼働時間・人数削減

⑥備品・消耗品の削減

9回答内容の正確性の向上

■ ⑩世帯からの問い合わせの減少

8回収率の向上





以上、オンライン調査について は、回答者の利便性向上だけでな く、調査の効率化・予算の節減に 繋がることから、積極的に推進す るとともに、地方公共団体委託費 についても、効率化を図るべき。

また、他の統計調査についても、 同様の観点から予算の効率的・効 果的な執行に努めるべきである。

			総	括	調	査	票			
調査事案名	(6)刑務所出所者	等に対する就労っ	支援		調査対象 予算額	令和 2 : (参考		百万円 〔:829百万円)		
府省名	法務省				項		更生保護流	舌動費ほか	調査主体	本省
組織	更生保護官署ほか	会計	一般会計		目	保護観察	叉対象者等 耶	敞業補導給付金ほか	取りまとめ財務局	_

②調査の視点

【事案の概要】

「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)に基づき、再犯防止対策の充実強化の一環として実施されて いる犯罪や非行をした人(以下、「刑務所出所者等」という。)への就労支援に関する事業や制度である。近年、刑 務所出所者等の無職者数が高水準で推移しており、無職者と有職者の再犯率には約3倍の格差【図1】があることか ら、再犯防止のためには就労の確保が緊要となっている。

主な就労支援の内容

刑務所出所者等就労奨励金(令和3年度予算:575百万円)

〇刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対し て、以下の奨励金を支払う制度(最長1年間・最大72万円) 【図2】

≪就労・職場定着奨励金≫

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月、月額最大8万円を支払い

≪就労継続奨励金≫

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごと2回、最大12万円を支払い

更生保護就労支援事業(令和3年度予算:227百万円)

O就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を 有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて 主に以下の業務を実施(令和3年度は23か所で実施) ≪就職活動支援業務≫

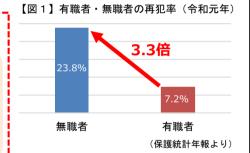
施設面接等による職業適性、希望等の把握など、対 象者に対する矯正施設入所中から就職までの就労支援 ≪職場定着支援業務≫

就職先に対する刑務所出所者等の特性の理解促進、 職務内容の設定など「寄り添い型」の就労支援

身元保証制度

(令和3年度予算:27百万円)

〇就職時の身元保証人を確保で きない刑務所出所者等について、 民間事業者が1年間身元保証を し、雇用主に業務上の損害を与 えた場合など一定の条件を満た すものについて、損害ごとの上限 額の範囲内で見舞金を支払う制度 (最大200万円)



【図2】刑務所出所者等就労奨励金の概要



1. 刑務所出所者等の雇用促進のた めの方策について

協力雇用主の登録数は年々増加傾向 にあるものの、直近1年に刑務所出所 者等を雇用をした事業者数は登録数に 比べ低調である(2.435社(者)(令和 2年10月1日現在))。

協力雇用主の実体や保護観察所の運 用状況等を把握し、刑務所出所者等の 雇用促進のため、新たに取るべき方策 はあるか確認を行う。

2. 就労支援の効果検証について

刑務所出所者等に関する就労支援 事業について、効率的・効果的に実 施されているか。特に比較的近年 (平成27年度) に導入された刑務所 出所者等就労奨励金制度の活用によ る刑務所出所者等の就労に及ぼす効 果について、対象者の就労状況(就 労開始後、一定期間経過内の有職無 職の状況)の観点から調査を行う。

【調查対象年度】 令和2年度

【調査対象先数】 保護観察所 50か所

協力雇用主とは

刑務所出所者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、刑務所出所者等を雇用し、又は雇用しようとする事業者である。 全国の保護観察所にて申込の受付及び登録を行っている(令和2年度登録者数24.213社(者)(令和2年10月1日現在))。

調查事案名

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援

③調査結果及びその分析

1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

(1) 刑務所出所者等の現状

- ・令和元年における<u>刑務所出所者等の人数は34,806人</u>(※1)。 また、令和元年度における<u>刑務所出所者等就労奨励金の支給対</u> 象者は3,281人である【図3】。
- (※1)保護観察対象者(新規開始人員)及び更生緊急保護申出者の人数
- ・協力雇用主の登録数は刑務所出所者等就労奨励金制度が開始された平成27年と比較して、令和2年には9,725社(者)増加、協力雇用主の下での被雇用者数は新型コロナウイルス感染症の影響がない令和元年時点で955人増加しているものの、協力雇用主に対する被雇用者数の比率は伸びが低調な状況である【図4】。

【図3】刑務所出所者等の人数



【図4】協力雇用主及び被雇用者数の推移

(単位:社(者)、人)



(※2) 基準日は平成30年まで4月1日、令和元年から10月1日としている。 (※3) 年次下の() 内は協力雇用主に対する被雇用者の比率

(2) 雇用手順等の認知状況

・協力雇用主が<u>刑務所出所者等を雇用するためには、協力雇用主が主体となって</u>保護観察所等に相談をしながら、ハローワーク等で<u>求人募集を行う必要があるものの</u>、協力雇用主へのアンケート調査(※4)によれば、<u>刑務所出所者等を一度も雇用したことがない理由で最も多かった回答は、金銭面の不安など経済的な理由ではなく、「保護観察所から連絡がないため」</u>【表1】となっており、保護観察所から協力雇用主への制度の周知及び説明が必ずしも十分ではないことが考えられる。

(※4) 引用元:協力雇用主に対するアンケート調査の結果について (法務省保護局報道発表資料(平成31年3月29日))

【表1】協力雇用主へのアンケート調査結果(抜粋)

(問)(協力雇用主として刑務所出所者等を雇用したことがない者に対して) 雇用したことがない理由をお知らせください。《複数回答可》

回答内容	保護観察所 から連絡が		人手が足り	,	経営上雇用 する余裕が	
	ないため	割合	ていたため	割合	ないため	割合
回答者数 (全197)	93	47.2%	40	20.3%	30	15.2%

(3) 保護観察所の取組

- ・協力雇用主に対する奨励金制度の説明等を目的とした研修会は、法務省保護局の内部規定に基づき、実施することが定められているが、各保護観察所において、<u>内部規定に基づく研修会の他に、</u>協力雇用主に対して<u>独自の研修会やアンケートを実施しているか全50官署に確認</u>したところ、そのいずれかを実施している官署が25か所あった。
- ・また、保護観察所別の<u>直近1年間(令和2年10月1日時点)の協力雇用主の雇用実績を確認したところ、</u>雇用率(雇用実績のある協力雇用主数/登録協力雇用主数)が平均以上で、<u>雇用状況の比較的良好な官署の約7割が独自の研修会やアンケートを行っていることが把握された【表2】。</u>

【表2】各官署の独自施策宝施状況

<u> </u>	1 10 07 11	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		// 6	
雇用率	全体	実施		未実施	
准用华	土冲	官署	割合	官署	割合
平均以上	15	11	73.3%	4	26.7%
平均以下	16	7	43.8%	9	56.3%
	31	18	58.1%	13	41.9%

- (※5)協力雇用主登録数300社(者)以上の官署を対象とした。 (※6)対象官署の平均雇用率は9.1%である。
- (次の)対象目者の平均雇用率は9.1%である。
- (※7)雇用率は令和2年10月1日時点のものである。

④今後の改善点・ 検討の方向性

1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

刑務所出所者等の<u>雇用</u> を促進するためには、協力雇用主と緊密な関係を 構築することが不可欠である。独自の施策を推進 に積極的な保護観察所の 取組内容を他の保護観察 所でも活用・横展開する ことを検討すべき。

(一部に福祉就労する者等を

総 括 調 査 票

調查事案名

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援

③調査結果及びその分析

2. 就労支援の効果検証について

- ・刑務所出所者等就労奨励金のフロー図は【図5】のとおりである。なお、この奨励金は自力での就労が厳しい刑務所出所者等を対象としたものであるが、 就労は基本的には刑務所出所者等の自力で行うことを前提としている。
- ・各保護観察所に対し、刑務所出所者等就労奨励金の効果検証のため、出所後に 就労をどの程度継続できているのか、<u>当該奨励金の支給対象者及びその他の非</u> 対象者のサンプル調査(※8)を実施した。
 - (※8) 各保護観察所で区分(奨励金の各コース及びその他)ごとに6件を上限として、 令和元年8月から10月の期間内に就労を開始した者から、開始時期の早い順に抽 出した(上限に満たない場合、別の月に就労を開始した者を同じ要領で抽出)。
- ・対象者数が多かった号種の対象者(3号観察、更生緊急保護)ごとに就労開始 後12か月以内の有職率(※9)を確認したところ、【表3】のとおり、<u>奨励金</u> の支給額が手厚いAコース、Bコースの順に有職率が高くなっており、一定の 効果が生じていることが確認された。
 - (※9)調査対象者の内、一定期間、有職であることが確認できた者の割合

【表3】号種別の就労状況(就労開始後12か月以内) (単											
号種	区分	対象者数	有職(②)	無職等	有職率 (②/①)						
	Aコース	130	59	71	45. 4%						
3号観察	Bコース	65	24	41	36. 9%						
	その他	35	10	25	28. 6%						
- 4 50 4	Aコース	15	5	10	33. 3%						
更生緊急 保護	Bコース	56	17	39	30. 4%						
小 段	その他	16	3	13	18. 8%						
	Aコース	178	83	95	46.6%						
全体	Bコース	195	88	107	45.1%						
	その他	75	31	44	41.3%						

(※10)転職・転居・病気等の理由で退職した者は含めず。

(※11)無職等には、調査時点で連絡先不明などで状態が不明な者を含む。

号種 1号観察 2号観察 3号観察 4号観察 更生緊急保護 家庭裁判所の決定に 刑の執行を猶予 少年院を仮退院 刑務所を仮釈放 刑務所を満期釈放 より保護処分に され、保護観察 された者 された者 された者等 指予者 付された者 に付された者 犯罪前歴の開示 同意 同意なし 矯正施設在所中 なし から就労支援 奨励金は 協力雇用主 支給しない 原则, 出斯線 1か月以内に <A - - - > <B-----> 就勞開始 <その他> (1号・2号・3号・4号・更緊) (2号・3号・4号(一部猶予)・更緊(満期)) 1号·2号·3号·4号·更緊 自力での就労を見込んでいたが、就労がで 就労経験や能力に乏しく、自力での就労が見込 きず、支援が必要な者 主に自力での就労ができた者 まれず、支援が必要な者

【支給額】最大42万円

(最大2万円×1~3か月目+最大4万円×4~6か月 合む)

目+最大12万円×2回(9か月目、12か月目)

【図5】刑務所出所者等就労奨励金支給フロ一図

【支給額】最大72万円

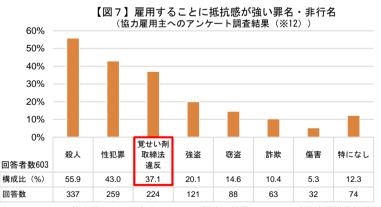
(最大8万円×1~6か月目+最大12万円×2回(9か月目、

調查事案名

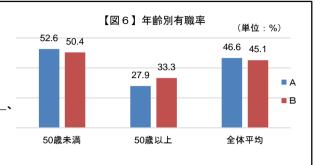
(6) 刑務所出所者等に対する就労支援

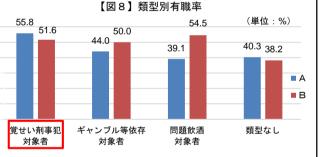
③調査結果及びその分析

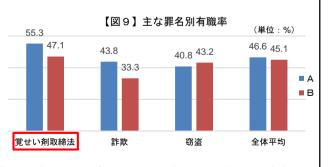
- ・他方で、Aコース、Bコースごと、<u>対象者の年齢別で比較</u>した ところ、 <u>50歳以上の者は50歳未満の者に比べ、有職率は低い状</u> <u>況</u>であった【図6】。
- ・また、「覚せい剤取締法」関係で検挙された者(覚せい剤事犯対象者)については、協力雇用主の約4割が雇用に抵抗感があり【図7】、雇用対象から除かれる傾向が見受けられる。しかしながら、対象者を罪名別や類型別で分けたところ、覚せい剤事犯者や覚せい剤取締法に関連する対象者は、類型の異なる対象者や全対象者の平均に比べて有職率が高く、就労が継続できている者の割合が比較的多い状況であった【図8】【図9】。



- (※12) 引用元:協力雇用主に対するアンケート調査の結果について(法務省保護局報道発表 資料(平成31年3月29日))
- (※13)協力雇用主603社(者)への問い「犯罪や非行をした人の罪名・非行名のうち、雇用することに抵抗感が強いものがあれば、3つまで選択してください。特になければ、『特になし』を選択してください」に対する回答結果(抜粋)
- ・以上のように、有職率が低い年齢層の対象者や、有職率が比較的高いにも関わらず、罪名の印象により就職口が狭まる傾向のある対象者がいるものの、<u>刑務所出所者等就労奨励金はコースごとで一律の金額が支給</u>されており、年齢や 罪名の印象などで<u>就労に不利な状況に置かれている者</u>に対して、<u>メリハリのある措置が講じられていない状況である</u>。







④今後の改善点・検討の方向性

2. 就労支援の効果検証について

刑務所出所者等就労奨励金制度について、現在のスキームを活用しつつ、有職率の向上等のため、現状の予算の範囲内で、さらに効率的な運用ができる。 う対象者の年齢や類型などの有職率の高い年齢層には自力での就労をより促し、年齢や罪名等で就労が不利な対象者には手厚くするなど制度の運用方法の見直しを検討すべき。

			総	括 調	査	票			
調査事案名 (7) 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業						度:38百万円(令和3年度:3			
府省名	外務省	会計	ήΠ. Δ. = L	項	;	地域別外交費		調査主体	本省
組織	外務本省	조리	一般会計	目	国際	於交流事業委 訊	£費	取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

平成26年4月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プロ グラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことを受け、平成27年度から本事業を開始した。米国で人脈を構築し、今後の日米関係で主導的役割を果 たす人材の育成を目的として、日本から米国への大学生等のインターンシップ参加を支援する。具体的には、外務省が企画競争により本事業の委託業者を選定し、委託業者は外務省 とともに大学生等を対象として選考を実施、選考された者に対し、派遣先とのマッチング、 J-1ビザ※の発給、インターンシップ期間中の生活費等の支援等を行う。なお令和2年度 については、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の新規派遣を実施していない。

(本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

※インターンシップ研修生に発給される交流訪問者ビザ。取得申請にあたっては、米国務省が認可する団体(J-1ビザスポンサー)から適格証明書(DS-2019)の発行を受けることが必要となる。

事業イメージ

外務省

- 方針決定
- 管理監督
- 派遣先の情報収集
- ・派遣者の最終決定 等



実施機関

令和元年度: (株) JTB

- ・派遣手続き (ビザ・航空券等)
- 派遣先とのマッチング
- ・参加者の募集・選定
- ・派遣者及び派遣先との連絡調整 等



派遣先

- ・シンクタンク
- •議員事務所
- · 政府関係機関
- · 日米交流機関 等

【前回の調査結果(平成30年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の有効性について

事業目的に沿った学生等の人材に、広く能動的な周知活動を行うべき。派遣先につ いては民間事業との重複が多いため、日米関係の強化につながる派遣先を在米大使館 等が積極的・戦略的に開拓し、マッチングを行うべき。また、より事業目的に資する 有用な人脈形成ができるよう、外務省は派遣中の現地での交流支援やフォローアップ を実施すべき。

2. 効果的・効率的な事業実施について

派遣にかかる手続きを委託することで間接経費が過大となっているため、可能な限 り費用をかけずに参加者を増やすなど効率的な事業実施体制を検討すべき。また、参 加後のフォローアップを数年かけて実施し事業効果について検証を行うべき。外務省 は事業の総括だけでなく積極的な関与を検討すべき。

反映の内容等

1. 事業の有効性について

平成30年度より、大学だけではなく日米交流団体にも声かけを行い、関心が高い 学生に広報を行った。派遣先については、平成30年度より、今後の日米関係の促進 に資するように議員事務所、シンクタンク等を重点的に派遣先に選定し、マッチン グを行った。また、派遣期間中に現地での交流支援やフォローアップの機会を設け るよう検討した。

2. 効果的・効率的な事業実施について

外務省が在外公館を通じて派遣先についての情報収集を行い委託先に提供するこ とにより、委託先が派遣先を新たに探すための単価を見直し費用削減を図った。ま た、事業の達成状況の検証のため、中長期的なフォローアップを検討した。



調查事案名

(7) 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業

②調査の視点

1. 今後の日米関係強化につながる派 遣内容となっているか

- (1)派遣者の参加目的について →派遣者は事業目的を理解した上で本 事業に参加しているか。
- (2)派遣先について
- →事業目的にかなった派遣先とのマッチングができているか。
- (3)派遣後の日米関係への貢献について
- →派遣終了後、事業目的である日米関 係強化に貢献できているか

2. 派遣費用は効率化されているか

外務省の事業への積極的な関与や間 接費用の見直しによって、派遣費用の 削減はできているか。

【調査対象年度】 平成27年度~令和元年度

【調査対象先数】

外務省:1先

事業参加者:152名

うち回答のあった31名 (回収率: 20.4%)

③調査結果及びその分析

1. 今後の日米関係強化につながる派遣内容となっているか

平成27年度から令和元年度で派遣を行った152名に対して 外務省を通じてアンケート調査を実施した。平成27年度から 平成29年度までの派遣者を「開始当初の派遣者」、平成30年 度及び令和元年度の派遣者を「最近の派遣者」として集計し ている。

期限までに得られた回答は31名分、回収率は全体で2割程度で、特に平成29年度以前の派遣者の追跡が著しく不十分であるが、以下、回答を得られた31名分の集計結果を分析する。

(1)派遣者の参加目的について

派遣者へ本事業への参加目的を質問したところ、<u>「海外留学等の経験はあるが、さらに異文化での人生経験を積みたい」という回答が最も多かった</u>。また、「外国政府機関・国際機関で働きたい」、「米国を含む海外企業で働きたい」との回答も次いで多かった。【図1】

外務省事業を選んだ理由については、「民間よりも現地で質の高い人的ネットワークを構築できる」という回答が増加している一方、<u>約半数以上が「外務省(国)事業であり、安心感がある」、「経済的負担が少なかった」と回答している</u>。 【図2】

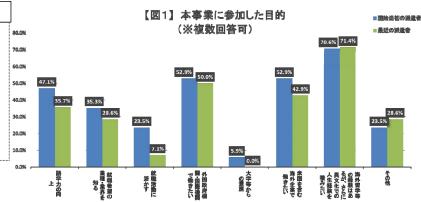
以上より、多くの派遣者は、<u>自身の人生経験のために、経済的負担が少なく安心感があるという理由で外務省事業を選</u>んでいるとの見方もできるのではないか。

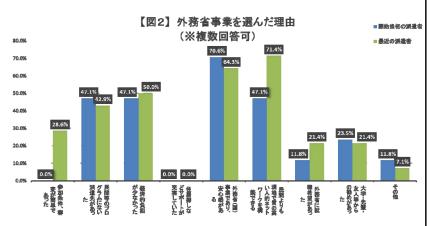
(2)派遣先について

前回調査では、NGO・NPO、米国企業といった民間事業とも 重複する派遣先の割合が高かったが、令和元年度では、議員 事務所やシンクタンク等の割合が上昇した。【表1】

前回調査結果を踏まえ、平成30年度以降、<u>より今後の日米</u> 関係の強化につながる人脈構築や人材育成を念頭に議員事務 所等を重点的に選定すべく、在外公館において議員事務所の 連絡先を入手し委託先へ提供する等、<u>これまで委託先に任せ</u> ていた派遣先開拓・マッチングに外務省が積極的に関与して いる。

一方で派遣者からは、「日米関係とは関連のない業務を 行っており、派遣先選定では業務内容等についても確認すべ きではないか」、といった意見があり、<u>派遣先での業務につ</u> いての事前確認が十分とは言えないのではないか。





【表 1 】派遣先類型	平成28	(年度	令和元年度		
派遣先類型	派遣者数	<u>/一及</u> 割合	派遣者数	割合	
1)NGO·NPO	19		0		
②企業	10	70.20/	0	00.6%	
③日米交流機関	9	78.3%	1	28.6%	
④教育機関	9		1		
⑤米政府・準政府機関	5	13.3%	1	42.9%	
⑥連邦・州議員事務所	3	13.3/0	2	42.9/0	
⑦弁護士事務所	1	8.3%	0	28.6%	
⑧その他(シンクタンク等)	4	0.3/0	2	20.070	
計	60		7		

総 括 調 杳 票

調査事案名

(7) 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業

③調査結果及びその分析

(3)派遣後の日米関係への貢献について

これまで日米関係の強化にどの程度貢献できたと思うか質問し たところ、回答のあった31名のうち8割程度が「大いに貢献できぬぬ たと思う」もしくは「ある程度貢献できたと思う」と回答した。 70.0% 【図3】「貢献できたと思う」と回答した派遣者に具体的な貢献 👊 内容を聞くと、「当時出会った方と連絡を取り続けている」「異 """ 文化交流をしている」といった個人的な交流を挙げるものが多 由としては、「構築した人脈を継続させてはいるが、具体的に関 係強化に影響を及ぼす手段として使えていない」といったものが あった。

また、今後日米関係の強化にどの程度貢献できると思うか質問 したところ、8割以上が「大いに貢献できると思う」もしくは 「ある程度貢献できると思う」と回答したが、その理由や貢献内 容については、「交流の継続」や「今後何らかの形で貢献してい きたい」といった抽象的な回答が多かった。【図4】

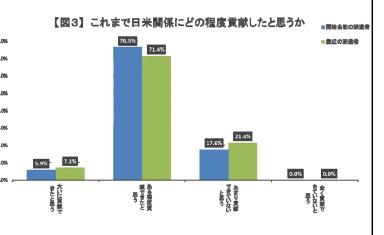
う」もしくは「ある程度貢献できたと思う」、あるいは今後「大 ոտ いに貢献できると思う」もしくは「ある程度貢献できると思う」 とする回答が多かったが、個人の交流を超えて日米関係の強化に いの 具体的に貢献すると認められる活動ができている派遣者は少な かった。

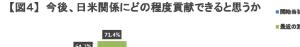
なお研究者では、「派遣中に構築した人脈を利用して、日米関 係に関するワークショップを開催した」といった日米関係強化に 繋がると考えられる回答が見られた。

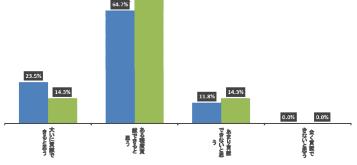
2. 派遣費用は効率化されているか

派遣費用について、全体としては、派遣人数の絞り込み等 により削減されている。一人当たりの費用についても、長期 派遣者の一人当たり金額を例に比較すると、削減されている。【表2】 事業費比較

このうち派遣先とのマッチング経費については、外務省と 本事業で派遣を受け入れている研究所とが連携し受入れ体制 を構築することで、同研究所への長期派遣にかかるマッチン グ経費が抑えられた。一方で、候補者募集のための経費や事 業運営にかかる人件費等の諸経費といった、派遣先とのマッ チング経費以外の一人当たりの間接経費はあまり削減されて いないが、外務省の事業へのより直接的な関与により削減さ れる余地はあると考えられる。【表2】







(単位·円)

		\ + - 1 1/
	平成29年度	令和元年度
事業費(全体)	50,870,978	29,952,090
事業費(一人当たり、長期10か月)	5,043,898	4,443,827
直接経費(航空運賃、滞在費等)	2,387,015	2,169,288
間接経費	2,656,882	2,274,539
派遣先とのマッチング経費	706,827	470,000
その他(募集費用、事務局運営費等)	1,950,055	1,804,539

4)今後の改善点・検討の方向性

1. 今後の日米関係強化につながる派遣内 容となっているか

- (1) 前回調査結果において「参加後の フォローアップを数年かけて実施し事業効 果について検証を行うべき」と指摘したに もかかわらず、今回、アンケートの回収率 は全体で2割程度となっており、特に平成 29年度以前の派遣者の追跡が著しく不十分 である。
- (2)派遣者が将来的に日米関係に貢献す るためには、派遣者に、日米関係の強化と いう本事業の目的を理解した上で参加して もらう必要があるが、特に学生の派遣者は 事業目的に係る認識が不十分ではないか。
- (3) 一部の派遣者は、現地で日米関係強 化にあまり関連のない業務を行っているな ど、派遣先の業務内容の事前確認が十分と は言えないのではないか。
- (4) 特に学生において、派遣者の多くは、 派遣終了後に個人の交流を超えて日米関係 の強化に貢献する活動ができていない。

2. 派遣費用は効率化されているか

派遣人数の絞り込み以外に経費を直接抑 えた取組として認められるものは、研究所 への長期学生派遣にかかるマッチング経費 の削減程度であり、外務省の関与により費 用面で効率的な事業実施ができているとは 認められない。

以上を踏まえ、本事業は日米関係強化を 目的とした人材育成として効果的、効率的 とは言えず、ゼロベースで見直しを行うべ きである。

			総	括	調	査	票			
調査事案名 (8)独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等				調査対象 予算額					、48,752百万円(政府 一般会計)、45,961百万	
府省名	外務省			項	独立行	政法人国際協	岛力機構運営	費、事業損金	調査主体	本省
組織	外務本省ほか	会計	一般会計、政府関係機関	B			行政法人国 、業務委託	際協力機構運 費ほか	取りまとめ財務局	_

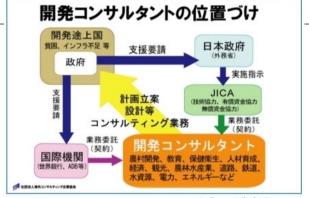
【事案の概要】

独立行政法人国際協力機構(JICA)では、外務省から交付された独立行政法人運営費交付金等を用い、コンサルタント契約等を通じて技術協力プロジェクト等を実施している。 (本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

技術協力とは

- ・日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材育成や制度づくりに協力。
- ・専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を支援。





(出典:外務省IP)

【前回の調査結果(平成30年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 調達制度について

現行の調達契約制度を抜本的に見直し、原則全ての技術協力について、価格が 相当程度加味される一般競争入札等に移行すべき。

2. 契約単価・支払方法について

若手の登用や精算業務の効率化等を促すため、1の調達制度改革と併せて成果報酬(ランプサム)契約に移行すべき。特に、割高なコンサルタントの人件費・間接経費の積算方法はゼロベースから見直すべき。

3. 質の向上に向けた取組について

①コンサルタントの事後評価を次回以降の技術点評価に反映する具体的かつ明確なルールの設定・公表、②JICA以外で国際的な受注実績がある場合の技術点の加点、③外国法人・外国人材の起用制限の撤廃、④特定の技術の移転に重点が置かれている案件についてその技術に関する実績があることを応募の必要条件とすべき。

反映の内容等

1. 調達制度について

技術協力を含むコンサルタント等契約(業務実施契約)について、QCBSを平成30年度中に制度化し、平成31年4月より新規調査案件に、同年内には新規技術協力プロジェクト案件にも適用する。

2. 契約単価・支払方法について

詳細設計業務(業務量確定部分)を対象にランプサム(成果報酬型)化を検討、 平成31年4月より全ての新規案件に適用する。コンサルタント経費の積算方法に ついては、「経費実態調査」を実施した上で令和元年度末までに改定する。

3. 質の向上に向けた取組について

コンサルタント実績評価の次回以降の評価への反映については、具体的かつ明確なルール化を令和元年度前半までに行う。国際的な受注実績がある場合の加点、日本に未登記の外国法人の参画及び外国籍人材の参画については平成30年12月以降の新規公示分から導入済み。

23.

※QCBSは未導入

括 総 調 杳

調查事案名

(8) 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等

②調査の視点

1. 価格競争メカニズム 等の導入状況

前回調査で指摘のあっ た価格競争メカニズムや 調達契約制度の改善が 進んでいるか。

2. 契約単価・支払方法 について

前回調査で指摘のあっ た契約単価・支払方法の 改善が進んでいるか。

3. 質の向上に向けた 取組について

質の向上(海外のノウ ハウ導入、国際競争力 向上等)への取組が進ん でいるか。

【調查対象年度】 平成30年度~令和2年度

【調查対象先数】 独立行政法人国際協力機 構: 1先

③調査結果及びその分析

1. 価格競争メカニズム等の導入状況

令和元年度より、価格が加味される選定方法として国際機関や各国ドナーが採用している、QCBS(※)選定方式を協力準備調査等の業務を対象に 導入を開始した。令和元年度以降の従来型企画競争とQCBSの実績について、「見積額/予定価格」という指標で比較したところ、従来型企画競争が 95%に対し、QCBSが89%と6%程度のコスト削減が達成できたと考えられる。

※QCBS (Quality- and Cost- based Selection) とは

・競争参加者の能力や経験、技術提案(プロポーザル)の内容の評価(技 術評価)と見積金額(価格評価)を総合的に評価することにより発注者 にとって最も有利な提案を行った者を契約交渉の相手方とする方法(企 画競争(随意契約)の一種)。

令和2年度公示分において、コンサルタント契約総額約386億円のうち約170 億円が一般競争入札又はQCBSにて選定を行っている一方、コンサルタント契約 総額の多くを占める技術協力プロジェクトについては、契約金額約201億円の ほぼ全額が依然従来型の企画競争に依っており、【表1】 令和2年度中に締 結された新規契約においても前回調査より改善は認められなかった。【図1】

技術協力プロジェクトは他業務と異なり、プロジェクト目標を達成するため に追加すべき業務等について競争参加者より提案を求めた上で、最終的な業務 内容を確定する必要がある。

そのため競争参加者の提案内容について、QCBSの導入後においてもプロジェ クト目標の達成に必要な水準を確保する観点から、令和2年度初めから一部案 件に対してQCBSの試行導入の開始を経た上で、コンサルタント業界との意見交 換を踏まえ、令和2年度内に本格導入する予定であった。

しかし、JICAによると新型コロナウイルス感染症の影響による契約業務履行 環境の不確実性の増加に加え、競争参加者との間で業者選考時における競争条

件の設定等の調整が難航し試行の実施が遅れているとのことであった。

2. 契約単価・支払方法について

ランプサム方式(※)については、平成30年度より詳細設計業務(業 務量確定部分)に導入を開始し、以降全ての詳細設計業務(計6件)に 導入している。【表2】

※ランプサム(成果報酬型)方式とは

- ・約定された固定金額で受注者側が業務の完成を請負う方式。この方式は当初の契約段階で業務量が確定している業務に適している。
- ・発注者側(JICA)のメリットは当初の段階で当該事業のコストが確定し事業着手後の契約金額の増額リスクを低減させることができる。

			選定方式	
			企画競争(随意契約)
	公示件数	入札	QCBS	従来型
	契約金額	契約金額	契約金額	契約金額
コンサルタント契約総数	336件	111件	126件	99件
コングルダンド天利秘奴	386.1億円	25.6億円	144.1億円	216.5億円
うち技術協力プロジェクト	91件	2件	0件	89件
ノウスス で かり フロンエント	201.4億円	0.3億円	-	201.1億円

【図1】技術協力プロジェクトにおける各競争方法の新規契約額



【表2】	羊細設計業務に係る「ランプサム方式」の適用実績				
国名	件 名	契約年度	当初契約金額	ランプサム額	ランプサム の割合
フィリピン	新マクタン橋建設事業詳細設計業務	令和2年度	23.93億円	15.29億円	63. 9%
ミャンマー	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ I 橋梁新設にかかる詳細 設計業務	令和2年度	2.68億円	0.46億円	17. 3%
ケニア	モンバサゲートブリッジ建設事業詳細設計業務	令和元年度	27. 28億円	11.05億円	40. 5%
ケニア	モンバサ経済特区開発事業詳細設計業務	令和元年度	8.76億円	3.55億円	40. 5%
フィリピン	ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業マタノグーバリラ ーアラマダーリブンガン区間・タピアン―レバック区間詳細設計業務	令和元年度	10.28億円	3.67億円	35. 7%
フィリピン	パッシグ・マリキナ河川改修事業フェーズIV詳細設計業務	平成30年度	5.16億円	1.66億円	32. 2%
	合 計		78.09億円	35.68億円	45. 7%

※計数は四捨五入により合計及び割合において一致しない場合がある

調查事案名

(8) 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等

③調査結果及びその分析

ランプサム方式が導入された<u>詳細設計業務の令和2年度</u>の契約金額総額は約27億円(うちランプサム化額は約16億円)となっており、コンサルタント契約全体に占める割合は小さい。【図2】

また、前回調査で指摘した高額な契約単価の要因となっている従事者の号数分布(※)については、前回調査より若干ではあるが単価低下の傾向がみられる。【図3】

※業務内容の難易度や各業務従事者の大学卒業後の業務 経験年数に応じて号数(月額報酬単価)が決まる仕組みで、 単価・利益率が高い号数の従事者が多くなっていた。

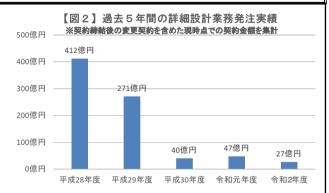
以上を踏まえ、今後ランプサム方式や価格競争メカニズムの一層の導入によって受注者の生産性向上や人件費の抑制に関して更なる改善が図られるべきである。

3. 質の向上に向けた取組について

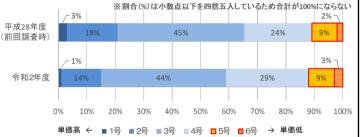
前回指摘を受け、JICAは平成30年12月より 外国法人や外国籍人材の起用制限を撤廃する 等の取組を行っているが、<u>令和2年度におい</u> て外国法人がコンサルタント業務に参画した 事例はない(令和元年度は3件)。

また、コンサルタント業務従事者として参画している<u>外国籍人材のデータは収集しておらず、海外のノウハウを吸収する取組につい</u>ては未だ不十分な点がみられる。

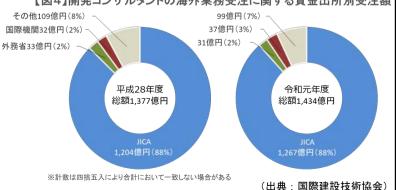
依然として、コンサルタント業務の参画者について海外業務受注経験がある場合は限定的であり、<u>国際競争力のある人材を十分に確保できていない。また我が国の開発コンサルタントの海外業務受注額の大宗はJICA関連の案件である</u>ことを踏まえれば、国際競争力向上への継続的な取組が必要である。【図4】



【図3】技術協力プロジェクトの従事者の号数別分布状況



【図4】開発コンサルタントの海外業務受注に関する資金出所別受注額



④今後の改善点・検討の方向性

1. 価格競争メカニズム等の導入状況

前回調査では全てのコンサルタント等契約を対象に令和元年度よりQCBSを適用することとしていたが、コンサルタント契約総額の多くを占める技術協力プロジェクトにおいて導入されていない。

ついては技術協力プロジェクトにおける価格競争メカニズムの早期導入へのスケジュールについて再度設定するとともに、早期導入が困難である場合にはその理由を示すべき。

2. 契約単価・支払方法について

ランプサム方式の導入は限定的であるところ、業務内容が確定的だと考えられる協力準備調査をはじめ、基礎情報収集・確認調査や事後評価調査といった<u>詳細設計業務以外の業務種別についても業務量確定部分の洗い出しを行った上で、ランプサム方式導入への検討を行い、コストの抑制等を図るべき。</u>

3. 質の向上に向けた取組について

海外ノウハウの活用の指標としてJICAコンサルタント 業務従事者として参画している<u>外国籍人材の実態把握</u> 等を行うとともに、入札方式等が国際競争力のある者 に対する参入障壁となっていないか調査を行う等、国内 開発コンサルタントの国際競争力向上及び国際競争力 のある者の参入を促す検討を行うべき。

			総	括	調	査	票			
調査事案名	(9)税関盟	監視艇建造・ 選	重航等経費	調査			隻:2,389百万 分和3年度:2		円)	
府省名	財務省	会計	nπ.Δ.≘⊥	項		税関業	務費、船舶建	造費	調査主体	本省
組織	税関	云司	一般会計	目		船舶運航	費、船舶建造	費ほか	取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

税関監視艇は、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処、それら密輸行為の抑止、沖合に停泊している外国貿易船での臨船手続や離島等における情報収集の際の交通・段といった機能を担っている。(本調査は、平成28年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

前回調査の指摘に関する調査のほかに、新たな視点で、建造費及び燃料費について調査を行った。



○税関監視艇の配備状況(令和3年3月末現在)29艇

	配備艇数	全長
大型監視艇	5艇	38m程度
中型監視艇	16艇	28m程度
小型監視艇	8艇	20m程度

【前回の調査結果(平成28年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

監視艇の代替建造に際しては、監視艇の運用方針を踏まえ、統一仕様を原則とするとともに、更なる経費節減の方策について検討すること。

推進器をウォータージェットとすることについて、運航海域等による適応性、複数 年での燃費の効率性を総合的に検証した上で、配備すること。



反映の内容等

監視艇の代替建造に際しては、監視艇の運用方針を踏まえ、統一仕様に則って 適切に行っている。

推進器をウォータージェットとすることについては、運航海域等による適応性、複数年での燃費の効率性を総合的に検証した上で、配備することとしている。

調査事案名

(9) 税関監視艇建造・運航等経費

②調査の視点

1. 代替建造における前回調査 の指摘に対する取組について

前回調査時に引き続き、<u>統一仕</u> 様を原則とした建造となっている か。

<u>ウォータージェット型の推進器</u> <u>を採用することについて、どのよ</u> うに検討されたか。

【調査対象年度】 平成29年度~令和2年度

【調査対象先数】 税関5先及び財務本省1先

③調査結果及びその分析

1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について

(1) 代替建造時の仕様について

平成27年度に代替建造における効率性や経済性の観点から、統一仕様が定められており、 前回調査以降に建造された(建造中のものを含む)5艇について、統一仕様を原則とした建 造となっているかを調査した。

【表 1】のとおり<u>5 艇中4 艇において</u>、エンジン(出力数)については「窒素酸化物など環境配慮型のエンジンに対応することになり、重量が増加したため、結果的に出力数が増加したこと」、定員については「瀬取りの増加に伴う運航距離の増加や長時間の取締りに伴い、

乗船する職員の増員を行う必要が生じたこと」、 航続距離については「運航距離が長く、無給油 で運航可能な性能の確保が必要であること」と の理由から、統一仕様を超過している状況であ り、効率性や経済性の観点から統一仕様が定め られていることを踏まえると、妥当ではない。

【表1】統一仕様を超過した建造仕様 監視艇 超過した仕様 規模 エンジン・定員 A艇 大型 B艇 エンジン・定員 大型 定員 C艇 中型 航続距離·定員 D艇 中型 E船迁 中型 なし

(2) ウォータージェット型の推進器の導入について

(1) と同様の5艇について、代替建造時に前回の指摘(運航海域等による適応性、複数年での燃費の効率性を総合的に検証した上での配備)を踏まえた上でウォータージェット型(WJ型)の採用がどのように検討されたかを調査した。税関監視艇においては、WJ型とプロペラ型があるが、プロペラ型と比較した際のWJ型の主なメリット・デメリットは【表2】のとおりである。

【表2】を踏まえた上で、<u>大型艇においては、個々の建造の際に、WJ型の採用</u>について検討がなされていた。

【表3】のA艇では、燃費の削減が見込まれるものの、導入費用が高価なことを理由にWJ型を採用しておらず、B艇では、WJ型の導入費用が高価であるものの、サンゴ礁浅海域を運航海域としていることからWJ型を採用しているとのことであった。

一方、中型艇3艇においては、一律に 統一仕様でプロペラ型を採用することと していることから、WJ型を採用していな かった。その主な理由は、大型艇と比較 して運航海域における波が低く、WJ型に おける耐波性能のメリットが少ないため とのことであった。 【表2】WJ型における主なメリット・デメリット

I X =	1 10年におりのエヴァファー ファファー
メリット	・耐波性能に優れており、波の高い海域での運航に おいて優位である。 ・浅海域における運航に適している。 ・高速での運航や複数年における燃費の効率性が高い。
デメリット	・導入費、メンテナンス費用が高価である。

【表3】推進器の採用状況(大型艇)

	A艇	B艇
型式	プロペラ型	W J 型
運航海域	日本海	南西諸島

④今後の改善点・検討の方向性

- 1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について
- (1)代替建造時の仕様について 代替建造時の仕様については、原 <u>則、統一仕様の範囲内での仕様とす</u> べき。また、現状の監視取締の実態 に即していない仕様については、各 項目内容を精査し、全体の船舶建造 費が増加しない範囲で見直しを行う べき。

(2) ウォータージェット型の推進器 の導入について

代替建造におけるウォータージェット型の推進器の採用に際しては、 これまで実施された配備に係る検討を引き続き実施すべき。

総 括 調 杳

調査事案名

(9) 税関監視艇建造·運航等経費

②調査の視点

2. 船舶建造費について

船舶建造費の予算額の増加要 因は何か。

船舶建造費の予算額(補正後)

平成28年度:864百万円 平成29年度:608百万円 平成30年度:1,002百万円 令和元年度:1.025百万円 令和2年度:1.104百万円

【調査対象年度(完成年度)】

大型艇:平成23年度~令和2年度 中型艇:平成27年度~令和元年度

【調査対象先数】 財務本省1先

③調査結果及びその分析

2. 船舶建造費について

船舶建造費の予算額が増加傾向にあることから、直近の税関監視艇(大型艇3艇及び中型艇4 艇)の調達額を調査したところ、中型艇は減少していたが、大型艇では増加していた。【図1】 ~【図2】

大型艇について、船舶建造費と主な船質であるアルミニウムや舶用ディーゼル機関(エンジ ン)の物価の推移を比較したところ、平成23年度(A艇)と令和2年度(C艇)は、アルミニウム の価格は Δ 0.9%の減少、舶用ディーゼル機関(エンジン)の価格は3.3%の増加であるが、船舶建 造費は36.1%の増加となっており、物価に比して大幅に船舶建造費が増加していた。【図3】

また、総トン数について、平成23年度(A艇)と令和2年度(C艇)を比較したところ、19.2%の 増加であったことから、船舶建造費及び総トン数ともに年々増加していることが分かった。 4]







※船舶建造費の金額は当初契約額(税抜)。

※A艇及びD艇に係る船舶建造費の金額は、行政事業レビューシートより算出。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 船舶建造費について

厳しい財政状況の下で、税関監 視艇の大型化という課題に対応し ていくためには、代替建造の際 に、物価動向や過去の調達額等を 踏まえ、1艇当たりの船舶建造費 の縮減に努めるべきではないか。

調査事案名

(9) 税関監視艇建造・運航等経費

②調査の視点

3. 燃料費の契約単価について

契約単価は、市場の相場価格の変動を踏まえ、適切に改定されているか。

【調査対象年度】 令和元年度

【調査対象先数】 税関9先(28港)

③調査結果及びその分析

3. 燃料費の契約単価について

燃料契約においては、毎年度当初に給油港ごとに単価を一般競争契約において定め、数量は納入の都度決める単価契約を採用している。

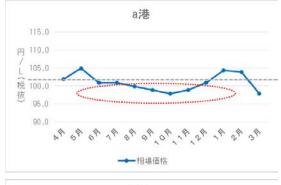
【表4】のとおり、令和元年度における税関ごとの契約単価の改定状況を調査したところ、<u>2税関(5港)では毎月改定を行っていた</u>。残りの<u>7税関(23港)では、相場価格の「変動額」又は「変動率」を改定基準の指標として定めていたが、税関ごとに基準のバラつ</u>きがあった。

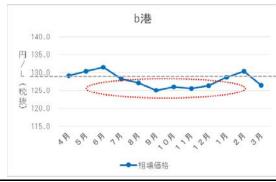
上記の改定状況を踏まえ、令和元年度の契約単価について、相場価格の変動が踏まえられたものとなっているかを調査したところ、毎月改定している税関もある一方で、改定基準を設けている税関の一部の港においては、改定頻度を上げることで、契約単価の低減に繋がると考えられるものがあった。具体的には、【図5】のとおり、a港及びb港では相場価格が4月の当初契約時よりも下振れている時が続いていたが、改定基準を満たしていなかったことから契約単価の改定が一度もされていなかった。

【表4】契約単価の改定基準

	1L当たりの相場価格の
	変動率or変動額
A税関	3円
B税関	2円
C税関	5 %
D税関	なし(毎月改定)
E税関	2円
F税関	なし(毎月改定)
G税関	5 %
H税関	4 円
I税関	1円

【図5】契約単価が一度も改定されていない 港における相場価格の変動





④今後の改善点・検討の方向性

3. 燃料費の契約単価について

契約単価について、市場の相場価格の変動を適切に反映するため、原則、毎月契約単価を改定することを検討すべき。

				総	括	調	査	票				
調査事案名	5 (13) 地域文化財総合活用推進事業 (地域の文化遺産次世代継承事業)			調査対象 予 算 額								
省庁名	文部科学省	Δ ≡ ⊥	бл. Д = ⊥		項		文化則	才保存事業	費		調査主体	財務局
組織	文化庁	会計	一般会計		Ħ		文化芸術	析振興費補	助金	取	りまとめ財務局	北陸財務局

地域文化財総合活用推進事業のうち、地域の文化遺産次世代継承事業(以下、「本事業」という。)は、地方公共団体が地域文化遺産を活用した「実施計画」を 策定し、地域の文化遺産の構成資産の所有者、保護団体等によって構成される「実行委員会等」が行う人材育成や普及啓発等の取組を支援するものである。 補助対象者である実行委員会等に対して、事業に要する経費を補助(定額)するものであり、事業完了後に文化庁から補助事業者に直接支出している。 (本調査は、平成28年度予算執行調査(当時の事業名は「文化遺産を活かした地域活性化事業」)のフォローアップ調査として実施。)

<本事業実施方法>

- 地方公共団体は、どのように地域を活性化するか検討し「実施計画」を策定する。実施計画には補助事業の地域への波及効果などの目標設定を行い、その達成状況を毎年度評価するほか、実施計画期間終了1年後にその達成状況を総括評価する。(実施計画期間は最大5年間。)
- O 実行委員会等は、地方公共団体が策定した「実施計画」に基づき、事業成果の目標を設定した「事業計画」を作成する。また、補助事業実施期間中に目標に対する達成状況を毎年度評価するほか、補助事業終了時に目標達成状況を総括評価する。
- O 補助事業の採択は年度毎に行うため、複数年計画の事業が採択されても次年度以降の採択を保証するものではない。また、実施計画期間終了後1年間は総括評価を行う期間としているため、本事業の募集はできない。

<本事業内容>

〇人材育成事業

- ・ 地域の文化遺産を網羅的に紹介できる 観光ボランティアガイドの養成
- ・ ヘリテージマネージャー(※)の養成 等

〇普及啓発事業

- 地域の民俗芸能等を一堂に公開する取組
- ・ 地域の伝統工芸技術等の公開や普及のための シンポジウム、体験ワークショップの開催 等

〇情報発信事業

・ 地域の文化遺産を網羅的に紹介するコンテンツ (ホームページやアプリ、パンフレット、映像 資料等)の作成 等



みどりのヘリテージマネージャー研修会の様子

【出典】文化庁HP(文化遺産を活かした地域 活性化事業、パンフレット(平成25,26年度))

(※) ヘリテージマネージャー 地域に存在する歴史的文化遺産を発見・保存・ 活用して地域のまちづくりに貢献する人材。

【前回の調査結果(平成28年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

国の支援が終了した後も、地域において自主的かつ効率的に文化遺産の継承に係る事業を継続的に実施する必要があるが、十分な効果の把握や検証、継続的な実施を行っていない団体が多数あり、また、地方公共団体等の事業との重複も見受けられた。

これらの実態を踏まえ、本事業については

- ① 効果検証などのPDCAサイクルがしっかり確立されており、
- ② 国の支援終了後も自主的な取組を継続する意欲と能力があり、
- ③ 地方公共団体等において競合する事業を行っていない団体へ支援の対象を重点化する などの見直しを行いつつ、予算規模を大幅に圧縮すべき。

反映の内容等

支援対象の選定に当たり、

- ① 地方公共団体が策定する実施計画において、事前にアウトカム指標を設定し、実施 計画期間中は達成度を定量的に報告させることとし、これらの実効性を担保するため、 実施計画をホームページ上で公表することとした。
- ② 目標への進捗度合や補助事業終了後の活動見込みも含めて総合的に審査し、より効果の高い取組に支援を重点化することとした。
- ③ 地方公共団体等の事業と重複が見られる取組について、支援メニューの精査・重点 化を行い、予算規模を大幅に圧縮した(▲411百万円)。



調査事案名 (13) 地域文化財総合活用推進事業(地域の文化遺産次世代継承事業)

②調査の視点

1. アウトカム指標の 達成状況を把握して いるか。

実施計画において設定した<u>目標設定についてその達成状況を把握</u>し評価しているか。

2. 本事業終了後に独 自の取組を計画して いるか。

本事業終了後に、<u>国</u> 費のみに頼らない事業 の取組を予定している か。

【調査対象年度】

平成30年度~令和2年度

【調査対象先数】

地方公共団体:69団体 (令和2年度に本事業に 採択された地方公共団体 の中から実施計画の策定 期間や地域等を勘案して 抽出)

③調査結果及びその分析

1. アウトカム指標の達成状況を把握しているか。

調査対象先の地方公共団体に対してアンケートを行ったところ、<u>活動内容</u> 及びその後の状況把握について十分とは言えない状況が見受けられた。

- (1) 文化遺産等を紹介するホームページの更新状況 ホームページを作成した17団体のうち、5団体(29%)が作成後の更新 状況を把握しておらず、3団体(18%)が一度も更新していなかった。【図1】
- (2) 観光ボランティア養成講座の実施状況 地方公共団体(21団体)が実施した観光ボランティア養成講座 (68講座**)のうち、4団体が行った8講座(12%)において、実施計画に おける計画人数の目標設定を行っていなかった。また、8団体が行った26

講座(38%)において修了者の観光ボランティアの活動状況を把握していなかった。

(3) フェスティバル等のイベントの実施状況

地方公共団体(60団体)が実施したフェスティバル等のイベント (253イベント**)のうち、18団体が実施した76イベント(30%)が実施 計画における計画人数の目標設定を適切に行っていなかった。【図2】

※ 講座・イベント数は、団体が各年度において実施した講座・イベントのうち、 計画人数の上位景大3件を抽出したもの。

また、毎年度の評価に応じた<u>実施計画の内容の改定を行っていない35団体のうち、12団体が「改定を行うべきかどうかの検証を行っていないため」と回答した。</u>

このような状況の中.

- ・ (1)~(3)で、ホームページの更新状況を把握していない団体や、 実施計画における目標設定・活動状況の把握が行われていない28団体 (重複除く)のうち21団体、
- ・ 実施計画の改定の要否の検討が行われていない12団体のうち10団体に対しても、複数年計画の次年度の実施計画の採択が行われている。
- 2. 本事業終了後に独自の取組を計画しているか。

調査対象先(69団体)のうち、<u>本事業終了後に独自で事業継続を予定している地方公共団体は22団体(32%)、予定していない又は未定としている地方公共団体は47団体(68%)であった。【図3】</u>

なお、予定していない又は未定としている地方公共団体は「予算の確保が 困難」を主な理由として挙げている。一方で、独自で事業継続を予定してい る地方公共団体は財源として主に参加費、企業等からの協賛金、他地方公共 団体からの補助金を挙げている。

また、他団体の優良事例(交付終了後に独自で事業を実施している事例)が把握できていない地方公共団体が多く、<u>優良事例の周知を希望する意見が</u>多い(58団体)。

④今後の改善点・ 検討の方向性

1. アウトカム指標の達成状況を把握しているか。

前回予算執行調査の改善事項である、効果検証などのPDCAサイクルについて、ホームページ更新状況などの改善が見られるものの十分でなく、その内容の適切性も含め、引き続き改善を求めていく必要がある。

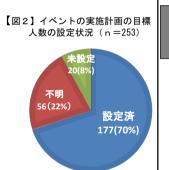
地方公共団体は事業のアウトカム指標の達成状況を把握・分析すべきであり、文化庁も地方公共団体が毎年度の評価に応じて実施計画の定期的な見直しを行うよう、指導していくべき。

その上で、文化庁は実施計画に おける目標設定、活動状況の把 握・効果検証が適切に行われてい ない地方公共団体について採択を 見直すべき。

2. 本事業終了後に独自の取組を計画しているか。

国費のみに頼らない地方公共団 体の事業の自走化に向けて、

- ・実施計画において<u>自己財源の確保策を織り込むことを採択の条件</u>とすべき。
- ・複数年の実施計画の場合、計画 の後期にかけて補助率を設定する など、地方公共団体に独自の取組 のインセンティブを誘発する制度 設計にすべき。
- ・実施計画期間終了後に独自で事業を実施している事例について、 優良な先例として地方公共団体に情報共有すべき。



【図1】ホームページ更新

更新なし

3団体(18%)

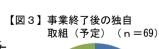
不明

5団体(29%)

状況の把握 (n=17)

更新あり

9団体(53%)



未定

42団体(61%) なし

あり

22団体(32%)

5団体(7%)

		総 拮	舌 調	査	票			
調査事案名	(14) 新たなステージに	入ったがん検診の総合支援事業	調査対象 予 算 額		隻:1, 550百万円 令和3年度:1, 4			
府省名	厚生労働省会計	бп.Δ.=⊥	項	侹	建康增進対策費		調査主体	財務局
組織	厚生労働本省	一般会計	目	疾病予防	対策事業費等補	助金取	りまとめ財務局	四国財務局

【事案の概要】

がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診によってがんを早期に発見することが重要であり、「がん対策推進基本計画」(平成30年3月9日閣議決定)では、個別目標として「男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%とする。」ことを掲げている。

(注)がん種ごとの検診の目標値50%は、対象者が特定検診などを含む検診での受診率であり、今回調査を行った市区町村が実施する検診での受診率は、その内数となる。

「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」(平成25年8月30日)において、受診率を向上させるためには、個別の受診勧奨・再勧奨が効果的であると報告されていること等を 踏まえ、個別の受診勧奨・再勧奨の徹底を図ることとしている。

特に、国際的にも受診率の低い女性特有のがん検診について、初めて受診する方にがん検診を身近なものとして受け止めてもらうとともに、がん検診に関する正しい知識を身につけてもらうため、クーポン券と検診手帳を配付することとしている。

事業の概要

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、<u>郵送や電話などによる</u> 個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)とともに、<u>かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・</u> 再勧奨にも取り組む。

注)個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診:20~69歳の女性

乳がん検診:40~69歳の女性 胃がん検診:50~69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診: 40~69歳の男女 大腸がん検診: 40~69歳の男女

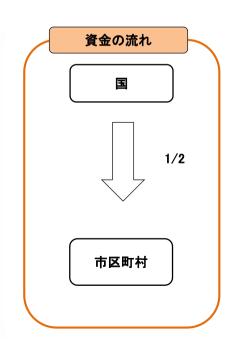
2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん 検診:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の<u>精密検査未受診者に対して、</u> 郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体:市区町村 補助率:1/2



がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

総括調査票

調査事案名 (14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

②調査の視点

- 1. 子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券の利用状況等について
- (1) クーポン券の利用状況はどのようになっているか。
- (2)検診費、クーポン券発送に係る費用はどのようになっているか。
- (3) クーポン券の発送を行ったことによる、受診率の改善状況はどのようになっているか。
- 2. 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の個別勧奨による受診状況等について
- (1) 個別勧奨による受診状況はどのようになっているか。
- (2) 個別勧奨の対象者を限定することにより、受診状況に違いはあるのか。
- (3) 個別勧奨による事務費の単価はどのようになっているか。
- (4) 個別勧奨を行ったことによる受診率の改善状況はどのようになっているか。
- 3. 国費を受けていない市区町村の実施状況について

クーポン券の発送、個別勧奨を行っているにもかかわらず、国費を受けていない理由 は何か。

4. がん検診における受診率向上の取組について

がん検診の受診率の向上につながった取組にどのようなものがあるか。

【調査対象年度】 【調査対象先数】

平成30年度、令和元年度 調査先 : 1,089市区町村 有効回答先: 885市区町村

※今回の調査では、当該補助事業のうち、各がん種の受診率向上に資する主な事業を中心に調査を行うこととし、対象者が多い「クーポン券」及び「個別勧奨」事業を対象とした。

※文章中や表に、特に年度を記載していないものは、令和元年度の実績値を記載している。

③調査結果及びその分析

1. 子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券の利用状況等について

(1) クーポン券の利用状況

子宮頸がん検診のクーポン利用率は、1割未満となっている市区町村が約7割を占めている(平成30年度68%、令和元年度69%)。回答のあった市区町村全体の平均利用率も1割弱であり(平成30年度8.7%、令和元年度8.5%)、低調な利用となっている。

また、乳がん検診における回答のあった市区町村全体のクーポン平均利用率は、約2割(平成30年度23.1%、令和元年度22.2%)であった。

(2)検診費、クーポン券発送に係る費用

検診費単価について、回答のあった市区町村全体の平均単価は、子宮頸がん検診1,862円及び乳がん検診1,835円であるものの、各々の検診費単価が2,000円以上の市区町村が約2割となっている(子宮頸がん検診:平成30年度22%、令和元年度20%乳がん検診:平成30年度24%、令和元年度24%)。

また、クーポン券発送に係る費用単価について、回答のあった市区町村全体の 平均単価は243円であるものの、300円以上の市区町村が約3割となっている (平成30年度33%、令和元年度33%)。

なお、単価の違いについては、対象者数など地域ごとの実情は異なると考えられるが、一部の市区町村では、費用抑制のために以下の取組を行っていた。

【費用抑制のための取組事例(好事例)】

- ・クーポン券の印刷を業者に委託せずに、自前で行っている。
- ・前年度受診した者を除いて対象者を抽出し、郵送している。
- ・同一世帯内に複数名対象者がいる場合には、全員分を同封して郵送して いる。
- ・次年度のがん検診希望調査を実施しており、検診希望者に対して受診票・ 案内とともにクーポン券を郵送している。
- ・クーポン券をがん検診受診券等と一体化している。

総括調査票

調査事案名 (14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

③調査結果及びその分析

(3) 受診率の改善状況

クーポン券発送事業を実施したと回答のあった市区町村の子宮頸がん、乳がん検診の受診率について、調査した平成30年度から令和元年度を比べると、乳がんでは受診率が改善した市区町村も一定程度みられるが、平成28年度から受診率が改善した市区町村を、受診率が悪化した市区町村が大きく上回っている。【表1】

2. 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の個別勧奨による受診状況等について

(1) 個別勧奨による受診率

<u>個別勧奨を行ったことによる各がん種の回答のあった市区町村全体の平均受診率は、1</u> 割弱から2割弱に留まっている。【表2】

また、厚生労働省が徴求する補助金の実績報告では、個別勧奨・再勧奨を区別することなく把握することとしており、個別勧奨と再勧奨のそれぞれによる受診者を把握することとなっていないため、個別勧奨を行ったことによる受診者数を把握していない市区町村が、各がん種において約3割を占めている。

(2) 個別勧奨の対象者を限定することによる受診率

個別勧奨の対象者について、対象者全員に対する個別勧奨より、市区町村国保加入者や特定の年齢者のみに限定した方が、受診率が高くなっているがん種もある。国保加入者は、非加入者に比べて受診率が高くなる傾向があるため留意は必要ではあるが、対象者を限定することでより効果的となる可能性がある。【表3】

(3) 個別勧奨における事務費

個別勧奨による事務費単価について、回答のあった市区町村全体の平均単価は33円であるものの、100円以上の市区町村が2割弱ある(平成30年度17%、令和元年度16%)。 【表4】

なお、単価の違いについては、対象者数など地域ごとの実情は異なると考えられるが、一部の市区町村では、費用抑制のために以下の取組を行っていた。

【費用抑制のための取組事例(好事例)】

- ・郵送方法を工夫する。 (5歳刻みの者に限定、世帯ごとにまとめる、圧着ハガキを利用)
- ・胃、大腸、肺がん検診の受診対象者を、国保加入者のみとしており、健康保険証送付と 同時に実施する。
- ・各種がん検診のお知らせは、1つのハガキですべてのがん勧奨を行っている。
- ・協会けんぽと共同で実施し、協会けんぽ被扶養者については、協会けんぽの費用で実施 している。

【表1】平成28年度からの受診率の改善状況

(単位:先数)

	子宮頸	頁がん	乳がん		
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
平成28年度から、受診率改善した	189	188	175	184	
平成28年度から、受診率変化なし	12	8	10	7	
平成28年度から、受診率悪化した	405	388	435	408	

※受診率を把握していない市区町村は除いている。

※厚生労働省が行っている「地域保健・健康増進事業報告」における受診率を比較している。

【表2】個別勧奨による受診率

	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん
平均受診率(%)	(14.0)	(15. 2)	(7.3)	(13. 1)	(14. 2)
十均文砂华(70)	14.0	15. 2	7. 1	12.8	13.6

※上段の()書は平成30年度、下段は令和元年度の計数である。

【表3】対象者別の個別勧奨による受診率

(単位:%)

	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん
対象年齢全員	11.8	11. 9	6. 4	11. 2	12. 6
対象年齢のうち市区町村国保加入者のみ	11.0	7. 8	5. 1	18. 9	14. 6
対象年齢のうち特定の年齢者のみ	15. 8	17. 7	7. 0	11. 2	13. 7

【表4】個別勧奨による費用単価

	平成30年度	令和元年度		
平均単価 (円)	31	33		
	(単位:先数)			
10円未満	34	33		
10円以上~30円未満	170	159		
30円以上~50円未満	143	159		
50円以上~80円未満	117	126		
80円以上~100円未満	42	57		
100円以上~	107	105		

調査事案名 (14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

③調査結果及びその分析

(4) 受診率の改善状況

個別勧奨事業の状況をみると、調査した平成30年度から令和元年度を比べると、一部のがん種では受診率が改善した市区町村も一定程度みられるが、すべてのがん種において、平成28年度から受診率が改善した市区町村を、受診率が悪化した市区町村が大きく上回っている。【表5】

【表5】平成28年度からの受診率の改善状況

(単位:先数)

	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん
平成28年度から、受診率改善した	(235)	(205)	(196)	(216)	(227)
十成20年度から、受診率改善した	244	220	196	193	204
平成28年度から、受診率変化なし	(11)	(11)	(10)	(12)	(14)
平成26年度から、受診率変化なし	8	12	4	9	17
平成28年度から、受診率悪化した	(477)	(510)	(450)	(480)	(495)
平成20年度から、受診率悪化した	464	489	451	500	510

- ※上段の()書は平成30年度、下段は令和元年度の計数である。
- ※受診率を把握していない市区町村は除いている。
- ※厚生労働省が行っている「地域保健・健康増進事業報告」における受診率を比較している。

3. 国費を受けていない市区町村の実施状況について

クーポン券の発送、個別勧奨の事業を行っているものの、国費を受けていない理由として、国の補助事業があることを知らなかった市区町村(クーポン:2市区町村、個別勧奨:11市区町村)があった。

4. がん検診における受診率向上の取組について

がん検診を行っている市区町村の中で、①休日検診の実施や、②胃、肺、大腸がん検診について特定健康診査、健康診査をセットした検査を実施し、<u>費用抑制</u>(個別勧奨の事務費単価が全体平均以下)<u>しつつ、受診率の向上につなげている市があった</u>。 【表6】

【表6】上記の取組を行っている市の受診率の推移

	平成28年度	平成30年度	令和元年度
胃がん(%)	5. 5	10.4(+ 4.9)	12.0(+ 6.5)
肺がん(%)	3. 5	11.3(+ 7.8)	14. 1 (+10. 6)
大腸がん(%)	5. 7	16. 9 (+11. 2)	20. 7 (+15. 0)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券の利用状況等について

クーポン券の発送を行っている市区町村において、

- ・クーポン券の利用状況は十分とは言えない可能性があること
- ・検診費、クーポン券の発送に係る費用単価が、地域の実情を考慮しても 市区町村ごとに大きく異なっていること

から、厚生労働省は<u>費用抑制のための好事例を収集し、横展開することによる</u> 費用抑制に努めつつ、目標とする受診率50%の達成に資するよう、より<u>効果的</u>な事業実施の方策について検討すべきである。

なお、事業内容の検討を行う際には、クーポン利用率が低い要因を分析し利 用率の改善に取り組むべきである。

2. 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の個別勧奨による受診状況等について

個別勧奨を行っている市区町村において、

- ・<u>個別勧奨を行っているにも関わらず受診率の向上につながっていない可能</u> 性があること
- 事務費の単価が、地域の実情を考慮しても市区町村ごとに大きく異なって いること

から、厚生労働省は費用抑制のための好事例を収集し、横展開することによる 費用抑制に努めつつ、より効果的な事業実施となるよう検討すべきである。

なお、事業内容の検討を行う際には、個別勧奨を行った者による受診率が向上しない要因を分析した上で、補助対象となる個別勧奨者を限定することなどを含め、より効果的に受診率が改善されるよう検討すべきである。また、補助金の実績報告を徴求する際には、個別勧奨や再勧奨による受診率についてそれぞれ把握できるようにすべきである。

3. 国費を受けていない市区町村の実施状況について

国の補助事業があることを知らない市区町村もあることから、厚生労働省は、当該補助事業の周知徹底を図るべきである。

4. がん検診における受診率向上の取組について

厚生労働省は、費用抑制の取組を行いつつ、がん検診の受診率の向上につながった市区町村の取組を収集した上で、横展開し、がん検診に係る費用抑制に努めつつ、受診率の向上を目指すべきである。

			総	括	調	査	票			
調査事案名	制令事条名 (15)旧亩代存。1115对末丰松全支兵书羊				調査対象 予 算 額			362百万円 连度:21,323百万	i円)	
府省名	厚生労働省	A=1 6n.∧=			項	児童	童虐待等 防	ī止対策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省	会計	一般会計		I	児童福	祉事業対	策費等補助金	取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

児童相談所や市区町村の児童虐待防止対策、特別養子縁組・里親養育への支援、DV・女性保護対策など、地方公共団体が行う事業に要する費用について、複数の事業を統合した補 助金を交付し、地域における児童虐待・DV対策等の推進を行っている。

(実施主体:都道府県、指定都市、児童相談所設置市等 補助率(令和元年度):1/2、10/10、定額)

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、近年、新規事業の創設や補助内容の拡充がなされる中、予算の急激な増加に対し て執行は低い水準で推移しており、多額の不用が発生している。

【合和元年度 児童虐待・DV対策等総合支援事業の概要】

児童虐待防止対策の強化

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)等に基づき、児童相 談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図る。

<児童虐待·DV対策等総合支援事業>

児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する

児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問 わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう 24時間対応強化のための体制を拡充する。
- 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後 の処遇に係る調整(入所先、保護者、関係機関等との調整)を図るための 職員を配置するための費用の補助を創設する。
- 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が 利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補 助を創設する。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設 の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみと なっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画など、児 童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(仮称)【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者 の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明 を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費 への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
- 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
- (※) これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し 専門件の向上を図る。

未就園児等全戸訪問事業(仮称)【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等 のいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

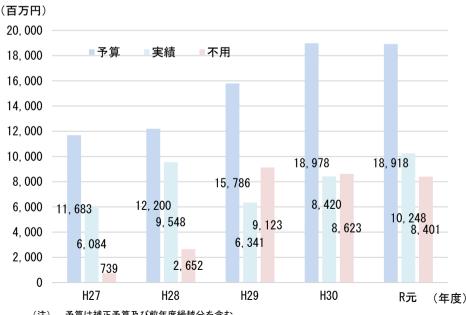
虐待防止のための情報共有システム構築事業(仮称)【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を 進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人(子ども)の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

【(目)児童福祉事業対策費等補助金の予算・実績・不用の推移】



予算は補正予算及び前年度繰越分を含む。

調査事案名

(15) 児童虐待·DV対策等総合支援事業

②調査の視点

不用の要因と予算への反映

児童虐待・DV対策等総合支援事業は複数の事業が統合されているが、国の決算上は予算科目ベースでの執行額しか把握できず、事業の細分ごとの執行額が明らかになっていない。

多額の不用が生じている事業を 特定し、その要因について分析を 行い、予算への反映の方向性につ いて検討する。

【調査対象年度】 令和元年度

【調査対象先数】

令和元年度における補助金の交付先(631団体)から提出された事業実績報告書等を収集し分析。

③調査結果及びその分析

不用の要因と予算への反映

(1) 事業の内訳

児童虐待・DV対策等総合支援事業について は、

- ① 児童虐待防止対策等支援事業: 児童虐待防止及び虐待を受けた子どもへ の支援
- ② DV・女性保護対策等支援事業: 配偶者による暴力被害者等への支援 に大別され、それぞれの区分に複数の事業が ぶら下がっており、地方公共団体は、地域の 実情に応じて必要なメニューを選択して事業 を実施している。【表1】

(2) 不用額の内訳

令和元年度予算における事業メニューごとの予算積算と、それに対応する実績とを比較すると、「児童虐待防止対策支援事業」の不用額は、児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額全体の7割を占めている。

また、児童虐待防止対策支援事業の不用額の内訳を見ると、

- 市町村相談体制整備事業
- 法的対応機能強化事業
- 未就園児等全戸訪問事業

の3事業の不用額の合計は、児童虐待・DV 対策等総合支援事業の不用額全体の4割を 占めている。【図1】

これら<u>3事業については、執行率も低調</u> <u>である</u>。【表2】

【表1】児童虐待・DV対策等総合支援事業のメニュー

Territoria de la contra del la contra del la contra del la contra de la contra de la contra del la contra de la contra del la contra d									
区分	事業名								
①児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業								
	市町村相談体制整備事業								
	法的対応機能強化事業								
	未就園児等全戸訪問事業 他17事業								
	ひきこもり等児童福祉対策事業 他10事業								
②DV·女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業 他3事業								

【図1】児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額の内訳①

(百万円)



【表2】児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額の内訳②

(百万円)

		事業名	予算	実績	不用	執行率
児頭	童虐	寺・DV対策等総合支援事業	支援事業 16,862 8,573 8,290 50.			
	う:	ち児童虐待防止対策支援事業	10, 275	4, 404	5, 870	42. 9%
		うち市町村相談体制整備事業	3, 399	1, 143	2, 256	33. 6%
		うち法的対応機能強化事業	833	167	666	20. 1%
		うち未就園児等全戸訪問事業	550	16	534	3. 0%

調查事案名

(15) 児童虐待·DV対策等総合支援事業

③調査結果及びその分析

不用の要因と予算への反映

(3) 不用の要因

①市町村相談体制整備事業

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に相談等への対応や関係機関との連絡調整を行う「市 区町村子ども家庭総合支援拠点」(以下、「支援拠点」という。)の整備・運営等に要する 費用を補助するものである。

予算積算は、支援拠点の設置箇所数(直営分と委託分の合計)を238箇所と見込んでいたところ、実績は193箇所となっている。

補助単価は、児童人口規模等に応じた最低配置人員(大規模型の場合:子ども家庭支援員5名、心理担当支援員2名、虐待対応専門員4名)等を勘案して定められているが、直営分における1支援拠点当たりの単価の実績は、支援拠点の規模が大きくなるほど予算上の補助単価との乖離が大きく、市町村における支援拠点の運営実態を踏まえたものになっていない可能性がある。【表3】

②法的対応機能強化事業

児童相談所において弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行い、常時必要な法的助言を 受けられる体制を確保するための費用を補助するものである。

予算積算は、全児童相談所において常勤弁護士の配置を見込んでいたところ、多くの児童 相談所では非常勤弁護士または委託契約等により対応している。【図2】

1箇所当たり単価の実績は予算と大幅に乖離しており、予算において各児童相談所における弁護士の活用状況に応じた補助単価になっていない可能性がある。【表4】

③未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、地域の目が届かない未就園児等を市町村において把握し適切な養育支援につなげることを目的に、対象児童の家庭訪問に要する費用を補助するものである。

予算積算は、全ての未就園児等に家庭訪問が実施されることを見込んでいたところ、補助事業を活用した市町村は21団体、家庭訪問件数は1,194件にとどまっている。

令和元年6月1日時点で状況確認を要する<u>未就園児等</u>(出国確認できた者を除く)<u>の8割は、同一市町村内をはじめとする関係部署との連携等により目視または信頼性に確信が持てる情報</u>(例えば、受診歴に基づく医療機関への照会)<u>により状況確認が行われている</u>。 【図3】

<u>地方公共団体における様々な取組を通じて未就園児等の把握が行われている中、こうした</u> 取組の実態を反映した予算になっていない可能性がある。

(参考)上記の状況確認により「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた全ての児童について、要保護児童 対策協議会におけるケース管理や施設入所措置など適切な支援等を実施。

【表3】市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業の 1支援拠点当たり単価の比較(直営分)

類型	予算	実績
小規模A	3,725千円	3, 255千円
小規模B	9, 502千円	6,557千円
小規模C	15, 781千円	8, 092千円
中規模	21,053千円	12, 646千円
大規模	39,057千円	12, 346千円

【図2】児童相談所における弁護士の活用状況 (令和2年4月1日時点) #######

常知2年4月1日時点) 常勤職員 13箇所 弁護士事務所との 契約等 96箇所 第110箇所 (出典) 厚生労働省調査

【表4】法的対応機能強化事業の予算と実績

	予算	実績
箇所数	213箇所	191箇所
1箇所当たり単価	7,822千円	1, 770千円

【図3】未就園児等の状況確認の方法



④今後の改善点・検 計の方向性

不用の要因と予算 への反映

子どもの安心安全を確保するため、児童虐待防止対策の取組は重要であるが、真に子どものためになる効果的な予算の活用といった観点から、

- 予算の積算に当たっては、地方公共団体 のニーズをきめ細か く把握し、事業量を 適切に見込むべきで ある。
- ・ 予算上の補助単価に ついて、一律または 市町村の規模に基づ き機械的に設定する のではなく、<u>市町村</u> における実際の取組 に応じた重点化を検 討すべきである。
- ・ 新規事業の創設や支援の拡充に当たっては、まずは執行が低調な事業について、成果や課題を検証した上で、事業の抜本的な見直しを検討すべきである。

			総	括	調	査	票			
調査事案名	(16)生活保護	(医療扶助)			有 算額 類	令和元年原 (参考 令		:1, 409, 230百万 :1, 448, 853百万F		
府省名	厚生労働省 ヘー かんこ		nπ.Δ≡⊥		項	生氵	舌保護等対策	策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省	会計	一般会計		目	医療	扶助費等負	担金取り	Jまとめ財務局	_

【事案の概要】

- 生活困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し、医療扶助(原則、現物給付)として医療を提供している。
- 〇 「医療扶助運営体制の強化について」(昭和42年6月1日厚生省社会局長通知)によると、地区担当員(以下、「ケースワーカー」という。)は、病状に応じおおむね3か月(結核及び精神疾患の入院患者についてはおおむね6か月)の範囲内において定める期間ごとに患者及び家族を訪問し実態の把握を行うとともに、必要に応じ主治医の意見を聞くこととされている。
- 〇 また、長期入院患者(入院期間が180日を超えた者)については、実態に即した適切な措置を講じることにより、これら患者の処遇の充実を図るため、「長期入院患者実態把握実施要領」(昭和45年4月1日厚生省社会局保護課長通知)(以下、「実施要領」という。)に基づき、実態把握を行うこととされている。

-39-

長期入院患者の実態把握の流れ

① (ケースワーカー)

入院継続180日を超えた時点及び180日を超えて引き続き入院を必要と認められた者について、その後6か月を経過した時点ごとに「実態把握対象者名簿」を整備する。

2 (嘱託医)

- ①により確認された者の直近の医療要否意見書及び過去6か月分の診療報酬明細書 等に基づき、
 - (1) 医療扶助による入院継続の必要があるもの
- (2) 入院継続の必要性について主治医の意見を聞く必要があるものに分類するための検討を行なう。
- ③(ケースワーカー、嘱託医)

②による検討の結果、主治医の意見を聞く必要があると認められるものについて、 実地に主治医の意見を聞く。なお、必要に応じて福祉事務所嘱託医又は精神科業務委 託医師の同行訪問を求める。

④ (ケースワーカー)

主治医訪問の結果、医療扶助による入院継続を要しないことが明らかになったものについて、当該患者及び家族を訪問し、実態を把握し、当該患者の退院を阻害している要因の解消を図り、実態に即した方法により、適切な退院指導を行う。

⑤(福祉事務所長)

実態把握対象者の状況及び検討経過、措置結果等について管内の状況を常時把握。

(出典)第3回医療扶助に関する検討会(令和3年3月25日)

【表1】長期入院患者の推移

(単位:人)

【秋 1】 区別八川心 日 771年19	\ + - . , , , ,			
	H27	H29	H30	R1
入院180日を超える者(A)	58,235	57,029	55,033	53,804
嘱託医との検討の結果、主治医と意 見調整を行った者(B)	33,488	30,389	28,605	27,616
主治医と意見調整を行った結果入院 の必要が無いとされた者(C)	4,608	4,357	4,173	3,762
退院等した者	3,290	3,179	2,972	2,808
未対応の患者数 (D)	1,318	1,178	1,201	954
入院の必要性がない者の割合 (C) /(A)	7.9%	7.6%	7.6%	7.0%
入院の必要性がない者のうち未措置 の割合 (D) / (C)	28.6%	27.0%	28.8%	25.4%
(山曲) 第2同医療共助に関する検討会	· (今和っ年っ日	105口) 咨蚪!-	サイラン サイド	

(出典) 第3回医療扶助に関する検討会(令和3年3月25日)資料に基づき作成 (注) 平成28年度は実績が未提出の自治体があったため除いている。

括 総 調 杳 票

調查事案名

(16) 生活保護 (医療扶助)

②調査の視点

(1)長期入院に対す る福祉事務所設置自治 体の取組状況

入院期間が180日を超 えるまでに、ケース ワーカーが本人及び担 当主治医等に面接して、 病状等の確認を行って いるか。

入院継続の必要性に ついて主治医等の意見 を聞くかどうかをどの ように判断しているの か。

入院継続について主 治医等の意見を聞く必 要があると分類された 患者について、主治医 等との意見調整の状況 はどうなっているのか。

③調査結果及びその分析

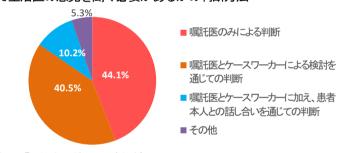
(1) 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況

【表2】長期入院患者にかかる面接の状況(令和元年度)

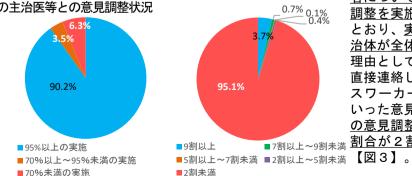
入院期間が180日を 超えた患者数(A)	過去180日の間に本人 及び主治医等に面接を 行った患者数(B)	割 合(B/A)
53,826人	27, 606人	51. 3%

(注) 本調査において、一部の自治体の実績報告に誤りが発覚したことから、【表1】 者について、過去180日の間に本人及び と一致していない。

【図1】入院継続の必要があるか、又は、入院継続の必要性につい という結果であった。 て主治医の意見を聞く必要があるかの判断方法



【図2】主治医等に入院継続の 必要性の意見を聞く必要がある と分類された患者についての実 際の主治医等との意見調整状況



「医療扶助運営体制の強化について」 において、ケースワーカーは、おおむね 3か月(結核及び精神疾患の入院患者に ついてはおおむね6か月)ごとに患者及 び家族を訪問し、必要に応じ主治医の意 見を聞くこととされているが、【表2】 のとおり、入院期間が180日を超えた患

主治医等に面接を行ったケースは約半数

また、【図1】のとおり、長期入院患 者について、入院継続の必要があるか、 又は、入院継続の必要性について主治医 の意見を聞くかの判断方法としては、嘱 託医のみの判断又は嘱託医とケースワー カーによる検討を通じての判断が約8割」 患者本人との話し合いを通じての判断は 約1割にとどまっている。「その他」の 回答には嘱託医による判断を行っていな いといった意見も含まれていた。

さらに、主治医等に入院継続の必要性 の意見を聞く必要があると分類された患 者については、実際に主治医等との意見 調整を実施すべきであるが、【図2】の とおり、実施率70%未満及び95%未満の自 治体が全体の約1割を占めている。その 理由として自由記載欄には、「主治医に 直接連絡して意見を求めることは、ケー スワーカーにとっては敷居が高い」と いった意見があった。また、主治医等と の意見調整の際に、嘱託医等が同行する ■7割以上~9割未満 割合が2割未満の自治体が95%を占めた

4)今後の改善点 検討の方向性

(1) 長期入院に対する 福祉事務所設置自治体の 取組状況

福祉事務所は、3か月又 は6か月ごとに、患者本人 や家族、主治医等を訪問 し、病状等の把握を行うこ とを改めて周知すべき。そ して、その訪問で把握した 実態を基に長期入院の必要 性を判断していくべき。

一部の自治体で長期入院 の必要性についての嘱託医 による検討が適切に行われ ていないケースや、主治医 等の意見を聞くべきと分類 した患者について実際に意 見調整が行われていない ケースが見られることか ら、適切に取り組むよう改 めて周知すべき。

ケースワーカーが主治医 等と意見調整する際は、専 門的判断等を得るため、積 極的に嘱託医等の同行を求 めるよう周知すべき。

【図3】主治医等との意見調整の

際の嘱託医等の同行状況

調査事案名

(16) 生活保護 (医療扶助)

②調査の視点

(2)長期入院患者の実態把握 の課題や長期入院の解消に向け た工夫

福祉事務所設置自治体の担当者が長期入院患者の実態把握に関する課題をどう認識しているのか、また長期入院の解消に向けてどんなことに工夫をしているのか、自由記載欄への回答を求めた。

【調査対象年度】 令和元年度 【調査対象先数】 福祉事務所設置自治体 906先

③調査結果及びその分析

- (2) 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫
- 福祉事務所設置自治体による、自由記載欄への回答には、
- ・<u>医療要否意見書やレセプトだけでは当該長期入院患者の身体状況、精神状況などを十分に把握することが難しく、入院継続の必要性の判断を</u>行っていない
- ・<u>主治医に直接連絡</u>して意見を求めることは、ケースワーカーにとって は敷居が高い(再掲)
- ・医療の<u>専門的知識のない</u>ケースワーカーでは、医師の判断に疑義をもつことが難しいことから、<u>意見聴取を実施することが少ない</u>(【図3】で2割未満と回答)

との記載から見られた。このように、<u>患者本人や家族の状況・希望を把握せず、レセプト等の書面で入院継続の必要性を判断しようにも適切に判断できず、医療機関・主治医等との意見調整にも消極的になっている一部の自治体の実態が見られた</u>。こうした医療扶助のガバナンス欠如の結果、入院が必要以上に長期になっている可能性がある。

- (注) 【表 1 】の集計において、令和元年度に、政令市・中核市(患者数は自治体により数十人~数百人)のうち、入院の必要性について主治医と意見調整した件数が0件のものが13自治体あった。
- 〇 他方で、自由記載欄における
- ・<u>入院した時点で</u>必ず本人や医療機関のソーシャルワーカーから<u>入院見込み期間を聞き取り</u>、その後も<u>定期訪問該当月には医療機関を訪問</u>している
- ・長期入院患者に対して<u>本人及び主治医との面談</u>を行い、<u>グループホー</u> ム入所や居宅生活への帰来等、退院の可能性を確認・検討している
- ・病院から外出することに恐怖感を抱いていることが長期入院の一因となっていることもあるため、<u>銀行や買い物などを付き添いながら徐々に</u>社会に適応させ、退院に繋げている

との記載から見られるように、<u>自治体のケースワーカーが、医療の知識</u>の有無を問わず、積極的に患者本人や家族の状況や希望を把握し、自立に向けた支援を行いつつ、医療機関・主治医等への働きかけや地域資源の活用・調整に取り組んでいる好事例も見られた。

④今後の改善点・検討の方向性

(2) 長期入院患者の実態把握の課題 や長期入院の解消に向けた工夫

患者や家族への定期訪問や継続的な支援を行い、本人等の状況・意思に基づき、主治医等との意見調整や地域資源の調整等を行っている好事例を全国の自治体に横展開すべき。

			総	括	調	査	票			
調査事案名 (17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援) 調査対象 予 算 額						3百万円の内 : 383,501百万	* ·			
府省名	厚生労働省	会計	一般会計		項	ß	章害保健福祉	貴	調査主体	共同
組織	厚生労働本省	五司	一般云計		Ħ	障害児	入所給付費	等負担金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

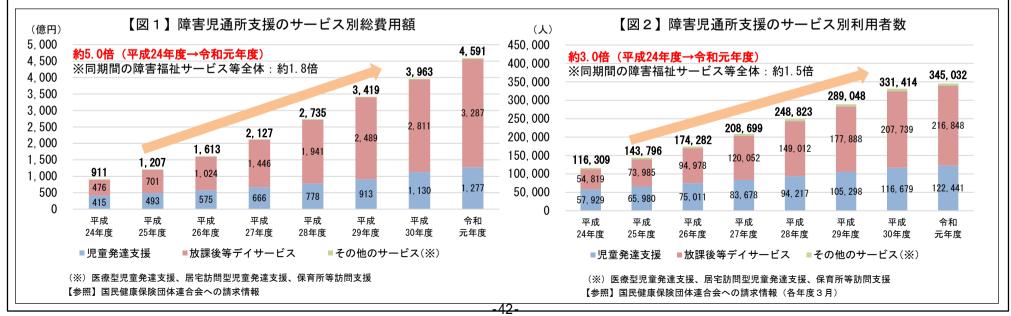
【事案の概要】

障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者に、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費 や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指し、児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の 指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等 を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や利用者数は、全体として近年増加してきているが、障害児通所支援について見るとその伸びは著しく、障害福祉サービス等全体の総費用額・ 利用者数の伸びを大きく上回っている。【図1、図2】

児童発達支援や放課後等デイサービスは、営業時間に応じた報酬設定となっているものの、利用者ごとのサービス利用時間は考慮されない仕組みとなっていることから、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証する。また、利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異がないか検証する。



括 調 杏

調查事案名

(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

②調査の視点

1. 放課後等デイサービス・ 児童発達支援におけるサービ スの利用状況

放課後等デイサービス・児童 発達支援の基本報酬については、 利用者ごとのサービス提供時間が 考慮されていないため、利用者 ごとのサービス利用時間等を分析 することにより、現行の報酬設定 の妥当性について検証を行った。

【調查対象年度】

令和元年度 (令和元年10月サービス提供分)

【調査対象先数】

- 都道府県
- 政令指定都市、中核市
- 令和元年10月における児童発達 支援、放課後等デイサービス等 の利用者数が上位10位までの 市町村(特別区含む)

調查対象先数:521箇所 回答数 :515箇所 回答率 : 98.8%

③調査結果及びその分析

1-① 放課後等デイサービスにおけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

放課後等デイサービスの報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを 踏まえ、通常より低い基本報酬が設定(または基本報酬が減算)されている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮され ない報酬体系となっている。【表1】

【表1】 放課後等デイサービスにおける営業時間別基本報酬

	平日(授美	業終了後)	休日(学校休業日)				
営業時間	3 時間以上	3 時間未満	6時間以上 4時間以上6時間未満 4時間未満				
極路本基	604単位 591単位		721単位	15%減算	30%減算		

※重症心身障害児(以下「重心児」という)以外を対 象とする利用定員10人以下の事業所において、医療 的ケア児以外の障害児に支援を行う場合。

※令和3年度報酬改定後の単価

(2) 利用者別・事業所別のサービス利用時間の実態

- ・利用者ごとの利用時間については、平日・休日ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用 まで、多様な利用実態となっている。【図3】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、例えば休日における平均利用時間が7時間超の事業所が全体の約15%を占める 一方、1時間以下の事業所も約5%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図5】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の 報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図4、図6】

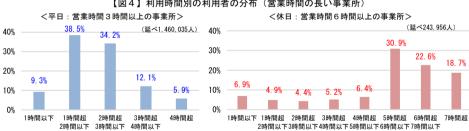
【図3】利用時間別の利用者の分布(全体)



【図5】平均利用時間別の事業所の分布(全体)



【図4】利用時間別の利用者の分布(営業時間の長い事業所)



【図6】平均利用時間別の事業所の分布(営業時間の長い事業所)



-43-

調査事案名

(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

③調査結果及びその分析

1-②. 児童発達支援におけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

児童発達支援の報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、 基本報酬が減算される仕組みとなっている。その一方で、<u>利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている</u>。 【表2】

【表2】児童発達支援における営業時間別基本報酬

事業所類型	児童発達支援センター (以下「センター」という)			児童発達支援センター以外(以下「その他の事業所」という)		
営業時間	6時間以上	4時間以上6時間未満	4 時間未満	6 時間以上	4時間以上6時間未満	4 時間未満
基本報酬	1,086単位	15%減算	30%減算	754単位	15%減算	30%減算

※「センター」は、重心児・難聴児以外を対象とする利用 定員30人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支 援を行う場合。

「その他の事業所」は、重心児以外(主に未就学児)を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。

※令和3年度報酬改定後の単価

(2) 利用者別・事業所別のサービス利用実態

- ・利用者ごとの利用時間については、センター・その他の事業所ともに大きなバラツキがあり、<u>1時間以下の短時間利用から7時間を</u> 超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図7】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、特にその他の事業所では、平均利用時間が6時間超の事業所が全体の約7%を占める一方、1時間以下の事業所が約13%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図9】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、<u>現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の</u>報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図8、図10】

28.5% 30% 22.5% 21.9% 20.3% 16 9% 17.4% 20% 12.0% 8.6% 3.1% 1時間超 2時間以下 3時間以下 5時間以下 ■センター ■その他の事業所 (延べ224.248人) (延べ388.984人) 【図9】平均利用時間別の事業所の分布(全体) 30% 19.0% 17.1% 19.8% 13.3% 10.8% 2.3% 7時間超 3時間以下 4時間以下 5時間以下 6時間以下

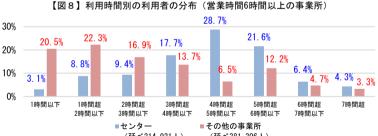
■その他の事業所

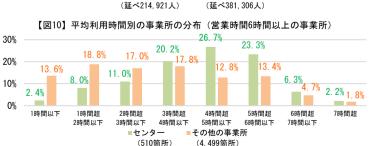
(4,624箇所)

■センター

(529箇所)

【図7】利用時間別の利用者の分布(全体)





-44-

④今後の改善点・ 検討の方向性

1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

利用者ごとの利用時間や事業所ごとの平均利用時間に大きなバラツキがあることに鑑み、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、サービスの質も踏まえつつ、利用時間の実態を勘案した報酬体系への見直しを検討するべきである。

調査事案名

(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

②調査の視点

2. 市町村における支給決定の状況

利用者ごとの1月当たりの利用日数 (支給量)については、市町村が利用 者の状態等を勘案して決定することに なっているが、市町村によって決定 された支給量に差異が生じていないか、 検証を行った。

【調査対象年度】

令和元年度

(令和元年10月において有効な支給 決定)

【調査対象先数】

- 政令指定都市、中核市
- ・令和元年10月における児童発達支援、 放課後等デイサービス等の利用者数が 上位10位までの市町村(特別区含む)

調査対象先数: 474箇所 回答数 : 471箇所 回答率 : 99.4%

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定の状況

(1) 市町村における支給決定の考え方

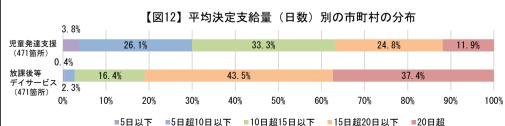
障害児通所支援の支給決定に当たっては、市町村が利用者ごとに適切な1月当たりの利用必要日数(支給量)を定めることとされているが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、支給量の上限は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数とされている。(平成28年3月7日厚生労働省通知)

(注) ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の上限日数 を超えて利用することが可能。

(2) 利用者別・市町村別の決定支給量

- ・利用者ごとの1月当たりの決定支給量は、原則の上限日数である23日の割合が高くなっている。特に、放課後等デイサービスについては、決定支給量が23日である利用者が4割超となっており、高い割合を占めている。【図11】
- ・市町村別の平均決定支給量について、大きな地域差が見られる。例えば、放課後等デイサービスについては、平均決定支給量が15日以下の市町村が約2割存在する一方で、20日超である市町村が約4割となっており、市町村ごとに大きなバラツキがある。また、全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村が一定程度存在していることからも、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性がある。【図12、表3】





-45-

④今後の改善点・ 検討の方向性

2. 市町村における支給 決定の状況

各市町村における支給量の 決定が、個々の利用者の発達 支援のニーズに沿ったものに なっているかどうか、その 妥当性を検証した上で、<u>より</u> 利用者のニーズに基づいた支 給決定を行うための具体的な 基準の設定を検討するべきで ある。

【表3】全利用者に占める「決定支給量が 23日以上の利用者」の割合が高い市町村

20日以上の利用名」の割合が高い中町科				
	児童発達支援 (471箇所)	放課後等 デイサービス (471箇所)		
100%の 市町村	15箇所(3.2%)	17箇所(3.6%)		
90%以上の 市町村	28箇所(5.9%)	63箇所(13.4%)		
80%以上の 市町村	47箇所(10.0%)	101箇所(21.4%)		
70%以上の 市町村	65箇所(13.8%)	168箇所(35.7%)		

※箇所数は累積値

			総	括	調	査	票			
調査事案名	(19) 診療報酬	(後発医薬品関	月孫)		対象			974百万円の内数 : 11, 760, 710百万		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	IJ	Į	医療	保険給付	諸費ほか	調査主体	本省
組織	厚生労働本省	云司	一放云町	E	1	後期高齢者	医療給付	費等負担金ほか	取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

- 後発医薬品については、令和2年9月における政府目標である使用割合80%に対し、実績は78.3%となっており目標に到達していない。【図1】
- 〇 このため、厚生労働省は、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)を活用し、都道府県、二次医療圏、年齢、薬効分類、医療機関等の別の後発医薬品使用割合の見える化を検討するとともに、令和5年度末までに後発医薬品の使用割合を、全ての都道府県で80%以上とする新たな目標を設定したところ。
- これまで診療報酬において保険薬局を対象に「後発医薬品調剤体制加算」を設けて後発医薬品の使用を促進してきたところであるが、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」 (令和2年12月18日経済財政諮問会議)において、「後発医薬品の使用を推進する観点から実施した、2020年度診療報酬改定における(中略)後発医薬品調剤体制加算に係る基準 の見直し等に基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。検証結果に基づき必要な対応を検討。≪厚生労働省≫」とされており、本調査においても、保険薬局の後発医薬品使 用への取組を経年で分析することで、「後発医薬品調剤体制加算」の在り方について検討を行う。【表1】
 - ◆「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定) 2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。
 - ◆「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)
 - ・後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発 医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標。
 - ・新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算等の見直しの検討…等、更なる使用促進を図る。

【図1】後発医薬品使用割合の推移と目標値



(出所) 厚生労働省「医薬品価格調査」 ※使用割合は、「終終医薬品の表え生発医薬品」

※使用割合は、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

【表1】後発医薬品調剤体制加算及び減算と算定総額

加算区分	要件		点数	推計算定額
加算 1	後発医薬品使用割合 75%以上	かつ	15点	200億円程度
加算2	同 80%以上	カットオフ値	22点	400億円程度
加算3	同 85%以上	50%以上	28点	600億円程度
基本料減算	後発医薬品使用割合 4	▲ 2 点	▲4百万円程度	

※推計算定額は、令和2年度以降の点数に、社会医療診療行為別統計の令和元年の加算回数を用いて推計している(医療費ベース)。令和元年の基本料減算については、後発医薬品使用割合20%以下を対象としている。

<使用割合の算出>

(後発医薬品の調剤数量)

(後発医薬品のある先発医薬品の調剤数量) + (後発医薬品の調剤数量)

<カットオフ値の算出>※調剤数量のうち後発医薬品に置き換え可能な割合

(後発医薬品のある先発医薬品の調剤数量) + (後発医薬品の調剤数量)

(調剤数量)

-46-

総 括 調 杳 票

調查事案名

(19) 診療報酬 (後発医薬品関係)

②調査の視点

【調査対象年度】

【調查対象先数】

平成28年度~令和2年度 ※令和2年度については速報値。

保険薬局から地方厚生局へ届出が行われる「保険薬局における施設基準届出状況報告書」(毎年7月1日現在)に関する厚生労働本 省が保有するデータで分析を実施。

(届出数) 平成28年度53,138件、平成29年度54,236件、平成30年度55,763件、令和元年度56,986件、令和2年度57,350件

後発医薬品調剤体制加算の改定等の影響について

- 〇後発医薬品調剤体制加算についてはこれまで累次の改定を行っており、保険薬局 の加算の取得状況や後発医薬品使用割合にどのような影響が生じているか。
- 〇都道府県別の後発医薬品調剤体制加算の取得状況の実態はどうなっているか。

後発医薬品調剤体制加算を取得している保険薬局の実態等について

- 〇一度当該加算を取得した個別薬局は、その後、後発医薬品の使用についてどのよう に取り組んでいるか。
- ○備蓄医薬品目数は後発医薬品使用割合の多寡で違いが生じているか。
- 〇後発医薬品使用割合は年々上昇しているものの、カットオフ値(調剤数量のうち後 発医薬品に置き換え可能な割合) はどのように推移しているか。

③調査結果及びその分析

後発医薬品調剤体制加算の改定等の影響について

【1.後発医薬品調剤体制加算の取得状況】

〇 後発医薬品調剤体制加算の取得割合については、平成28年の状況から 大きく変化し、令和2年においては7割超の保険薬局が加算を取得する状 況となっている。他方で、平成30年度診療報酬改定で創設された減算の適 用はわずか0.3%(181件)にとどまっている。【図2】

【2.後発医薬品使用割合別の保険薬局数構成割合】

○ 直近5年間で、後発医薬品使用割合別の保険薬局数の構成割合は大き く変化している。

具体的には、6割超の保険薬局が政府目標80%を達成しており、特に 85%以上90%未満という高水準の階層がボリュームゾーンとなっている。ま た、65%未満が大きく減少しているほか、加算対象外(=減算と同等の効 果)となった65%以上75%未満の階層についても減少している。

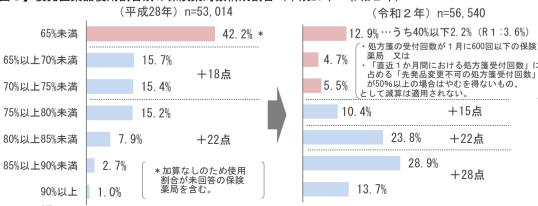
他方で、減算については、そもそも対象となる保険薬局数がわずかで あり、導入によりどのような効果があるのか不明である。また、使用割合 40%以下の保険薬局は2.2%存在しているが、適用除外により、実際に減算 が適用される保険薬局はさらに限定されている。【図2、3】

- ※後発医薬品使用割合は4~6月の平均値。
- ※異常値と思われるもの等は除外している。
- ※平成28年は後発医薬品調剤体制加算算定薬局以外は任意回答となっていることから、回答のあっ た約3万件に加えて、回答がなく加算も取得していない約2万件を65%未満階層に振り分けてグラ フを作成している。

【図2】後発医薬品調剤体制加算の取得状況 (平成28年→令和2年)



【図3】後発医薬品使用割合別の保険薬局数構成割合(平成28年→令和2年)



調査事案名

(19) 診療報酬 (後発医薬品関係)

③調査結果及びその分析

【3. 都道府県別の後発医薬品調剤体制加算取得割合の状況】

- 「令和元年度 調剤医療費(電算処理分)の動向」によると、47都道府県中33道県において、後発医薬品の使用割合80%を達成している(最大:沖縄県88.7%、最小:徳島県74.3%)。これら道県内に所在する保険薬局のうち後発医薬品調剤体制加算を取得している割合は、使用割合80%未達の14都府県に比べ、相対的に高い状況にあり、最大の沖縄県では93%の保険薬局が加算の対象となっている。【図4】
- 〇 後発医薬品への置き換えによる医療費適正効果額については、令和2年度は18,619億円(厚生労働省推計)とされている。使用割合目標未達の 都府県が、令和5年度末までに、仮に政府目標80%に到達した場合の医療 費適正効果額を推計したところ、効果額の増加分は200億円程度(※)と 考えられる。
 - ※薬価ベースの医療費適正効果額をもとに「令和元年度 調剤医療費(電算処理分) の動向」(令和2年3月時点)の都道府県別の後発医薬品数量等により試算した粗 い推計値。なお、後発品のある医薬品の市場規模の変化は考慮していない。

【図4】後発医薬品使用割合(調剤)と後発医薬品調剤体制加算取得割合の関係(令和2年)



※後発医薬品使用割合は「令和元年度調剤医療費(電算処理分)の動向」(令和2年3月時点)における都道府県別使用割合を記載している。

※後発医薬品調剤体制加算取得割 合は、各都道府県内の保険薬局 の令和2年7月1日現在の状況 を記載している。

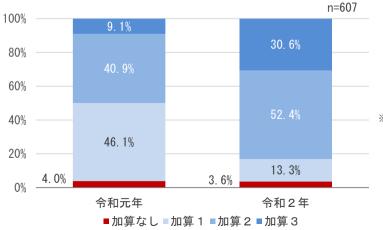
※誤記と思われるものは除外している。

後発医薬品調剤体制加算を取得している保険薬局の実態等について

【4.後発医薬品調剤体制加算を取得して以降の加算区分状況】

〇 平成30年に加算1を取得した保険薬局(平成29年加算なし)の令和元年及び令和2年の加算の取得状況を個別に確認したところ、翌年以降、加算を取得していない保険薬局はわずかであり、ほぼ全ての保険薬局において加算を取得し続けている。すなわち、使用割合が75%以上となった保険薬局は、継続して高い使用割合を維持している状況にある。【図5】

【図5】平成30年に加算1を取得した保険薬局の翌年以降の加算取得状況



※平成29年は後発医薬品調剤体制加算を 取得しておらず、平成30年に加算1を 取得した保険薬局について、令和元年 及び令和2年の加算の取得状況につい て記載している。令和元年及び令和2 年のいずれも届出がある保険薬局につ いて、各年7月1日現在の状況を記載 している。

_48

調査事案名

(19) 診療報酬 (後発医薬品関係)

③調査結果及びその分析

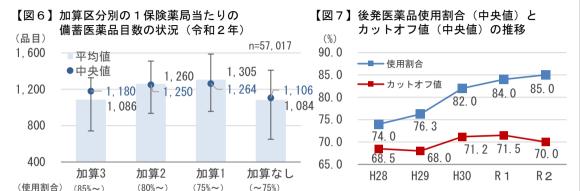
【5. 保険薬局の備蓄医薬品目数の状況】

〇 後発医薬品を取りそろえる際、備蓄医薬品目数が増え、管理など手間がかかることも踏まえて加算制度が設けられてきたところである。しかしながら、加算区分別の1保険薬局当たりの平均備蓄医薬品目数を比較したところ、加算区分の中では、使用割合85%以上の加算点数の最も高い加算3を取得している保険薬局の平均備蓄医薬品目数が最も少ない。加えて、同区分の平均備蓄医薬品目数については、使用割合75%未満の加算を取得していない1保険薬局当たりの平均備蓄医薬品目数とほぼ同水準となっている。【図6】

【6. カットオフ値の推移】

- 〇 後発医薬品使用割合については年々増加している。他方で、<u>カットオ</u> フ値(調剤数量のうち後発医薬品に置き換え可能な割合)については、直 近5年間は横ばいで推移している。【図7】
- あわせて<u>カットオフ値別の保険薬局数構成割合</u>を確認したところ、高い階層への移動が若干ながら認められるものの、後発医薬品使用割合と比べて、直近5年間で大きな変動は生じていない。【図8】

※後発医薬品調剤体制加算を取得している 保険薬局のカットオフ値(4~6月の平 均値)を分析している。空欄や異常値と 思われるものは除外している。

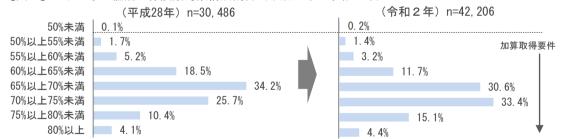


※令和2年7月1日現在の状況を記載している。

※備蓄医薬品目数が空欄や異常値と思われるものは除外している。※棒グラフは平均値。中央値のほか25・75%タイルを記載している。

※後発医薬品調剤体制加算を取得している保険薬局の使用 割合及びカットオフ値(4~6月の平均値)について、空 欄や異常値と思われるものは除外したうえで、中央値の推 移を記載している。

【図8】カットオフ値別の保険薬局数構成割合(平成28年→令和2年)



④今後の改善点・検討の方向性

- 後発医薬品使用割合と平均備蓄品目数には正の相関関係が認めづらい状況である。 本加算の意義は後発医薬品の使用によるかかり増しの費用への対応の側面ではなく、 インセンティブとしての側面が強くなっているが、使用割合の平均が78.3%である中、 使用割合75%以上の保険薬局に加算を認めている。このため、加算を取得している保険 薬局の割合は全国平均で、73.9%となっており、都道府県によっては9割を超えている ことから、既に現行の加算制度では、これ以上使用割合を高める機能を期待すること ができない状態にあるといえる。なお、一度、後発医薬品の使用割合が高くなった保 険薬局においては、その使用割合は高止まりし、後発医薬品の活用が後退する傾向は 認められない。
- また、令和5年度末までの新目標は全ての都道府県で80%を標榜するが、これによる

適正化効果は一定の試算の下、200億円程度と見込まれており、現行制度では毎年加算が1,200億円程度と算定されていることからも、費用対効果も見合っておらず、加算制度については、廃止を含めた見直しを行うべきである。

- その際、減算については、適用が181件と極めて限定されており、期待した効果が発揮されておらず、都道府県ごとのばらつきが大きい中で、使用促進の取組が遅れている自治体を底上げするためには、対象範囲を大幅に拡大するなど減算を中心とした制度に見直すべきではないか。
- O なお、制度見直しに当たっては、保険薬局における後発医薬品に置き換え可能な医薬品の調剤数量割合(カットオフ値)にも着目する必要があり、引き続き動向を注視していく必要がある。

			総	括	調	査	票			
調査事案名 (20) 産地パワーアップ事業				調査対象 予 算 額		度補正(第 令和3年度		160百万円の内数 ほ	か	
府省名	農林水産省	스티	#n. △ =1		項	国産農産	全物生産・供 対策費	給体制強化	調査主体	共同
組織	農林水産本省	会計	一般会計		Ħ		物生産・供給 共団体整備費	体制強化対策 補助金ほか	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

【事案の概要】

本事業は、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換をしつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に 取り組む産地において、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、同計画に位置付けられた意欲ある農業者等が行う生産体制の強化や集出 荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援するものである。

※本事業は平成27年度から計上され、令和元年度において支援メニューが追加された以降は「産地生産基盤パワーアップ事業」として計上されている。

事業イメージ(1)(計画作成~事業実施まで)

地域農業再生協議会等(農業者、地方公共団体、JA等。以下、「地 域協議会等」という。)の関係者が連携し、産地が目指す「収益性 の向上」につながる目標を設定。

地域協議会等は、目標とその実現を図るための複数の取組を記載 した「産地パワーアップ計画」を作成し、都道府県知事が承認。

「産地パワーアップ計画」に参加する農業者や農業者団体等の取組 主体が「取組主体事業計画」を作成し、地域協議会長等による承認 後、以下のような取組に要する経費に対して助成し、事業を実施。

(取組の例)

農産物処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹的な 施設の整備、農業機械のリース導入・取得、生産資材の導入等



施設整備



生産資材の導入

事業イメージ②(事業実施~事業報告まで)

取組主体(農業者、農業者団体等)

事業終了後、取組主体事業計画に定められた取組目標の達成状況を地域協議会

地域協議会長等

取組主体からの報告を点検評価し、都道府県知事に報告。必要に応じ取組主体を指導・助言。 産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況を都道府県知事に報告

指導・助言

都道府県知事

地域協議会長等からの報告を点検評価し、地方農政局長等に報告。必要に応じ地域協議会長等及び 取組主体を指導・助言。

基金管理団体

国(地方農政局長等)

都道府県知事からの報告を点検評価する。必要に応じ都道府県知事を指導・助言。

<事業の流れ> 定額

※改善状況の報告については、目標が達成されるまで報告を行うこととされている。

都道府県

定額、

1/2以内等

農業者等

調査事案名

(20) 産地パワーアップ事業

②調査の視点

1. 目標の達成状況について

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の目標は達成できているのか。

【調査対象年度】 平成28年度~ 平成29年度

【調査対象先数】 農林水産省:1先

③調査結果及びその分析

1. 目標の達成状況について

①産地パワーアップ計画の成果目標の達成状況について 地域協議会等が取り組む産地パワーアップ事業では、計画 作成にあたり、生産コストの削減や所得額の増加等の収益性 向上の効果に係る成果目標を設定し、目標年度(事業実施年 度の翌々年度)における成果目標の達成状況について事業実 績の評価を行うこととしている。

これまでに産地パワーアップ事業を実施し事業実績の評価を行った880計画について、成果目標の達成状況を確認したところ【表1】のとおりとなった。<u>目標を達成した計画の割合は6割を下回っており、また、未達成の計画の半数以上(全体の2割強)が達成率がマイナス(すなわち、計画作成時点よりも下回っている)となっていた</u>。

②取組主体事業計画の取組目標の達成状況について

取組主体が取り組む取組主体事業計画では、計画作成にあたり、産地パワーアップ計画の成果目標の達成につながる取組目標を設定することとされている。

これまでに施設整備の事業を実施し事業実績の評価を行った124取組主体事業計画について、取組目標の達成状況を確認したところ【表2】のとおりとなった。また、取組主体事業計画の個々の取組目標達成率を見ると【図1】の結果となり、達成率100%以上150%未満が最も多く40計画(30%)となっている一方で、目標達成率がマイナスの計画が25計画(19%)存在した。

(注) 1つの取組主体事業計画で複数の目標を設定して達成率を計算している 計画があり、【表2】【表3】では取組主体事業計画を、【図1】では各目標 それぞれを1単位として整理しているため、全体の計画数は一致しない。

また、その基となる産地パワーアップ計画の成果目標の達成状況と併せて確認したところ【表3】のとおりとなった。

取組主体の個々の計画である取組主体事業計画の取組目標を達成していると産地全体の目標である産地パワーアップ計画の成果目標も達成している計画が多く、反対に取組目標が未達成だと成果目標も未達成の場合が多くなっており、一定の関連性が認められた。一方で、<u>産地全体の成果目標は達成しているものの、補助金を投入して事業を実施した取組主体の取組目標が達成されていない場合がある</u>ことが判明した。

【表1】目標年度における成果目標の達成状況

評価計画数:880(令和元年度:472、令和2年度:408)

	全体	令和元年度	令和2年度
達成 (※)	56. 7%	55. 5%	58. 1%
未達成 (うち、マイナス)	43. 3% (22. 7%)	44. 5% (22. 5%)	41. 9% (23. 0%)

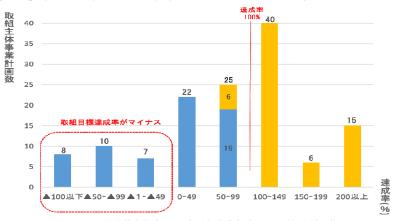
(※)農業においては天候等の影響を受けやすく、収穫量、販売額等は年度ごとに変動が生じる可能性が高いことから、農林水産省は、運用上、目標に対する達成率が90%以上の場合に「達成」としている。(以下、【表2】【表3】について同じ)

【表2】目標年度における取組目標の達成状況

評価計画数:124(令和元年度:115、令和2年度:9)

	全体	令和元年度	令和2年度
達成	48. 4%	50. 4%	22. 2%
未達成	51.6%	49. 6%	77. 8%

【図1】令和元年度及び2年度事業評価における取組目標の達成率の分布



■取組主体事業計画の取組目標達成率が90%以上だった計画数 ■取組主体事業計画の取組目標達成率が90%未満だった計画数

【表3】成果目標及び取組目標の達成・未達成の関連性

		取組主体事業計	画(取組目標)
		達成	未達成
産地パワーアップ計画 (成果目標)	達成	49	10
	未達成	11	54

④今後の改善 点・検討の方 向性

目標の達成状況について

調査事案名

(20) 産地パワーアップ事業

②調査の視点

2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

事業実施後の実績 評価時点で、成果目標及び取組目標が未 達成の場合の取扱い がどのようになってい るのか。

【調査対象年度】 平成28年度~ 令和2年度

> 【調査対象先数】 農林水産省:1先

③調査結果及びその分析

2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

実施要領上、産地パワーアップ計画の成果目標を達成できなかった地域協議会等が、同一地区・同一品目で新たに計画を作成する場合には、前の計画が未達成となった要因の分析など、より厳格な審査を行うこととしており、目標を達成できなかった産地に安易に新たな補助金を支給しないための規定が設けられているが、取組主体事業計画についてはそのような規定は設けられていない。

上述の【表3】のとおり、産地パワーアップ計画の成果目標は達成しているが、取組主体事業計画の取組目標は未 達成のものがあり、現行の規定では、個々の取組主体事業計画の取組目標が未達成でも、基となる産地パワーアップ 計画の成果目標が達成していれば、新たな補助金を受けることが可能となる。

これまでに採択された取組主体事業計画について、産地パワーアップ計画に設けられた規定(目標未達成、かつ同一地区・同一品目)と同等のものがあると仮定して、該当するものがあるかを農林水産省に確認したところ、1つの取組主体が該当することが判明した。【表4】

【表4】

地区	対象品目	支援内容 (平成28年度)	取組目標達成率	支援内容 (令和2年度)
A地区	玉ねぎ	【125百万円】 集出荷貯蔵施設	4 4 %	【1,392百万円】 建屋・保管施設

また、産地パワーアップ計画では成果目標の目標年度を迎えていないため事業評価は未実施であるが、個別の取組主体事業計画で事業評価を実施し、取組目標未達成となった取組主体が、事業評価後に、同一地区・同一品目の新しい別の産地パワーアップ計画に参加し、その中で新しい取組主体事業計画を作成し、採択された事例が6例確認された。

(参考) 産地パワーアップ計画と取組主体事業計画の関係について

産地パワーアップ計画に参加する農業者や農業者団体等の取組主体が取組主体事業計画を作成し、その計画の取組に要する経費に対して補助金を交付する。

取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成につながる取組目標を定める必要がある。

 産地パワーアップ計画 (例)「ねぎの販売額10%増」
 取組主体事業計画 (B農業法人)
 取組内容:収穫機械のリース

 取組主体事業計画 (C農業者団体)
 取組内容:パイプハウス資材の導入

-52-

④今後の改善点・ 検討の方向性

2. 目標が未達成の 場合の取扱いについ て

農林水産省は、産地パワーアップ計画の成果目標を達成できなかった補助金を支給しないための規定の趣旨を踏まえて、取組主体事業計画についても同様の規定を設け、効果的な事業執行に努めるべき。

調査事案名

(20) 産地パワーアップ事業

②調査の視点

3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①実施要領上、都道府県知事は成果目標の未達成だった地域協議会長等から改善状況の報告を受けるように規定されているが、報告の提出期限は定められていないため、都道府県においてどのように運用しているのか。

②実施要領上、改善状況の報告 を国に提出する規定はないが、 都道府県から地方農政局等に共 有されているのか。

> 【調査対象年度】 平成28年度~平成29年度 【調査対象先数】 道府県:44先

※調査対象となる計画がない3 都府県を除く

③調査結果及びその分析

3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①実施要領において、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況を事業評価することが規定されており、都道府県知事は、地域協議会長等から報告を受けた内容を点検評価し、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせることとされている。

しかしながら、当該規定には改善状況の報告の提出期限が定められていないため、道府県に対して提出期限の設定の有無について確認を行ったところ、8割以上で提出期限の設定がなされていたが、設定がなされていない道府県が存在した。【表5】

が存在した。【表5】 また、改善状況の報告の提出状況を確認するため、令和元年度に事業評価を行い成果目標を達成しなかった地域協議会長等から令和2年度中に道府県知事に対して改善状況の報告が提出されているのかを確認したところ、提出期限の設定が無い場合のみならず、設

<u>定がある場合でも未提出の地域協議会</u> 等があることが判明した。【表6】

【表5】

	有	無
道府県における改善状況の 報告の提出期限設定の有無	37	7

【表6】

	提出期限 設定有	提出期限 設定無
改善状況の報告が提出されて いる地域協議会等数	162	28
改善状況の報告が未提出の 地域協議会等数	4	1

報告が未提出の理由を道府県に確認したところ、「実績の計算に時間を要した」「地域協議会と提出期限の調整がつかなかった」「提出を求めているが、実施要領上に提出期限の設定がないため結果的に出てきていない」などの回答があった。

②実施要領において、改善状況の報告は都道府県知事へ報告するのみで、国に提出する規定とはなっていないが、道府県から国へ情報共有の状況を確認したところ、道府県自身の判断で共有している道府県もあったが、国には共有していない道府県が過半数を上回った。【表7】

国に情報共有している道府県の理由を確認したところ、「地方農政局等は関係機関と認識しており、情報共有するのが良いと判断した」「地方農政局等から提出を求められた」との回答が多かった。

【表7】

全て共有	一部共有	共有なし
13	2	26

④今後の改善点・ 検討の方向性

3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①改善状況の報告について、令和元年度末から1年以上経過しているにも関わらず、地域協議会長等から都道府県知事へ改善状況の報告が行われていないのは、適切でないことから、改善状況の報告が確実に行われるよう農林水産省は、実施要領に改善状況の報告の期限を設定すべき。

②改善状況の報告を国に共有している道府県もあったが、国費を支出して実施する事業について、適時適切に状況の把握やフォローアップする必要があることから、農林水産省は、国においても成果目標の未達成だった地域協議会等に対する都道府県の対応状況をフォローアップできるよう実施要領を改正すべき。

			総括	調	査	票			
調査事案名	全事案名 (21) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) 調査対 予 算					度:6, 150百万円 令和3年度:9, 8		内数)	
府省名	農林水産省	会計	бл. △. =⊥	項	農	山漁村活性化対策	兼費	調査主体	共同
組織	農林水産本省	五引	一般会計	B	農山漁村	活性化対策整備3	交付金ほか	取りまとめ財務局	(東北財務局)

【事案の概要】

「農山漁村活性化法」(※)に基づき、都道府県・市町村が策定した定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。

(事業の流れ)

- 1. <u>計画主体(都道府県・市町村)が活性化計画を作成し、</u>計画期間、 取組内容、<u>目標(以下「活性化目標」という)</u>及び以下の要件を満 たす対象区域(活性化区域)<u>を設定する</u>。
 - (1) 市街化区域(用途区域も含む)以外であること。
 - (2) 定住・地域間交流等を促進することが有効かつ適切であること。
 - (3) 活性化区域に対する農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域(又は漁港と一体的に発展した地域)であること。
 - (4)活性化区域の全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね5%以上の地域であること。
 - (注) (3)、(4) はいずれかを満たしていれば可
- 2. <u>事業実施主体(市町村、協議会等)が活性化目標達成のための事業</u> 実施計画書を作成し、事業活用活性化目標(以下「事業目標」とい <u>う)を定量的に設定する</u>(例:地域産物の販売額〇千円増、雇用者 数〇人増等)。
- 3. 計画主体から農林水産省に対し活性化計画に基づく施設整備等を交付申請する。その後、農林水産省にて審査の上、採択を決定する。
- 4. <u>事業完了後は事後評価を実施するが、 B/Cの構成要素の検証は事業</u> <u>目標のみで行うこととなっている</u>。また、事業目標の達成率が70% 以下の場合には改善計画書を作成することとなっている。



(※)「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

第一条 この法律は、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることを目的とする。

第六条2 国は、前項の都道府県又は市町村に対し、同項の規定により提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、<u>予算の範囲内で、</u> 交付金を交付することができる。

(施設整備の一例)



農産物加工(集出荷·貯蔵施設)



販売施設



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

調查事案名

(21) 農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)

②調査の視点

【調査対象年度】

平成24~27年度

【調査対象先数】

計画主体: 107先 (うち有効回答数

106 土同久 1

106、未回答 1) 事業実施主体:

107先(うち有効 回答数106、未回

答1)

が対象。

T

※平成30年度に事業 評価を実施した計画 主体、事業実施主体

- 1. 事業実施前の 検討状況等につい
- ・活性化目標・事業目標の設定プロセスによる達成 変の違いはあるか。
- 2. 他の施策 (※) との連携に ついて
- ・本事業は、他の 施策と連携してま 施する方が事業効 果が高いのではな いか。
- (※) 地方公共団体独自実施事業、農業農村整備事業 農山漁村地域整備交付金等地域振興関連の事業や本事業と同様の施設整備等が実

③調査結果及びその分析

1. 事業実施前の検討状況等について

・活性化目標及び事業目標がいずれも地域住民との話し合いを経て設定された事業数は45事業ある一方で、いずれもそうした話し合いを経て設定されなかった事業数は42事業であった。【表 1】

前者の活性化目標及び事業目標の達成率はそれぞれ70%、75%と高水準である一方、後者の各目標の達成率は、それぞれ63%、56%と低水準であり、<u>事前に地域住民と話し合いの機会を持ち、地域が主体的に本事業を踏まえた地域の活性化に取り組むことが有益であることが分かった</u>。【表 1】

【表1】地域住民との話し合いの実施状況と活用化目標及び事業目標の達成状況 n=106

	実		活性化目標			事業目標	
実施状況	施主体数	目標件数	達成件数	達成 率	目標件数	達成件数	達成率
計画主体、事業実施主体ともに実施	45	54	38	70%	52	39	75%
計画主体、事業実施主体どちらかが実施	19	21	13	62%	21	14	67%
計画主体、事業実施主体ともに実施せず	42	52	33	63%	55	31	56%

| |(参考)地域住民との話し合いによる効果

・販売する地元食材、ブランド化すべき商品 等を地域住民と話し合い決定したことで、整 備施設の有効利用につながった。

・施設整備により想定される効果を踏まえ、販 路の拡大、イベントの拡充等、今後の展開に つき地域住民と話し合い、目標を達成した。

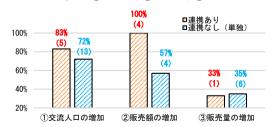
- 2. 他の施策との連携について
- ・本事業を他の施策と連携して実施した場合、<u>本事業を単独で実施した場合に比べ、活性化目標・事業目標ともに達成率が高いことが分かった</u>。【表 2 】特に「①交流人口の増加」や「②販売額の増加」を目標にした場合、他の施策との連携で達成率が高まる傾向があり、地域が本事業を地域振興施策全体の中で位置付け、他の施策と連携させて実施することが重要であると分かった。【図 1 】

【表2】他の施策との連携と活性化目標・事業目標の達成との相関関係

n = 106

	実	;	舌性化目標	Ē		事業目標	
他の施策との 連携状況	施主体数	目標件数	達成件数	達 成 率	目標件数	達成件数	達 成 率
連携あり	43	49	35	71%	47	35	74%
連携なし(単独)	63	78	51	65%	80	49	61%

【図1】他の施策との連携と目標種類別の達成率(件数) の比較 ①: n=24、②: n=11、③: n=20



(注) 上段に達成率、下段に件数を記載。

- (参考) 関連事業を実施したことによる効果例
- ・「県独自の関連事業(6次産業支援)を実施することで、販路の拡大、付加価値、生産者の意欲の向上につながった。」
- ・「社会資本整備総合交付金(道の駅整備)を実施し交流人口が増加したことで、地域産物の認知向上、販売の促進につながった。」
 ・「社会資本整備総合交付金(道の駅整備)を実施し交流人口が増加したことで、地域産物の認知向上、販売の促進につながった。」

④今後の改善点・検討の 方向性

1. 事業実施前の検討状 況等について

・活性化目標及び事業目標の設立時に、地域を設立時に、地域を設立を設立し合いの場を設立した事業を踏まえた地域の活性化で要件化するなどの対策を講計画のといる。ま業検討にで地域住民とのよう、活性で地域できるよう、改善すべき。

2.他の施策との連携について

相乗効果を見込んで地

さらに、農林水産省は、 本事業で整備可能な施設 がどのような他の施策と 連携したときに相乗効果 が高まるのかを検証し、 事業改善につなげるべき。

位置づけて検討すること

を慫慂すべき。

総括調査票

調查事案名

(21) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)

②調査の視点

- 3. 事業実施後のフォローアップについて
- ・事業目標未達成 の場合、農林水水 省による指導体 言や、計画主体に よる改善の取れを 実施しているか。

③調査結果及びその分析

3. 事業実施後のフォローアップについて

- ・事業を実施した106主体のうち、事業目標未達成は38事業実施主体であった。【表3】
- ・事業目標が未達成で<u>農林水産省から指導・助言があった18事業実施主体のうち、改善取組後の事業目標を達成した事業実施主体の割合は50%であり、農林水産省の指導・助言は事業の改善に有効であることが分かった。</u>【表4】
- -----・なお、事業評価年度では事業目標未達成であった36事業において計画主体が実施した改善の取組では、 「改善計画書の策定」などで一定の効果が見られた。

【表3】事業目標の達成状況

n = 106

事業目標達成状況 達成 未達成 68 38



【表4】農林水産省から指導・助言の有無別の改善取組後の 目標達成状況 n=36 (※)

農林水産省から	農林水産省からの指導・助言					
有	18	9 (50%)				
無	18	7 (39%)				

※現在改善事業実施中2事業除く

(参考)事業目標未達成であった36事業において計画主体が実施した改善の取組と改善後の目標達成状況 n=45 (複数回答可)

	実	件数内訳(割合)							
実施内容	施 件 目標値を 数 達成した		目標値は達成しな かったが、改善取組 実施前より実績値が 向上した	実績値は実施前と変 わらなかった	実績値が改善取組み 実施前より下がって しまった				
改善計画書を策定した	19	11 (58%)	4 (21%)	1 (5%)	3 (16%)				
計画主体たる市町村(都道府県)と事業 実施主体等との間で会議の場を設けた	12	5 (42%)	3 (25%)	4 (33%)	0				
特段検討していない	6	2 (33%)	1 (17%)	2 (33%)	1 (17%)				
その他	8	2 (25%)	3 (38%)	1 (13%)	2 (25%)				

④今後の改善点・検討の方向性

- 3. 事業実施後のフォローアップ について
- ・事業目標の達成状況を踏まえ、 事業評価年度前であっても計画 通りに実施されていないなど、 <u>目標達成に向け思わしくない状</u> 況にある案件については、必要 に応じ、農林水産省や計画主体 による指導・助言などの対策を 検討すべき。
- ・事業評価年度においても、事業目標未達成の場合、必要に応じ、農林水産省や計画主体による指導・助言、改善計画書の作成基準の見直しなどの対策を検討すべき。
- (注) 現在の事業要領では、 「事業目標の達成率が70%未満で ある場合」のみ計画主体が改善 計画書を作成。
- ・改善計画書の策定や農林水産 省の指導・助言を経てもなお事 業目標が達成できていない事例 を踏まえ、本事業の採択要件等 を見直すPDCAサイクルを回すこ とも検討すべき。

/ 34 / 1 /* | 1

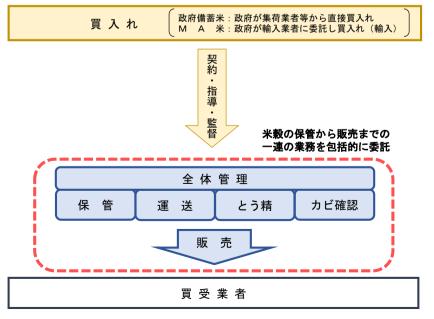
				総	括	調	査	票			
調査事案名	(23) 備蓄米 理・販売コス		・アクセス米	(MA米) O	- 1000	調査対象 多 算 額		度:26, 894百 6和3年度:	万円 ほか 28,181百万F	9)	
府省名	農林水産省	会計	食料安定供約	合特別会計	†	項		食糧管理費		調査主体	本省
組織	_	五司	(食糧管理	理勘定)		目	米穀販	た・管理業務	委託費	取りまとめ財務局	_

①調査事案の概要

- 国(農林水産省)は、政府備蓄米及びミニマム・アクセス米(MA米)(以下、両者を合わせて「政府所有米」という。)の管理及び販売に係る業務を実施しており、平成22年10 月以降は業務の合理化・効率化を目的として、保管から販売までの業務を包括的に民間の事業体へ委託している。
- 本業務の実施に当たっては、政府所有米の管理・販売業務について確実かつ安定的な運営を図る観点から、複数落札入札制度により、各年度3事業体との間で契約期間を5年半程度とする委託契約を締結している。
 - 政府備蓄米は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、国内産米の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために備蓄する国内産米。適正備蓄水準100万トン程度を前提に、毎年度20万トン程度の買入れを行い、通常は5年間程度備蓄した後、主に飼料用として販売しており、販売までの管理コスト及び売買差損について予算措置している。
 - MA米は、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意(WT0協定)に基づき、米の国境措置を維持する一方、最低限の米の輸入機会(ミニマム・アクセス)を提供するため、国家貿易により毎年度一定量(77万玄米トン)輸入する外国産米。主に加工用及び飼料用として販売しており、販売までの管理コスト及び売買差損について予算措置している。

政府借载平

【事業スキーム(平成22年10月以降)】



【政府所有米に係る財政負担(決算ベース)】

AC/II:	加田小					(単位:18円)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売買	損益	▲ 382	▲ 483	▲ 357	▲ 295	▲ 350
	買入額	▲ 434	▲ 429	▲ 404	▲ 280	▲ 454
	売却額	87	65	49	47	50
管理	経費	▲ 138	▲ 111	▲ 93	▲ 105	▲ 96
	保管料	▲ 83	▲ 75	▲ 72	▲ 70	▲ 73
損益	全体	▲ 520	▲ 594	▲ 450	4 00	▲ 446

						<u> (単位:18円)</u>
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売買	損益	▲ 375	▲ 234	▲ 67	▲ 235	▲ 287
	買入額	▲ 663	▲ 579	▲ 605	▲ 599	▲ 656
	売却額	322	358	487	376	382
管理	経費	▲ 130	▲ 117	▲ 95	▲ 76	▲ 81
	保管料	▲ 86	▲ 72	▲ 61	▲ 56	▲ 65
損益	全体	▲ 505	▲ 351	▲ 163	▲ 311	▲ 368

注1:売買損益とは、売買差額に在庫評価に伴う損益を加えたものである。

注2:管理経費とは、販売・管理業務に係る委託費のほか、事務費、金利等の経費を加えたものである。

注3.計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないことがある。

調査事案名 (23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト

②調査の視点

1. 政府所有米の管理委託 について

政府所有米の管理等については、毎年、3事業体へ包括委託されているが、3事業体を選定する結果として余計なコスト高となっていないか。

【調査対象年度】

平成23年度~令和2年度

【調査対象先数】

農林水産省: 1先

③調査結果及びその分析

1. 政府所有米の管理委託について

- 農林水産省は、委託先を3事業体とする根拠等について、競争性の確保が重要であるという認識の下、次のとおりとしている。
- ① 2事業体以下とした場合には競争の激化により、結果として入れへの参加を見送る事業体が発生し、民間事業者を通じた備蓄運営に支障を来すおそれ。
- (2) 逆に4事業体以上とした場合には、効率化が図られていない参加者まで落札することとなり、事業の質の低下が懸念。
- ③ 3事業体であれば、仮に1事業体が何らかの理由で業務継続が困難となった場合でも2事業体による業務継続が可能であり、政府所有米の安定供給の観点からも適当。
- こうした観点から、<u>本件業務に係る入札は</u>、農林水産省が<u>委託しようとするMA米の数量に達するまで</u>、「特別会計に関する法律施行令」第19条第4項の規定に基づき、一般競争により落札者を複数選定している。
- 具体的には、<u>入札書に記載する単価を特定の算式で算出した価格</u>(取扱手数料、保管経費、加工原材料用運送経 費及び飼料用運送経費それぞれの単価が予定価格の範囲内のものに限る。)<u>の低い者から順次、当該者のMA米の</u> 取扱希望数量の和がMA米の委託予定数量(60万トン)に達するまで落札者として決定する。

注:なお、政府備蓄米の取扱数量は、MA米の委託数量に応じて按分することとしている。

● この点、<u>入札実施要項には「入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、20万トン以下とする」と規定</u>されている。<u>平成26年度から令和2年度の入札実績</u>を確認したところ、<u>同期間中に落札したすべての事業体が上限値「20万トン」で入札</u>しており、<u>事実上、取扱数量は均等配分されている状況にある</u>ことが判明した。

【図1】入札書記載内容(抜粋)

「20万トン以下」の数量を記載 1. 入札.価格 2. 外国産米穀の取扱希望数量 • 取扱手数料 1トンにつき 円 (1) 万トン ← 保管経費 1期・1トンにつき 円 (2) 上記のうち加工原材料用の用途に販売する数量 万トン ・加工原材料用運送経費 1トンにつき • 飼料用運送経費 1トンにつき 円 (1) の2割以上の数量を記載

● 次に、<u>平成26年度から令和2年度の委託契約</u>について、<u>各年度における落札者決定価格</u>(入札書に記載する単価を特定の算式で算出した価格)の実績を確認したところ、同期間中の3箇年度において、落札順位1位と2位の差に比べ、2位と3位の差が5倍を超えており、上位3事業体との契約とすることでコストが増している可能性がある。また、<u>取扱数量が均等配分となっていることで、落札者間の競争が十分に機能していない状態</u>となっている。

注:契約した各事業体は落札順位を把握しており、価格差を公表することで今後の入札に影響を及ぼす懸念があることから、落札者決定価格の 原数値の掲載は控えることとする。

● なお、これまでの入札において、応札者数は5事業体程度で推移している。

【表1】応札者数の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
6	5	5	4	4	4	4

4 今後の改善点・検討の方向性

1. 政府所有米の管理委託に ついて

農林水産省は、<u>事実上、取</u>扱数量の均等配分となっている現行の包括委託の仕組みについて、より競争性が確保される制度設計とすべきである。あわせて、応札者数の増加のための方策について検討すべきである。

調査事案名 (23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト

②調査の視点

2. 加工用途への販売について

MA米の加工用米としての 販売について、販売先を多 様化させるなどの販売努力 は図られているか。

【調査対象年度】

平成23年度~令和元年度 【調查対象先数】

農林水産省: 1先

③調査結果及びその分析

2. 加工用途への販売について

- 加工用途への販売は、売却額の面で飼料用等の他用途と比較して有利であり、売買差益が期待できる。
- この点、各事業体は入札の際、MA米の取扱希望数量に加え、当該取扱希望数量の2割以上で、加工用途に販売する予定数量を入札書に記載することとなっている(図1参照)。平成26年度から令和2年度の入札実績を確認したところ、落札したすべての事業体が加工用途への販売数量について下限値である全体の「2割」に相当する量を記載していることが判明した。
- なお、農林水産省は、本数量は<u>落札者決定において考慮される項目や契約事項でなく、あくまで、過年度の販売</u> 実績に基づき、受託事業体に対して加工用途への販売を促すために示している指標であるとしている。
- 平成22年10月以降、現行の包括委託方式を採っているが、<u>平成23年度以降のMA米の加工用途への販売実績</u>は下記のとおりであり、MA米の販売数量全体に占める割合は平均で18.5%となっている。

【表2】MA米の加工用途への販売実績

(単位:万玄米トン)

									· +	77
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計(平均)
数量	11. 7	15. 0	16. 3	10. 5	9. 1	13. 0	16. 4	13. 9	12. 0	117. 9
割合	(15. 4%)	(23. 8%)	(26. 1%)	(16. 2%)	(10. 3%)	(14. 8%)	(22. 2%)	(25. 3%)	(18. 3%)	(18. 5%)
直近 5ヶ年平均	_	_	_	_	(17. 6%)	(17. 4%)	(17. 3%)	(17. 0%)	(17. 4%)	_

注1:数値は、会計年度毎の決算ベースのものである。

注2: 「割合」及び「直近5ヶ年平均」は、SBS (売買同時契約) による主食用への販売分を除く販売数量に占める割合である。

注3:計数はそれぞれ四捨五入によっている。

- MA米の輸入が開始された平成7年度以降、農林水産省は価格等の面で国内産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売する方針を採る一方、実際にはMA米に対する加工用需要は限られることもあり、飼料用への販売や海外向け食糧援助への活用も行ってきた。
- こうした中で、各受託事業体は全国の実需者団体等から需要動向を聴取するなどの取組を行っているが、<u>直近の</u> 販売数量は平均すると全体数量の20%を下回る状況が続いている。
- また、農林水産省は、国内産米の需給にも配慮しながら、受託事業体が作成する販売計画の確認や当該計画の変更にあたっての審査・助言を行っているものの、入札書への記載を求めている「2割以上」の販売を実現させるための積極的な取組を行っているとまでは言えない。

4)今後の改善点・検討の方向性

2. 加工用途への販売について

農林水産省は、売買差損の縮小に貢献しうる加工用途への販売について、国内産米の需給にも配慮しつつ、少なくとも受託事業体に対して示している販売目安「2割」を達成するため、より実効性のある取組を行うべきである。

また、加工用に限らずとも、 飼料用よりも有利な用途への 販売を促すよう具体的な取組 について検討すべきである。

総 括 調 杏

調查事案名 (23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト

②調査の視点

3. カビ検査等に要する 経費について

販売する際に必要となる カビ検査等に要する経費 は、適正な扱いとなってい るか。

【調查対象年度】

平成23年度~令和元年度

【調查対象先数】 農林水産省:1先

③調査結果及びその分析

- 3. カビ検査等に要する経費について
- 政府所有米については、

カビ状異物の有無の確認

カビ毒分析の試料採取

試料採取後のロット管理

販 売

- ① 販売直前に全量を解袋し、1袋ごとにカビ状異物の有無を目視等で検査(カビ検査)した上で、
- ② カビ検査後に一定量の試料を採取し、専門の分析機関によるカビ毒分析を実施

カビ状異物の発見

試料のカビ毒分析

しており、直近(令和元年度)の決算ベースで、①には30.7億円、②には3.8億円の費用が生じているところ。

注: MA米については平成21年2月以降、政府備蓄米については平成31年4月以降、カビ検査及びカビ毒分析を行っている。

食品用はカビ状異物が混入した米

を袋単位で、飼料用はカビ状異物

規制値・基準値を超過したもの

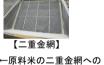
: のみを区分けし、その後廃棄処分

【図2】販売前のカビ確認、カビ毒検査の手順

<解袋、カビ検査(目視確認等)作業> <試料採取の様子>







● このうち、カビ検査については、過去の予算執行調査(平成22年度調査及び平成28年度調査)における指摘等を 受け作業体制の効率化が図られてきた一方、最近の検査結果を見ても、カビ状異物の発見は毎年一定程度発生し ている状況である。

【主っ】 政府武方业のカビ投本は用

(## I) \

【衣も】 成内が行木のかと検査和未											
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
検査対象数量	502, 344	454, 265	474, 740	503, 213	741, 268	723, 456	619, 794	460, 850	668, 421		
廃棄数量	87	38	34	25	10	44	19	113	43		
発見件数	174件	89件	56件	37件	27件	48件	27件	94件	65件		

注1:数値は、食品用と飼料用の合計値であり、政府備蓄米とMA米の合計値である。

廃棄処分

注2:発見件数は、同一倉庫に保管されている米穀について、1日の検査作業単位でカビ状異物が発見された場合を1件としている。

● 一方、カビ毒分析については、輸出国での船積み時や本邦到着後の検査等に加え、販売直前のカビ検査の徹底によ る効果もあり、これまで「食品衛生法」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく規制値 又は基準値を超えた濃度は検出されていない。

【表4】政府所有米のカビ毒分析の結果(平成23年度~令和元年度までの累積)

	区分	分析対象数量(トン)	試料点数	規制値・基準値(mg/kg)	規制値・基準値超の点数
食品用	総アフラトキシン	1, 050, 394	15, 063	0. 010	0
	総アフラトキシン	4, 097, 537	47, 149	0. 010	0
수그 보기 때	デオキシニバレノール	4, 097, 537	47, 149	1	0
飼料用	ゼアラレノン	4, 097, 537	47, 149	0. 5	0
	フモニシン	159, 964	1, 880	4	0

注1:数値は、政府備蓄米とMA米の合計値である。

- 注2: フモニシンは、令和元年度より分析対象に追加された。
- こうした現状を踏まえ、特にカビ毒分析については、これまで蓄積された分析データを基に、全ロットを対象と している現在の検査手法の合理化に向け検討する余地があると考えられる。

4)今後の改善点・検討の方向性

3. カビ検査等に要する経費 について

農林水産省は、販売する際 のカビ毒分析について、安全 性に留意しつつも、これまで 蓄積された分析データを基に した科学的根拠を踏まえ、よ り合理的な検査手法の検討を 行うべきである。

			総	括	調	査	票			
調査事案名 (24) 林業イノベーション推進総合対策(省力化機械 開発推進対策及び新素材による新産業創出対策)			111111	調査対象 予 算 額		度:194百万 分和3年度:	円 ほか 130百万円))		
府省名	農林水産省	A =1	6n A =1		項	林業振興対策	養 大 林 産 物 供 給	等振興対策費	調査主体	本省
組織	林野庁	会計	一般会計		目		振興事業費補即 共給等振興事業		取りまとめ財務局	-

【事案の概要】

本事業は、林業現場の生産性・安全性等を飛躍的に向上させるため、伐採・集材・運材や造林作業の自動化等に向けた機械開発、機械の小型化や傾斜地対応等の 改良・性能向上に向けた取組等に対して支援するものである。

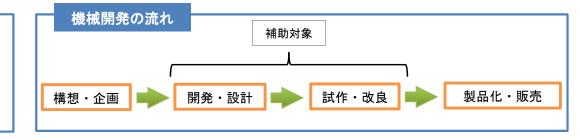
本調査では、①本事業により開発支援を行った機械の製品化に向けた現状はどうなっているか、②林野庁において、どのように採択案件を審査・決定しているか、 ③開発支援した事業者に対して製品化までの状況をフォローアップしているか、といった視点で調査を行った。

支援スキーム

定額

機械開発事業者

- ①事業者による提案書の作成。
- ②林野庁において審査後、外部委員による審査を経て、採択案件を決定。
- ③事業者は、機械開発や知的財産・林業施業等の有識者で構成される 検討委員会による技術的な助言・指導のもと開発を実施。



開発支援事例

伐採機械



リモコン式伐倒作業車

造林機械



乗用式造林作業車



造林用多機能アタッチメント

集材•運材機械





リモコン式/自動化架線 式グラップル



自走式搬器

調査事案名

(24) 林業イノベーション推進総合対策(省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策)

②調査の視点

1. 開発機械の製品化に向けた状況について

本事業により開発を支援した機械の製品化に向けた現状はどうなっているか。

③調査結果及びその分析

1. 開発機械の製品化に向けた状況について

平成27年度~令和元年度において機械開発を支援したプロジェクト全11件について、現在の開発・製品化の状況は【表 1 】のとおり。

(1)製品化済(4件)

「開発前に、林業専用ではない下刈り機を林地で使用し、あらかじめ課題を抽出していた。」など、4件すべてが、現場での検証や利用者のニーズ調査といった<u>事前の構想・企画段階の調査を実</u>施していた。

(2)製品化未済(7件)

7件のうち5件が、事前の構想・企画段階での調査を実施していなかった。そのうち、

- ①開発途中である4件においては、順調に試作を重ねているとする事業者もあるものの、
- ・「操縦性や作動の円滑化など、操作面での新たな課題が判明し、あと5~6年は必要。」
- ・「現場での安全性は確認できたが、規格・能力などの性能面に課題が判明し、検討中。」など、<u>試作・改良段階にて、ユーザー目線での課題を把握した事業者もあり、設計変更を要す</u>るような新たな課題の判明により、開発が順調に進捗していないプロジェクトも存在した。
- ②製品化を断念した1件は、試作・改良段階になって、必要な性能や安全性・操縦性を確保できないと判断、販売市場の動向も不透明であり、企業の開発方針を変更したものであった。

また、開発途中の6件が現時点で要している開発期間は、販売中の3件が要した開発期間より も、長くなっており、事前調査の有無が、開発期間の長さに影響する傾向がみられた。

④今後の改善点・検 討の方向性

1. 開発機械の製品化に向けた状況について

過去の採択案件にお

いて、採択前(構想・企

に検証すべき。

(単位:件、年) ※令和2年度末時点

【表1】開発機械の現状について

製品化断念

合計

11

		各機械の状況	7		前の の有無	平均開発 年数	機械の状況等
Ш				有	無	(※)	
行	製品化	販売中	3	3	0	2. 8	・販売は順調に進んでいる。購入者の声に応じ、引き続き製品改良を実施中 ・さらなる販売促進のため、林業者への営業を実施するとともに、製品改良も実施中 等
	済	販売準備中	1	1	0	4. 0	・購入に向けた問合せが多数あり、販売に向け量産方法を検討中
ariy.	製品化 未済	開発途中	6	2	4	4. 2	・試作品の試験にて、操縦性の向上や作動の円滑化など操作面での新たな課題が判明したため改良方法等を検討中(あと5~6年開発期間が必要) ・林業現場において、安全に作業を行えることは確認できたが、登坂能力など性能面に新たな課題が判明し、改良方法を検討中(時間・2012年1月11日 1月1日 1月1日 1日1日 1日1日 1日1日 1日1日 1日1
Ш							・試作品が完成し、今後耐久試験を行い、新たな課題の把握・改良を実施予定 等

5.0・必要な性能や安全性等を確保できず試作・改良段階で断念

【調査対象年度】 平成27年度~令和元年度

【調査対象先数】 林業機械開発事業者 6先(11プロジェクト)

5 (全体平均:3.9年)

調査事案名

(24) 林業イノベーション推進総合対策(省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策)

②調査の視点

2. 林野庁による事業採択について

事業採択(開発機械 の選定)段階において、 林野庁は、どのように 採択案件を審査・決定 しているか。

【調査対象年度】 平成27年度~令和2年度

【調査対象先数】 林野庁: 1先

3. 事業実施後のフォ ローアップについて

過年度に採択した事業について、林野庁は製品化までの状況をフォローアップしているか。

【調査対象年度】 平成27年度~令和2年度

【調査対象先数】 林野庁:1先

③調査結果及びその分析

2. 林野庁による事業採択について

本事業の採択までの流れは、【図1】のとおり。

林野庁職員が行う審査に加えて客観性・公平性を担保するため、林野庁の補助金全般を網羅的に審査する外部の民間委員を活用している。一方で、本事業を通じた開発、製品化に至るまでの過程が可能な限り円滑に進められるためには、開発企画や構想の良し悪しだけでなく、<u>開発可能性、実用可能性や採算性といった専門的・技術的観点に深化した審査も並行して行われることが望ましい</u>。

しかしながら、本事業においては、これまで専門的・技術的観点での審査が不十分であり、その結果、製品化未済のまま開発期間が長期化する一因になっていると考えられる。

【図1】採択の流れ

公募

応募

林里

林野庁職員

課題の整理・評価、報告

審査

外部委員

採

採択

3. 事業実施後のフォローアップについて

本事業では、林野庁は事業終了後も<u>成果把握などのための調査を実施することができる</u>。しかしながら、<u>同権限による調査を不定期に行っていたものの、必要なフォローアップを実施していな</u>かった。

また、開発事業体からは、

- 「補助事業期間内に開発が完成するとは限らないため、その後の開発段階においても、継続して製品化までのサポートをしてほしい」
- 「開発機械の実証場所や実証に協力してくれる林業者を紹介してほしい」
- ・「補助事業による行政との関わりにより、一企業では入手困難な専門的知見の情報提供に期待」 といった回答があり、<u>本事業をきっかけとした事後のフォローアップ、林業者や専門家とのマッチ</u> ングが求められていることがわかった。

(参考) 令和2年度省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策事業実施要領(以下「実施要領」という。) 第8 その他

林野庁長官は、本事業終了後においても、本事業の成果を把握するための調査に必要な報告を事業実施主体に求めることとし、事業実施主体は、当該調査のため、<u>本事業終了後においても、林野庁長官の求めに応じ本事業により開発した技術等の実証等の成果について報告する</u>ものとする。

④今後の改善点・検 討の方向性

2. 林野庁による事業採択について

林野庁は、<u>採択にあ</u>たって、開発可能性や実用可能性、採算性などについて、<u>専門的知見を用</u>いて判断し、採択すべき。

3. 事業実施後のフォ ローアップについて

林野庁は、実施要領に 基づく調査権限により現 状をフォローアップし、 製品化に向けた進捗を確 認するとともに、必要に 応じて専門的知見を活用 し、事業者のサポートや、 製品化までの見通しの再 検証を行うべき。

また、令和3年度事業より導入した、事業者から毎年度、開発進捗状況を報告させる仕組みを適切に運用し、事業者のサポートや次の採択案件の選定に活用すべき。

				総	括	調	査	票			
調査事案名 (25) 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な 調査対象 燃料備蓄の推進事業費補助金 予 算 額					令和2年度:4,848百万円の内数 ほか (参考 令和3年度:4,200百万円の内数)						
府省名	経済産業省			∨= τ	項	燃	料安定供	共給対策費	調査主体	共同	
組織	_	会計	会計 エネルギー対			B	石油製	見品販売第 事業費等	镁構造改善対策 ≨補助金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

【事案の概要】

災害発生時において、道路等が寸断した場合に、燃料供給側における強靭化だけでは、その供給が滞る可能性がある。このため、避難所や 避難困難者が発生する施設といった社会的重要インフラにおいて、災害発生時に自家発電設備等を稼働させるための燃料備蓄を推進すべく、 LPガスタンクや石油タンク等(以下「燃料タンク」という。)の設置を支援し、需要家側における自衛的な燃料備蓄を促進する。

主な補助要件

〇対象となる設置施設

- ・公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定し た施設(自治体庁舎、学校、公民館などの公共施設))
- 一時避難所となり得るような施設(地方公共団体が災害時 に避難所として活用できることを認知しているもの)
- 災害発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生 じる医療施設、福祉施設
- 〇災害発生時に備えて常時3日分以上の備蓄をしておくこと
 - ※防災基本計画において、発災当初の72時間は、救命・救助 活動において、極めて重要な時間帯であるとされている

事業の流れ、補助率



民間団体等



民間企業等

補助 (定額) 補助

中小企業: 2/3 大企業 : 1/2

事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガス タンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。



②調査の視点

- 1. 燃料タンクの設置状況等に ついて
- 〇 多数の燃料タンクが近接 していないか。また、設置 地域に偏りが生じていない
- 〇 国及び事業者は、自治体 ごとにどの程度の燃料タン クが必要か把握しているの か。また、設置にあたって 国・自治体・事業者間の連 携が図られているか。
- 2. 燃料の備蓄状況及び使用 訓練の実施状況等について
- 〇 災害発生時に避難所とし ての機能が果たせる状態と なっているか。

【調查対象年度】 平成30年度~令和2年度

【調査対象先数】

- · 民間事業者
- : 209先 補助を受けた民間事業者が
- 存在する市区町村:157先

括 調 杳

調查事案名 (25) 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

③調査結果及びその分析

総

1	. 燃料タンクの設置状況等について		
$\overline{}$	大市サマがよ に記案した 歴め カンカ	の記墨山となる。	4 □# /

〇 本事業で新たに設置した燃料タンクの設置状況を確認したところ、45基(約2割)が既設の燃料

タンクと近接(2km未満(※))していた。また、近接していた45基について確認したところ、20

基は過去に本事業で設置した燃料タンクであった。【表 1】 (※) 広域避難地の機能を有する都市公園の配置基準(避難時間1時間での避難距離を踏まえ、

おおむね2km圏域に1箇所としている)を参考とした。

○ 近接している燃料タンクの半数以上が、本事業によらず自治体自らが設置した燃料タンクであっ

たことから、自治体に対して本事業を知っているか確認したところ、約6割が「知らない」と回答

した。

また、本事業を知っていると回答した自治体に対して、本事業による燃料タンクの設置状況を把 握しているか確認したところ、「把握している」と回答した自治体は約2割にとどまっていた。 【表2】

さらに、事業者に対して設置先の自治体における燃料タンクの設置状況を知っているか確認した ところ、約半数が「知らない」と回答した。【表3】 ○ 本事業の審査基準を確認したところ、①国土強靭化地域計画を策定している市区町村に設置する

案件、②地震防災対策強化地域等に設置する案件、の優先順位で採択することとされているが、市 区町村・地域内における設置基準については特段定められていない。 ○ これらのことを踏まえると、想定避難者数など各地域の実情を踏まえて精査する必要はあるもの

の、燃料タンクの設置地域に偏りが生じている可能性がある。

2. 燃料の備蓄状況及び使用訓練の実施状況等について

〇 燃料タンクの備蓄量について、防災基本計画においては発災当初の72時間が救命・救助活動の極 めて重要な時間帯であるとされていることを踏まえ、設置した燃料タンクの備蓄量を確認したとこ ろ、約2割の事業者の備蓄量が3日未満となっていた。【表4】 ○ 設置した燃料タンクにおける使用訓練の実施状況を確認したところ、実施していない事業者が約

4割存在していた。【表5】 ○ 本事業で燃料タンクを設置した事業者のうち、日常的に当該燃料を使用している事業者が約8割 存在していた。【表6】

者であったにもかかわらず、必要となる備蓄量を確保できていなかった。 ○ 本事業の補助要件として、災害発生時における避難所として自治体と協定を締結していることが あるものの、備蓄量が不足していたり、使用訓練が実施されていないところについては、災害発生

また、上記の備蓄量が3日未満となっていた事業者のうち、約8割が日常的に使用している事業

時に避難所として機能しない状態となっているのではないか。また、本事業は日常的に使用してい る事業者に対する老朽更新の補助となっており、本来の目的とは異なる運用となっているのではな <u>いか</u>。

【表1】最短距離の分布

他の燃料タンクとの距離が2.0km未満 45 (21.5%) うち過去に本事業で設置した燃料タンク 20 (44.4%) × うち自治体が設置した燃料タンク 23 (51.1%) 🔆 2 (4.4%) ×

※欄については、他の燃料タンクとの距離が2.0km未満の燃料

うち類似事業で設置した設備(天然ガス) 他の燃料タンクとの距離が2.0km以上 同一市町村内に他のタンクなし

【表2】自治体が本事業を知っているか等

本事業による設置状況を把握している

本事業による設置状況を把握していない

本事業を知らない

タンク45基に対する割合

【表3】事業者が自治体の設置状況を知っているか 回答数(割合) 自治体における設置状況を知っている 102 (54.3%) 自治体における設置状況を知らない 86 (45.7%)

【表4】燃料の備蓄日数

3日未満

不明 11 (5 9%) n=188 (n=209のうち有効回答先)

【表5】使用訓練の頻度

3日以上

1年に1回程度行っている 75 (39.9%) 2、3年に1回程度行っている 10 (5.3%) 行っていない 67 (35.6%)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

【表6】日常的に使用しているか

半年に1回以上行っている

回答数(割合) 日常的に使用している 152 (80.9%) 日常的に使用していない 35 (18.6%) 未回答 1 (0.5%) 1. 燃料タンクの設置状況等につ

4)今後の改善点・検討の方向性

いて

回答数(割合)

90 (43 1%)

74 (35 4%)

回答数(割合)

98 (62.4%)

32 (20 4%)

27 (17.2%)

回答数(割合)

36 (19 1%)

141 (75.0%)

回答数(割合)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

36 (19.1%)

n=188 (n=209のうち有効回答先)

n=157

回・自治体・事業者間で連

携し、予算の効果的・効率的

な執行に資するよう、自治体

ごとに想定している避難人数 や既に設置されている燃料タ ンクの設置場所等を踏まえた

審査基準に見直すべき。

2. 燃料の備蓄状況及び使用訓

練の実施状況等について ○ 災害発生時に避難所として 機能するよう、十分な燃料が

常時備蓄されているか定期的

にフォローアップするなど、

補助目的に沿った厳格な運用 をするべき。

日常的に備蓄燃料を使用し

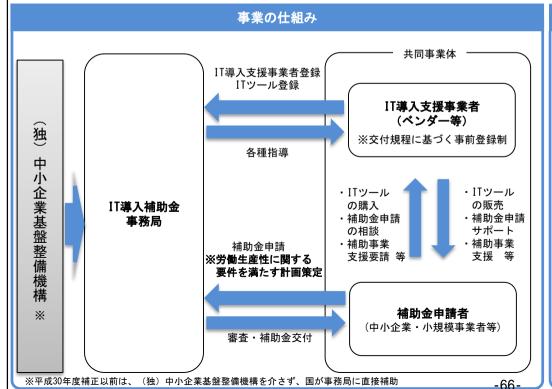
ていない事業者については、 使用訓練の定期的な実施を補 助要件にすべき。

〇 また、日常的に備蓄燃料を 使用している事業者について は、補助率の引下げを検討す べき。

			総	括	調	査	票			
調査事案名	至名 (26) IT導入補助金				直対象 算額		度補正(第 令和3年度		}):170,000百万円 <i>0</i>	D内数 ほか
府省名	経済産業省	A -1	6n A =1		項	独立行政法人	人中小企業基盤	整備機構運営費	調査主体	本省
組織	中小企業庁	会計	一般会計		I	独立行政法人中小企業基盤整備機構 一般勘定運営費交付金			取りまとめ財務局	_

【事案の概要】

- (1) 本事業は、中小企業・小規模事業者等が、<u>生産性向上に資する</u>ITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業費等に要する経費の一部を補助し、<u>生産性</u> 向上の実現を図ることを目的としている。
- (2) 本調査においては、補助金を効果的・効率的に執行していく観点から、
 - ①申請要件である労働生産性(KPI)の設定水準が適切か。また、実績について、適切にフォローアップがなされているか。
 - ②限られた予算の中で、幅広く多くの事業者がITツール導入による労働生産性の向上の気付きを得る機会とするためにも、初回事業者を優先して採択するべき。 一方、<u>過去採択実績のある事業者を採択する場合、初回事業者と比較して労働生産性の向上がより見込まれる者であるべきところ、その実態はどうか</u>。 について調査する。



主な申請要件および審査方式

労働生産性の向上要件

補助金申請者は、本事業を実施することによる事業終了<u>1年後~5年後※までの</u> 労働生産性の伸び率に関する計画を策定しなければならない。※事業年度毎に異なる

事業年度	労働生産性に関する要件							
平成28年度補正	3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上また はこれらと同等以上の生産性の向上							
平成29年度補正	3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上また はこれらと同等以上の生産性の向上							
平成30年度補正	3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上							
令和元年度補正	1年後の伸び率3%以上、3年後の伸び率9%以上							
令和2年度補正①②	一十枚の仲の辛ら70以上、3十枚の仲の半970以上							

⇒ (調査の視点)

申請要件である労働生産性(KPI)の設定水準及びフォローアップが適切か。

審査方式

経済産業省において定めた項目について加点方式による審査を行う。点数を積上 げ、上位の者から採択する仕組みである。

過去採択実績のある事業者については、初回事業者よりも一律低い点数から審査 がスタートする制度設計であり、減点措置を上回る計画の策定が求められる。

⇒ (調査の視点)

限られた予算の中で、幅広く多くの事業者がITツール導入による労働生産性の向上の気付きを得る機会とするためにも、初回事業者を優先して採択するべき。 一方、過去採択実績のある事業者を採択する場合、初回事業者よりも労働生産性の向上がより見込まれる者であるべきところ、その実態はどうか。

調査事案名

(26) IT導入補助金

②調査の視点

(1) 労働生産性(KPI)の要件設定水準及びフォローアップについて

補助金の申請要件である労働生産性(KPI)の設定水準が適切(設定値が低く、事実上要件となっていない等)か実態を調査する。

(2) 事業者別の労働生産性(KPI)の向上に関する計画及び採択の実態について

過去採択実績のある事業者は、初回事業者と比較して、労働生産性の向上がより見込まれる者が採択されているか。

【調査対象年度】

平成28年度~令和2年度 【調査対象先数】事務局: 1 先

③調査結果及びその分析

(1) 労働生産性(KPI)の要件設定水準及びフォローアップについて

〇事業実施報告書を基に、各事業年度ごとの<u>労働生産性(KPI)の計画達成状況</u>を確認したところ、平成28年度~30年度補正においては、事業開始から3年後までに労働生産性を1%向上させることが要件(A.)となっているが、実態としては、それぞれ1年後の時点で容易に達成されている状況(B.)であった。

また、令和元年度補正及び令和2年度補正においては労働生産性の要件が見直され、事業開始から3年後の労働生産性を9%向上することを要件として設定しているが、平成28年度補正の実績値(C.D.)は、この水準を大きく上回っている状況であることから、要件の設定水準について改善の余地があるのではないか。【表1】

〇平成29、30年度補正については、申請要件として事業終了5年後までの労働生産性の向上を求めているが、その設定年数までの実績値の報告義務が課されておらず、国として事業のフォローアップを行うことができない状態にあることが分かった。【表1】

また、事業実施報告書の提出を行っていない事業者が、事業実施後1年目においても存在しており、過去採択されているにもかかわらず報告書を提出していない事業者も存在していることが分かった。【表2】

(2) 事業者別の労働生産性(KPI)の向上に 関する計画及び採択の実態について

〇令和元、2年度補正の事業において採択された 事業者について、過去採択実績のある事業者と、 初めて採択された事業者の労働生産性(KPI)の 向上に関する計画の目標値を調査したところ、設 定状況に大きな差はみられなかった。

審査において<u>一律減点措置を講じているが、</u>補助金の重要な要素である労働生産性向上の点からは、<u>この審査方法は有効とは認められない</u>。 【表3】 【表1】事業年度毎の労働生産性(KPI)の向上計画(要件)と達成状況(1~3年後)

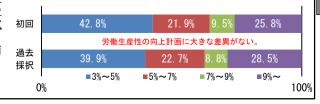
	平成 28年度 補正	平成 29年度 補正	平成 30年度 補正	令和 元年度 補正	令和 2年度補正 ①②
A. 労働生産性 (KPI) 向上計画 (要件) (<mark>3年後</mark> 伸び率)	1%	1%	1%	9%	9%
B. 労働生産性 (KPI) 実績値 (1年後伸び率)	8. 3%	10. 3%	4. 7%	_	
C. 労働生産性 (KPI) 実績値 (2年後 伸び率)	13. 1%	報告義務	1	1	
D. 労働生産性(KPI) 実 績値 (<mark>3年後</mark> 伸び率)	18. 3%	義 な し 	_	_	

- ※労働生産性は、事業開始年度を基準として増加率を算出したもの。※事業実施報告期間が到来していない年度については、労働生産性(KPI)の達成状況を「一」としている。
- ※労働生産性について、平成28年度補正から平成30年度補正においては、 5年間の計画策定を要件としていたが、令和元年度補正及び令和2年度 補正については、3年間としているため、本表においては3年間で比較 を行っている。
- ※平成28年度補正の実績値(D.) 及び平成30年度補正の実績値(B.) は、 新型コロナの影響のため伸び率が下がっていると推測される。
- ※労働生産性について、平成28年度補正から平成30年度補正においては、 5年後までの目標設定を申請要件としているところ、平成29年度補正は 1年後まで、平成30年度補正は一部の類型において3年後までの実績の 報告義務しか課せられていない。

【表2】平成30年度補正分の1年目の事業実施報告書の提出状況

		合計	報告済	割合	未報告	¦割合
	初回	6, 183	5, 380	1 187.0%	803	1 113.0%
通	過去採択	1, 203	1, 087	90. 4%	116	9.6%

【表3】令和元、2年度補正における初回事業者と過去採択事業者の労働生産性の向上に関する計画の1年目の目標値の分布



④今後の改善点・検討の方向性

(1) 労働生産性(KPI)の要件 設定水準及びフォローアップに ついて

〇経済産業省は、これまでの本事業のフォローアップ結果を踏まえ、適切に労働生産性(KPI)を設定する必要がある。

〇事業のフォローアップを適切に行っていくたかの、申請に行っていくたいる期間にのではないでは、実績報告をいるのでは、未報告者に対してとまれてを課すなど、事業の適底に努めるべき。 執行に努めるべき。

〇引き続き、適切なフォローアップ環境を整備した上で、PDCAサイクルを回し、労働生産性(KPI)については、その結果を踏まえつつ、定期的に見直しを図っていく必要がある。

(2) 事業者別の労働生産性 (KPI)の向上に関する計画及 び採択の実態について

〇経済産業省は、補助金の効率 的な執行の観点から、過去採択 実績のある事業者に対して、審 査方法を見直す必要がある。具 体的には、労働生産性の向上が より見込まれる事業者が採択されるような審査方法を導入すべ き。

			総	舌 調	査	票			
調査事案名	(33)002排出	出削減対策強	化誘導型技術開発・実証事業	調査対象 予 算 額		度:6, 500百万 令和3年度:		円)	
府省名	環境省		エネルギー対策特別会計	項	エネルギ-	一需給構造高度	E化対策費	調査主体	共同
組織	_	会計	(エネルギー需給勘定)	目	二酸化炭 委託費ほ	素排出抑制対 か	策事業等	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

【事案の概要】

各分野における002削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証事業に対し支援を行う。 事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を 実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。

≪事業内容≫

- ●気候変動による災害リスク低減やコロナ後のライフスタイルが変容した社会における ニーズを踏まえ、特に政策上重要な技術課題を設定し、優先テーマとして採択している。 初年度は委託事業として開始し、オープンイノベーションにより異分野の企業等が連携 することで複数の要素技術を同時並行で開発する体制を構築し、後年度に補助事業に移 行する等して確実な事業化につなげる。
- ●令和3年度より「アワード型」として、脱炭素社会構築に貢献するイノベーションの 卓越したアイディアと、その迅速かつ着実な社会実装が期待できる確かな実績・実現力 を有する者を表彰し、イノベーションの発掘及び社会実装を加速化する取組を実施する。
- ●この他、「ボトムアップ型」として、交通、建築物等、社会システム革新、再生可能 エネルギー、バイオマス・循環資源分野(令和3年度から社会変革分野、地域資源活 用・循環経済分野に再編)について、事業化の見込みが高く地球温暖化対策の強化につ ながる課題の採択・補助等を行う。



- ■事 業 形 態 補助事業(補助率:1/2) ●委託事業
- ■委託、補助対象 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- ■実 施 期 間 平成25年度~令和5年度

活用事例・事業イメージ



低コストな蓄電デバイス搭載定置式双方向充電システ ムおよび小型双方向車載充電器を開発・実証し、EV等 の普及促進を行うとともに、車載バッテリー活用によ る分散型エネルギーシステムの構築を促進。

社会実装例





※世界初の量産型電気 自動車 (日産リーフ) に搭載され、今日の電 気自動車が日常にある 社会の実現という社会 変革につなげた。

ニーズを踏まえた

重点テーマ設定

マイクロ水力発電

EVバッテリー※

実用化 社会実装

対象の技術レベル領域

地域

る者を表彰

社会実装が期待できる確 アワード型 かな実績・実現力を有す

これまで白色 L E D 照明器具の低コスト化技術開発や世界で初めて

の大型燃料電池バスの開発など、技術の開発・実証から実用化まで \bigcirc の社会実装を実現。 CO2排出大幅削減を通じた脱炭素社会の実現

基礎研究 応用研究

-68-

調查事案名

(33) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

②調査の視点

1. 商品化等やCO2削減効果の達成状況

- ・過去採択した事業について、商品化等をどの程度達成しているか。
- ・期待されたCO2削減効果の達成状況がどうなっているか。

【調査対象年度】

・平成25年度~令和2年度

【調査対象先数】

- 環境省:1先
- · CO2排出削減対策技術評価委員会: 1 先
- ・令和2年度までに終了の採択事業

●C02削減効果の達成状況

(民間企業、大学等)・・・・93事業 うち、CO2削減目標年度到来・69事業

委託のみ 61事業 (366,763千円/事業) 補助のみ 8事業 (283,292千円/事業) 委託・補助両方 24事業 (321,058千円/事業)

③調査結果及びその分析

1. 商品化等やCO2削減効果の達成状況

●商品化や実用化の実績

- ・令和2年度までに終了の採択事業 (93事業) について、実用化した事業は65事業 (70%) に達している一方で、28事業 (30%) が実用化に至っていない。【図1】
- ・また、実用化した上で<u>商品化に至った事業は22</u> 事業(採択事業中24%)にとどまり、販売計画の目標を達成した事業は1事業のみである。
- ・採択分野別でみた場合、③再生可能エネルギー ④社会システム革新⑤バイオマス・循環資源の分野は①交通②建築物等の分野に比べ、商品化に至らない傾向にある(<u>商品化されたのはその分野で</u>採択された事業の16%以下)。
- ・特に、③再生可能エネルギーと⑤バイオマス・ 循環資源の分野は他の分野に比べ、<u>実用化には至</u> るが商品化には至らない傾向にある。【表1】

【表1】分野別の商品化等の状況(令和2年度)

130 1 万里加	【数 1】为到为0周由11年00亿元(11年2年及)									
分野別	採択事業数	実用化	うち商品化	商品化率						
①交通	21 事業	16 事業	8 事業	38 %						
②建築物等	23 事業	16 事業	8 事業	35 %						
③再生可能エネルギー	28 事業	18 事業	3 事業	11 %						
④社会システム革新	2 事業	2 事業	0 事業	0 %						
⑤バイオマス・循環資源	19 事業	13 事業	3 事業	16 %						

【図1】商品化等の状況

商品化

22事業

(24%)

実績あり

18事業

(26%)

実績なし

51事業

(74%)

実用化した

が商品化に

43事業

商品化に至らず

71事業 (76%)

(令和2年度)

実用化

に至らず

28事業

※商品化:自社の製品として販売 や知財のライセンス化

等を行うこと

実用化: 商品化に向けて実使用 環境下での試験や実証

を実施すること

・令和2年度等のCO2削減効果については、CO2削減効果の目標年度が 到来している69事業(令和2年度目標68事業、平成30年度目標1事 業)のうち、CO2削減実績があるのは18事業(26%)にとどまる。その

うち、CO2削減効果の目標を達成しているのは1事業(1%)のみであり、<u>多くの事業がCO2削減効果の実績をあげていない</u>。【図2】

また、上述の事業について、<u>CO2削減効果量で見た達成度は、7%と</u>低調なものとなっている。【表2】

そのうち、商品化した事業の達成度であっても、20%と依然として 低調なものとなっている。

【表2】C02削減効果の達成度(令和2年度等)

【図2】C02削減効果の実績 (令和2年度等)

	目	標	実	績	達成度
CO2削減効果目標 年度到来の事業	1, 056	万 t -C02	77	万 t -C02	7 %
うち、商品化に 至った事業	357	万 t -C02	72	万 t -C02	20 %

(注)目標及び実績は、令和2年度までの目標がある69事業の合計値とその内数。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 商品化等やCO2削減効果の達成状況

・本技術開発・実証事業について、一定程度実用化が図られているものの、実用化に至っていないものが一部あり、また、商品化やCO2排出削減効果の達成状況は低調なものであった。

そのため、<u>商品化が低調なことや002削減効果が未達成の要因を分析・検討する必要がある</u>のではないか。(「2. 中間評価の機能について」「3. 事業終了後のフォローアップ」参照。)

- ・商品化が進むよう採択基準等について検 計すべき。
- ・商品化に至った事業であってもCO2削減効果の達成度が20%と低調なことを踏まえれば、採択時のCO2削減効果目標が過大に見積もられていると考えられるため、統一的に算出できる指標などを検討すべき。
- ・自らが商品化できずとも、他者に供与することによって社会に還元できるようなスキームも後押ししていくべき。
- ・以上を踏まえ、しっかりと商品化につながるなど、高いCO2削減効果が期待できる事業を採択することとし、予算の重点化を図るべき。特に委託事業については、国費負担割合が高いことを踏まえ、委託事業として行う必要性を精査しつつ、採択時の審査や後述する中間評価・事業終了後のフォローアップに関する見直しを強化すべき。

総 括 調 杏

調查事案名

(33) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発·実証事業

②調査の視点

2. 中間評価の機能について

- 中間評価において高評価であった事 業は、商品化につながっているか。
- ・中間評価の結果を翌年度以降の資金 配分の見直しにどのように反映している か。

【調査対象年度】

· 平成25年度~令和2年度

【調查対象先数】

- 環境省:1先
- CO2排出削減対策技術評価委員会: 1 先
- 令和2年度までに終了の採択事業の うち、中間評価の点数評価事業 (民間企業、大学等)・・・85事業

③調査結果及びその分析

2. 中間評価の機能について

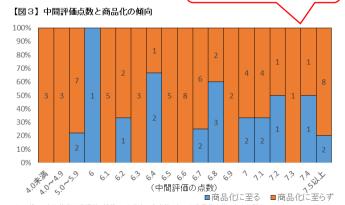
- ・中間評価の評価点については、採択期間3年であれば2年目に、2年であ れば1年目(平成29年度より)に評価点を付けている。
- ・評価点5.0以上の事業は、【図3】のとおり、評価点が高いから商品化につ ながっているというわけではない。評価点と商品化の傾向が連動しておらず、 中間評価の段階で商品化について十分な評価がなされていないことが伺われ る結果となった。
- ・商品化に至らない理由として、複数の事業から「低コスト化」「耐久性の 向上」「量産化への対応」といった課題が挙がっている。このため、これら の課題を中間評価の視点とする必要があると思料する。
- ・評価点5.0未満の事業は、全て商品化に至っていない。一方で、4点台の事 業は全て事業継続されている。
- ・資金面では、評価点5.0以上の事業の予算要望額に対する予算執行状況につ いて、その大半が90%以上、1事業を除き70%以上となっており、評価点に応 じた予算執行割合の変動は確認できなかった。【図4】

④今後の改善点・検討の方向性

2. 中間評価の機能について

- ・現在の評価は商品化の視点を踏まえたも のとなっていない。
- そのため、中間評価の評価項目に、低コ スト化、耐久性の向上、量産化への対応な ど商品化への課題を追加するなど、評価点 と商品化が連動する効果的な評価になるよ う見直しを検討すべき。
- ・その上で、評価点が低い事業は、開発計 画の見直しを含めて事業継続の適否を検討 すべき。
- ・中間評価の評価点に応じて、予算要望額 から減額するなど、資金配分の見直し基準 を設けることを検討すべき。
- ・上述の見直し等を通じ、各プロジェクト において事業者が高い効果を目指していく よう、インセンティブ付けの在り方を見直 していくべき。
- ・その上で、開発計画の見直しや事業中止 については、環境省は次年度事業額に適切 に反映すべき。

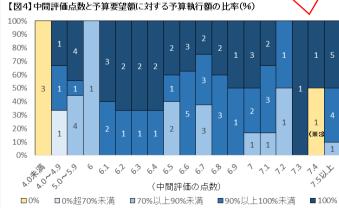
中間評価点と商品化傾向 が連動していない



- ※1 グラフ中の数字は事業数。棒グラフの高さは各点数における事業数全体に占める割合。 ※2 中間評価も数は、採択期間が3年以上の場合は2年日、年度内に再評価がある場合は再評価時の評価も

が連動していない

中間評価点と予算執行割合



- ※2 中間評価点数は、採択期間が3年以上の場合は2年日、年度内に再評価がある場合は再評価時の評価点。 ※3 設計トの課題がクリアできず、中断したため予算なしとなった事業。

調査事案名

(33) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発·実証事業

②調査の視点

3. 事業終了後のフォローアップ

・事後評価で助言した今後の課題について、どのような対応をしているか。

【調査対象年度】

• 平成25年度~令和2年度

【調査対象先数】

- 環境省:1先
- · CO2排出削減対策技術評価委員会: 1先
- ・ 令和元年度までに終了の採択事業 (民間企業、大学等)・・・74事業

③調査結果及びその分析

3. 事業終了後のフォローアップ

- ・事業終了時における事後評価において、商品化や実用化に関する今後の 課題を助言した事業は74事業であるが、その<u>対応報告や指導等の事後の措</u> 置を講じていない。
- ・今後の課題を助言した事業のうち、採択期間終了時点で商品化直前の事業 や実用化直前の事業について、その多くが商品化や実用化が進んでおらず、 指導等の措置が必要であったと思料する。【表3、4】
- ・また、そもそも事後評価における「今後の課題の内容」が「低コスト化を 進めること」や「技術開発を進めること」など、商品化や実用化につながる ような課題となっていない指摘も散見された。

【表3】採択期間終了時に商品化直前であった事業の令和2年度の商品化の進捗状況

採択期間終了時	令和2年度 <u>の商品化の進捗区分(事業数)</u>						
商品化直前の事業数	商品化	商品化直前のまま	事業中断等				
22	7	13	2				

商品化が進んでいない

【表4】採択期間終了時に実用化直前であった事業の令和2年度の実用化の進捗状況

採択期間終了時	令和2年度の実用化の進捗区分(事業数)					
実用化直前の事業数	実用化	実用化直前のまま	事業中断等			
25	6	16	3			

実用化が進んでいない

④今後の改善点・検討の方向性

3. 事業終了後のフォローアップ

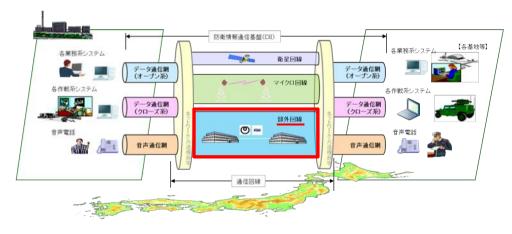
- ・事後評価で助言する今後の課題については、商品化や実用化につながるようなメルクマールとなる指摘にすべき。
- ・事後評価で助言した今後の課題について、 その対応報告を受け、<u>課題未解消の要因を</u> 分析し、指導等の事後の措置を講じ、意味 のあるフォローアップを行い、商品化や実 用化につなげるべき。

		総	舌 調	査	票			
調査事案名 (35) 防衛情報通信基盤の部外回線借上 調査対象 予 算 額				₹:4,670百万円 3和3年度:4,6				
府省名	防衛省会計	血血	項	防衛本省共	通費、防衛装備庁	共通費	調査主体	本省
組織	防衛本省ほか	一般会計	目		通信専用料	取	りまとめ財務局	_

【事業の概要】

防衛情報通信基盤は、防衛省・自衛隊の通信ネットワークを一元的に集約し、情報の共有、通信回線の有効利用や情報セキュリティの効率的な確保を目的に整備している、全自衛隊共通の通信基盤である。

その通信手段の一つとして、民間から借り上げている部外回線がある。部外回線は、防衛省・自衛隊に使用が限定される専用回線と、中継網を複数ユーザーで共同利用する共用回線からなり、どちらも通信ケーブルを用いた通信サービスを契約している。



【問題意識】

現行の部外回線の通信システムは、平成28年度末に構築され、令和3年度末には構築から5年を迎える。昨今の通信技術の高度化や防衛省・自衛隊の運用環境の変化を 踏まえ、より安価で、任務に必要な抗たん性や効率性に優れた通信環境の構築が可能ではないか。

論上

①契約通信容量の妥当性 現行の通信回線の契約通信容量、使用通信容量等を調査することにより、実態を踏まえた、より効率的な回線構築が可能ではないか。

②契約通信単価の適切性 市場の実勢等を踏まえた通信契約の見直しにより、通信接続料の低減が可能ではないか。

③通信環境の抗たん性 昨今の気候変動による災害等の影響を踏まえ、より任務の抗たん性を高める通信環境の構築を進めるべきではないか。

調査事案名

(35) 防衛情報通信基盤の部外回線借上

②調査の視点

1. 契約通信容量の妥当性について

契約通信容量と実績通信容量(ピーク値)を通信拠点別に一覧化し、<u>不合理に乖離が生じていないか契約通信容</u>量の妥当性について調査した。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

防衛省: 1先(通信回線が引き込まれている基地等491拠点)

2. 契約通信単価の適切性について

各通信拠点間の通信サービスについて、市場の実勢等を踏まえた通信契約が行われているか確認するとともに、通信接続料の市場動向について調査した。

【調査対象年度】

平成28年度~令和2年度

【調査対象先数】

防衛省:1先(通信回線が引き込まれている基地等491拠点のうち骨幹部を除く383拠点)

3. 通信環境の抗たん性について

防衛省・自衛隊の任務特性を踏まえ、 <u>通信環境の抗たん性の確保のための取</u> 組と課題について調査した。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

防衛省: 1先(通信回線が引き込ま

れている基地等93拠点※)

※93拠点は、サンプル調査した数

③調査結果及びその分析

1. 契約通信容量の妥当性について

契約通信容量と実績通信容量(ピーク値)を比較した結果、おおむね専用回線・共用回線ともに契約時の想定どおり利用されていることが確認されたが、契約通信容量と実績通信容量が大きく乖離し、見直し余地が確認されるものもあった。

具体的には、専用回線のうち約7.6%の回線、共用回線のうち約50.6%の回線 において、契約通信容量を見直す余地が確認された。

【表】通信回線の使用状況

		専用回線	共用回線 (広域イーサネット)
契	約通信容量>実績通信容量	15. 0%	70.0%
	乖離 大	7. 6%	50. 6%
	乖離 小	7. 4%	19. 4%
契	約通信容量≦実績通信容量 ※	85. 0%	30. 0%

※通信のピーク時において、多少の通信遅延が発生するものの、任務に支障は無い状況。

2. 契約通信単価の適切性について

複数社見積りが可能な回線については、必要な通信容量に応じた接続単価の比較を実施した上で契約回線を決定していることが確認できた。一方で、 事業者が防衛省・自衛隊向けの設備投資を行い提供される回線については、 明確な接続料の算定方法が明らかではないことが確認された。

市場の実勢の参考として、MVNO(仮想移動体通信事業者)向けの大手通信事業者のデータ接続料単価を確認したところ、電気通信事業法に基づく実績原価方式(※)で算定されている平成28年度から令和元年度において、約4割減少となっている一方で、同期間の防衛情報通信基盤の部外回線借上の契約単価はほぼ同額にとどまっていた。

※実績原価方式

| 接続料単価≦ <u>適正な原価+適正な利潤</u> | | 審要(回線容量)

3. 通信環境の抗たん性について

主要拠点間において、複数ルートの確保やバックアップ回線の確保といった取組を実施しているなど局所的災害等で一部の回線が断絶したとしても別の回線で重要任務の継続が可能となっていることを確認できた。一方で、<u>地</u>方拠点においては、複数ルートやバックアップ回線がないものもあり、かつ、有線の通信手段が多く、回線の断絶に対して復旧に時間がかかるという課題も明らかとなった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 契約通信容量の妥当性について

最適な通信ネットワークの構築に向けて、 <u>部隊等の通信所要について十分に検討した</u> <u>上で、</u>今般の実態調査結果を踏まえた、<u>必</u> <u>要な契約通信容量の見直しを行うべき</u>。また、<u>必要な契約通信容量については、</u>定期 的な通信容量調査を実施することにより、 検証できる環境を整えるべき。

2. 契約通信単価の適切性について

市場単価が適用しうる回線については、引き続き、近年の通信接続料の低減を踏まえた市場単価となっているか等の精査を実施するべき。また、防衛省・自衛隊向けの設備投資を行い提供される回線についても、市場単価を適用し得る部分と独自整備が必要な部分を確認の上、契約通信単価を精査すべき。

3. 通信環境の抗たん性について

引き続き非常時においても<u>防衛省・自衛</u>
<u>隊の任務の継続に必要な通信経路は確実に</u> <u>確保すべき</u>。その際、部外回線以外の通信 環境の整備状況も踏まえつつ、復旧が早く、 契約通信単位の変更が容易である無線回線 を取り入れるなど、<u>費用対効果を考慮した、</u> より抗たん性に優れた通信環境のベスト ミックスを検討すべき。

		総	括	調	査	票			
調査事案名 (36) 間接調達の適正化 調査対象 予 算 額									
府省名	防衛省会計			項	f	航空機整備費	調査主	体	本省
組織	防衛本省	一般会計		B	f	航空機購入費 記機購入費	取りまとめ	財務局	_

【事案の概要】

- 防衛装備品の調達の適正化を目指す「調達改革」については、これまで防衛省と元請けの受注企業(以下、「プライム企業」という。)との間における完成品等の調達(いわゆ) る「直接調達」)を中心に論じられてきた。しかし、こうしたプライム企業による完成品等の製造・納入に際し、コストの管理・抑制を適正に行うためには、プライム企業が下請 企業から行う部品等の調達(いわゆる「間接調達」)の適正化も重要となる。
- O このような間接調達の場合、防衛省と下請企業との間に直接契約関係が存在するわけではないため、防衛省によるチェック機能が働かず、プライム企業任せの管理となり、実効 <u>的なコスト管理がなされていない可能性</u>がある。そのため、「調達改革」を実現する観点から、<u>間接調達に対す</u>る防衛省の関与をより深め、間接調達の対象となる部品等の価格上 昇時における早期原因特定及び対応を可能とする体制の構築が必要ではないかと考えられる。
- 上記の問題意識に基づき、間接調達の具体例として、三菱重工業及び川崎重工業において製造を行っている、空自C-2、海自P-1、陸海空自UH-60JA/J、海自SH-60Kに係る間接調 達部品について調査を実施し、その調達手法や管理のあり方、防衛省の取り組むべき内容について検討を行う。 ※調査対象部品は、国産部品は1点100万円以上、輸入部品は1点1万\$以上のものを抽出している。

調査対象装備品



空自C-2



陸自UH-60JA



海自P-1



海自SH-60K



空自UH-60J

間接調達のイメージ 装備品 部品等 発注 発注 プライム 下請企業 防衛省 企業 製造・納入 製造・納入

直接調達

- 〇 防衛省とプライム企業間での 契約が存在
- 〇 調達品のコスト管理に防衛省 の関与が可能

間接調達

- 〇 防衛省と直接の契約は存在し ない
- 〇 調達品のコスト管理はプライム 企業が主体であり、防衛省の関与 が十分ではない

調査事案名

(36) 間接調達の適正化

②調査の視点

1. 間接調達部品の価格可視化・ 比較検証について

間接調達部品について、輸入・国産 を問わず価格の上昇しているものにつ いて経年比較を行い、その実態につい て確認する。

2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について

価格が上昇している間接調達部品について、プライム企業において低価格による調達を促すため、どのような仕組みが導入されているか確認する。

3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

防衛省において、間接調達の適正化に向けた管理や検証が適切に行われているか確認する。

【調査対象年度】 令和元年度~令和2年度

【調査対象先数】 防衛省 : 1 先 民間企業: 2 先

③調査結果及びその分析

- 1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について
- 〇 陸海空自衛隊で運用している主要な航空機(固定翼、回転翼)4機種を対象に、間接調達を行っている部品のうち、輸入・国産の別で調査開始年度※と直近契約年度を比較したところ、4機種いずれも調査開始年度に比して大幅に価格上昇している部品が多く存在しており【表1】、機種ごとの部品の平均価格上昇率は49.8%~144.2%となっていた。
 - ※ 調査開始年度については、C-2及びP-1は量産取得開始年度、SH-60K及びUH-60JA/Jは直近で連続的に調達を行っている年度を設定して調査を実施した。
- 経年の価格変動については、特に、<u>調達年度の間隔が開いた場合に部品の調達価格の上昇幅が大きくなっている</u>ものが多い。【表2】
- O また、防衛装備としての特殊性が認め難い機体内ドアハンドルについて、専用品としての調達を重視した結果、価格が約10倍となっていたことが確認されるなど、専用部品調達を継続したことの弊害が顕在化している。【表3】
- O なお、間接調達の対象となる<u>個別部品の価格等については、原則として、営業秘密として公開しないこととされている</u>。一方で、これらの原資が公金であることは直接調達と変わりなく、<u>開示により透明性を確保</u>することが適当な場合もあると考えられる。
- 2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について
- 〇 プライム企業が部品等を調達するに際しては、競争を促すため汎用部品については複数社からの見積り取得や、主要構成品の共通化、競争入札等を活用し、価格の抑制に努めているとのことであった。しかし、<u>防衛装備専用の部品等については製造企業が限られるため、競争原理が働かず、価格交渉に限</u>があるとのことであった。
- 〇 また、<u>装備品(最終製品)そのものの調達数量が少ない上に、更に減少する場合や調達時期が不定期となる場合がある</u>ことから、コスト抑制に向けた十分な<u>価格交渉を行うことが困難</u>との回答もあった。
- O 加えて、下請企業における価格高騰や事業撤退等が発生した場合における、プライム企業としての代替調達先の検討については、汎用部品であれば十分確保は可能であるが、<u>防衛装備専用部品については旧調達先</u>と同等の品質・価格・納期を満たすことが困難との回答があった。

【表1】間接調達部品の価格上昇の例

		調査開始年度		直近契約年度		価格	
		年度	金額	年度	金額	上昇率	
C-2	油圧系統部品	(輸入)	H23	数百万円	R元	数千万円	314%
C-2	バッテリ関係部品	(国産)	П23	数千万円		数千万円	167%
P-1	油圧系統部品	(輸入)	H20	数百万円	R2	数千万円	336%
F		数千万円	2	数千万円	271%		
UH-60JA/J	スタビレータ一部品	(輸入)	H26	数十万円	R2	数百万円	918%
OH-003A/3	警告灯部品	(国産)	Π20	数十万円	K2	数百万円	259%
SH-60K	機体内ドアハンドル	(輸入)	H26	十数万円	R2	百数十万円	850%
3H-00K	エンジン部品	(国産)	H20	数千万円	RΖ	数億円	332%

【表2】調達間隔が開いた場合の価格上昇の例

		継続取	継続取得最終年度		得開始年度	価格
		年度	金額	年度	金額	上昇率
UH-60JA/J	スタビレーター部品(輸入)	H28	数十万円	R2	数百万円	749.6%
	警告灯部品 (国産)	HZ8	数十万円		数百万円	261.9%
SH-60K	機体内ドアハンドル(輸入)	H28	十数万円		百数十万円	693.5%
	エンジン部品 (国産)	HZ8	数千万円	R2	数億円	276.3%

【表3】防衛専用品重視による価格上昇の例

LILL 60 IA / I	調査	開始年度	直边	丘契約年度	価格上昇	
UH-60JA/J	年度	金額	年度	金額	川竹工升	
機体内ドアハンドル(輸入)	H26	十数万円	R2	百数十万円	約10倍	



│ ○ 航空機のキャビンドアのラッチ機構 │ を操作するため、機体内側に設置する │ ハンドル。

総 括 調 杳

調查事案名

(36) 間接調達の適正化

③調査結果及びその分析

3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

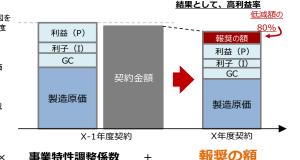
- 防衛省においては、間接調達も含めた装備品(最終製品)の予定価格の妥当性を担 保するに当たり、装備品(最終製品)の製造原価に対し金額割合が低い原材料や部品 については発注実績や市場価格、金額割合が高い構成品についてはプライム企業と下 請企業間の商議記録等をそれぞれ調査した上で、価格情報を蓄積し、一部担当者間で 共有しているとのことであった。
- また、装備品(最終製品)の調達において、間接調達分に対するプライム企業の効 率化努力も含めて価格全体の低減の動機付けのため、令和2年度から、企業努力によ る価格低減額の80%を報奨として付与する仕組みを導入しており、令和2年度において は中央調達で6件、地方調達で7件の報奨額を計上するなど、装備調達の効率化に努 めているとのことであった。【図1】
- しかし、ユニット部品の中身は確認していないなど、間接調達の実態把握が不十分 である上、防衛装備庁が発足した平成27年当時から検討されていた、コスト管理のた めのコストデータベースは未だ開発途上であり、調達情報の組織的な共有までには至 っていないことから、十分な管理・検証体制が防衛省全体として整っているとは言い 難い状況である。
- 加えて、防衛省においては、プライム企業側から要望の出ている、調達数量や調達 時期の適正化などに取り組むとともに、部品レベルにおいても防衛専用品で著しい価 格高騰が生じている現状を踏まえ、何らかの対策を講じる必要がある。

【図1】インセンティブの仕組み(インセンティブ・フィー制度)

前回契約価格と最新の要求に基づく計算価格を比較して、要因を 問わず、企業努力による価格低減額の一律80%を加算する制度 (施行開始時期:令和2年4月)

原価計算方式で予定価格を算定する案件(ただし、前回契約価 格等で基準価格を設定できるもの)

企業のコスト低減意欲を引き出すことによる装備品価格の低減



利益 = 総原価 × 標準利益率 事業特性調整係数

○価格低減に対する報奨を付与 (低減額の80%)

4)今後の改善点・検討の方向性

- 1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について
- 間接調達の実態について、防衛省における組織的な把握も十分になされて いるとは言えないことから、間接調達の対象となる個別部品の価格を把握し た上で、その妥当性、価格上昇理由等の検証を行うべきである。
- また、営業秘密とされている、間接調達の対象となる個別部品の価格等に ついては、すべて非公開とするのではなく、可能な限り透明性を確保できる よう、下請企業からの事前の同意取付を含め、具体的な情報公開のあり方に ついて早急に検討し、年度内に対応方針を公表すべきである。
- 2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について
- プライム企業における価格抑制策として、競争性の追求や部品の共通化な どが行われている。これらの取組を後押しするため、防衛省として、より主 体性を持ってプライム企業に対して関与・指導を行い、好事例については横 展開を行う・各社間の協力を促すなど、間接調達の適正化を通じた、装備品 (最終製品) の価格抑制に向けた体制構築を行うべきである。
- なお、間接調達部品の価格が高いことの理由として、装備品(最終製品) の調達数量がそもそも少ないことも挙げられていることから、装備品(最終 製品)の国産(ライセンス国産含む)が、装備品(最終製品)の調達手段と して妥当なのかどうか、個別装備品ごとに改めて検証を行う必要がある。
- 3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について
- 防衛省全体として、プライム企業任せにせず間接調達の実態を正確に把握す るためにも、実効的なコストデータベースを早期に構築し、価格上昇実態や原 因の把握・分析を徹底すべきである。
- また、プライム企業側における調達数量や調達時期の予見可能性を高めるた め、より計画的・効率的な調達を行うべきである。
- の加えて、装備品(最終製品)に求める基準の妥当性を部品レベルで検証し、 過度の独自性を追求せず、必要な見直しを行うことで、専用部品の使用を真に 必要となる範囲に限定し、汎用品や民生品の使用割合を増加させることで、装 備品(最終製品)の調達価格抑制に向けた実効的な対策を講じるべきである。